

第3号

三崎事件

荒井政男さんは無実

多い冤罪 再審事件で、横の連帯を

いま、わが国には死刑判決を受けて確定してしまった人が四十九人もいるという。このことはマスコミではあまり報道されていないし、さらに、その中の、実に多くの人が冤罪を訴え、また、事実のいくつかで無実の罪を押しつけられ、また、法律の適用を誤って裁判されて量刑が不当だとして獄中で苦しんでいるということも、あまり知られていない。それらの人は再審を請求し、あるいは再審をしてもらいたいと希望している。

死刑執行するな！

このことは、いかに、わが国の裁判が酷い状態にあり、誤判があとを絶たないかを示している。このような状態で死刑執行など、とんでもないことである。昨年一年は、二十二年ぶりに死刑執行がなかったという。当然のことと思う。今年も来年も執行ゼロを続けてもらわなければならない。

私の知っている限りで、いくつかの例を挙

げると、その四十九人の中に奥西勝さん（いわゆる名張毒ぶどう酒事件）、富山常喜さん（波崎事件）、袴田巖さん（袴田事件）がいる。これらの事件については、雑誌に書かれたり本が出たりしている。再審請求も何次かにわたって出され、日弁連も救済に動いている。また、さきおとし上告棄却となった渡辺清さんは、四人の殺人で死刑とされたが、そのうちの二人は押しつけられたものだ。一審で無期懲役だったものが、検察官からの控訴で二審判決が死刑というの酷いことで、諸外国では検察側からの控訴は認められていないというのに、わが国では横行している。一審無期・二審死刑は、昨年以上告され死刑確定した金川一さんも、晴山広元さんもそうだ。いずれも、証拠関係で矛盾が歴然としているから一審判決は確信のないまま無期にしている。それを、高裁は、処罰欲まるだしで死刑にしたものだ。

荒井政男さんも、昨年以上告棄却されたが、

荒井さんの高裁判決は本当に酷すぎる。全ての事実をいじわるく勝手に解釈して、冤罪の訴えをことごとくしりぞけている。

冤罪事件には、本当に共通の問題があるものだ。警察のでっちあげのやりかたにも共通したものがあつた。

荒井さんの三崎事件と、金川さんの事件は、殺人事件が起きた直後に現場に立ち寄り、まい、かわりになるのがいやで立ち去ったところ、あとで殺人犯人として逮捕され、押しつけられたという点で似たところがある。金川さんの支援者は「金川さんと共に生きる会」として熱心に活動している。

金川さんと共に生きる会

との交流会

去る三月十五日、金川さんの再審を目指し、東京でささやかな経験交流会が開かれた。おりから東京に来ていた免田さんも参加してくれた。免田さんは死刑囚として一時期は全く支援もなかったが必死になって訴え、再審開始決定を勝ち取り、それが抗告でつぶされてからも努力を重ねて日弁連の全面支援を得て三十四年後、晴れて再審無罪を勝ち取った人

だけに、貴重な助言をしてくれた。

免田さんは、金川さんの事件が自分の故郷の熊本県ということもあって、以前から関心を持ち、釈放されたあと面会にも行ったという。免田さんの経験から言っても、本人が必死になって、がむしゃらに無実を訴え、どうしてでっちあげられてしまったのか、また、どうして「自白」を取られてしまったのか、本人しかわからない問題が必ずあるから、それを手紙でも、上申書のかたちでもいいから詳しく全部書いて弁護士さんのところへ送ってくれることが大切だということだった。

金川さんは、あまり学校に行ったこともない少年時代をすごした人なので、字を書いたり、うまく喋ったりするのがてらしいが、最近はずごくしっかりしてきたと、弁護士の古川祐士さんが感心していた。古川さんは、勧銀大森支店事件（近田才典さん）で無罪を取ったことのあるベテランだ。

拘禁二法反対集会

三月十六日は、やっぱりゆるせない！拘禁二法案」という集会が開かれた。拘禁法Ⅱ代用監獄Ⅱ留置場こそ、冤罪の温床だ。

統一獄中者組合をはじめ多くの人が準備してきた集会で、百八〇人くらいの人が集まって、なかなかの盛況だった。司会には、三年前に「北朝鮮のスパイ」としてでっちあげられ酷いめにあった八尾恵さんとその支援者の渡辺弘さんが当たり、率直な司会ぶりで雰囲気をやわらかくした。

愛と人権フォーラムとして「留置場・女たちの告発」「続留置場・女たちの告発」「警察官の性暴力」と続けざまに三冊の本を出した手塚千砂子さんが留置場の酷い人権無視の実体を報告した。手塚さんの話は説得力がある。日弁連に新設された「刑事弁護センター」の委員としても大活躍中の海渡雄一弁護士からは、わが国と外国の逮捕・拘留手続きの比較が説明され、いかにわが国が人権後進国であるかが報告された。統一獄中者組合からは、獄外事務局員の村上省護さんが主として刑務所での懲罰（厳正独居）・訴訟妨害など当局

の酷いやりかたについての報告、同じく獄外事務局員の井出康昭さんから少年刑務所での処遇の悪さが報告された。

免田さんは、拘置所で三十四年のあいだに七十人ほどの死刑囚が処刑されるのを見送ったが、その中には何人か冤罪の人があったということ、自分の裁判・再審にかかわった裁判官は大勢いるが、事件を本当に調べてくれた裁判官はたった二人だけだったこと、ほとんどの裁判官が東大・帝大の出身者だったこと、わが国の司法制度の運用は西欧に較べると二百年おくられていること等を話した。

死刑を考える弁護士の会の安田好弘さんは、死刑廃止運動の現在を話され、代用監獄の廃止を求める市民センターの五十嵐弁護士は国連人権委員会に対してわが国の代用監獄の実体・人権無視の事例を訴える運動を起こそうと話した。

盛り沢山の集会だったが、さまざま運動分野の問題点が出され、拘禁法の改悪を許さないという共通の決意が再確認された意義は大きい。

（山際永三）



小野悦男さん

「無罪」出獄される



四月二三日、東京高裁（堅山真一裁判長）

で、小野悦男さんに無罪判決が出されました。当日の夕刊紙上でも、マスコミの報道の犯罪性とデッチあげた警察官による取調べの問題が大きく報道されました。小野さんは、一九七四年「首都圏連続女性殺人事件」の犯人として別件逮捕され、代用監獄で六カ月、深夜に及ぶまでの取調べによって自白を強要されました。

当時の新聞は、十件の殺人事件のうち八件は自供したと書いていますが、小野さんは、そのうちの一件について無理矢理起訴され、その無実を訴えて十六年間のたたかいを強いられることになったのです。第一では、検察官の筋書きどおり無期懲役でした。

今回の判決は一番判決を批判するもので、①法令手続違反として、六カ月にわたる刑事訴訟法の制約を無視した取調べが強制取調べである。②事実誤認として、殺害方法が自白と合致しないし、遺留品もあらかじめ警察が用意

したものを自白させて証拠としたなどをあげて事件と小野さんを結びつける唯一の証拠である自白の信用性を認めないというものでした。デッチあげた警察官や検察、一審裁判のありかたには怒りを禁じえません。

この日、多くの支援者が傍聴にかけつけました。死刑―冤罪事件で出獄してきた免田さん、赤堀さんをはじめ山田悦子さん、生原勇さん、松永優さんらの顔もありました。無罪判決の一報を聞くと、法廷外に待機していた入りきらない支援者からは、拍手とどよめきがわきおこり、肩をたたきあつて喜びあいました。一時半からは記者会見を終えた小野さんを囲んで報告歓迎会がもたれました。この日のために赤飯が用意され、ビールで乾杯となりました。

小野さんは、淡々とした表情の中にも、一六年無実を訴えてきたことがやつと実った嬉しさが、少しずつ笑みとしてこぼれてくる様子でした。小野さんを前にして、荒井さんにもこの日が一日も早く来るように、共に頑張ろうと心を新たにしました。

小野さんも、これからいろいろなことがあると思いますが、体を大事にして下さい。

ともに冤罪がなくなる社会を作っていくたいと思つた一日でした。
(青木)

声明

本日、東京高裁十二部において小野悦男さんの殺人等被告事件につき公正な判決がなされたことを、小野さんとともに喜びたいと思います。

十六年半にわたつて小野さんを獄中に閉じ込めつづけた冤罪の恐ろしさ――。

どうして、このような残酷なことが、まかり通つたのか――。

警察および検察の関係者に猛省をうながすとともに、捜査当局からの偏見に満ちた情報をもとに、小野さんを「首都圏連続女性殺人事件」の殺人犯人と書き立てたマスメディア関係者にも、これを機会に、二度とこのような冤罪づくりに加担する報道が行われることのないように、具体的な対策を講ずるよう呼びかけます。

一九九一年四月二三日

小野悦男さん救済会

暗い海

生原 勇

私の生まれた日は滅び失せよ。

「男の子が胎にやどった」と言った彼も、
そのようになれ。

その日は暗くなるように、

神が上からこれを顧みられないように、

光がこれを照らさないように。

神によっていわれのない凄惨な苦しみを与えられたヨブの悲痛な叫びは、その言葉の前に立つ私をたじろがせる。しかし直ぐに、これは私自身の言葉ではないかと気付く。

私は昨年一二月末、一四年に及ぶ獄中生活を終えた。あれほどに欲しかった自由をこの手に奪い返してみても、ヨブに似た苦悩は少しも薄らぐ事はない。

この世で冤罪ほど悲惨なものはない、と言われているが、冤罪の苦しみの中にいる者にとり、言葉は苦悩の飾りにすぎない。

冤罪者は苦しみを語るよりも、闘うことで

自らの生を支えなければならぬ。闘うことが生きるための力を与えてくれる。海に光はなく、語り合う友も無く、心を癒やす酒もない。ただ、羅針盤があるだけだ。その羅針盤の針が指しているのは、「無罪」。

海図もない暗い海の中で、「真実」のみが、羅針盤の針を固着する。飢えや渴きや疲労や狐独の中で、「真実」のみが槽をこぐ力を与え続けてくれる。わたしは無実である、わたしは人を殺していないという唯一の真実は、いかなる力よりも強いと悟るのだ。

一四年ぶりにあなたがたの住む社会に戻って来て、獄中生活で得たものはそれだけだったと、私は今、振り返る。

しかし、私の航海は終わることはない。私は今、自分が自由であるとはとうてい思えない。社会は依然として私に敵対したままだ。

奴等が私に新たに与えた身分「刑与者」であり、「人殺し」という奴等が焼き鏝で私の体に押し付けた烙印は、塀の中よりも想像以上に私の皮膚に深々と刻印されていることを、あなたがたによって知らされる。

だが、なにを怯む事があるろう。私には、奴等の力よりもはるかに強い「真実」があるの

だ。それは、時には私に、歓喜すらもたらしてくれる。歓喜である。無残な歓喜であり、惨めさと切り離せないものであるが、私の大切な音楽である。

黒羽刑務所の六年九か月の中で、私を最も苦しめさせたことの一つは、法廷で無実を叫んでいる冤罪者達が、次々に有罪判決を受けた事だった。荒井政男さんの控訴審判決、最高裁判決も、刑務所の工場の、貧しい昼食を食べながら、その時間だけ見る事ができるテレビで知った。

懲役一二年の有罪判決を受けた私とは違い、荒井さんは死刑判決である。そこが、私とは決定的に違う。荒井さんの今を思うと、私の心は萎える。死刑なのだ。なんとということか。荒井さんとは、東拘で一緒だった。毎日のように顔を合わせ、手紙のやり取りも頻繁にした。

「お互いに無罪判決を勝ち取って、娑婆で会おう」

というのが、二人の合い言葉だった。刑務所を出たら、なにもまず、荒井さんにおうと思っていたのに、それも不可能になってしまった。いったいどうしたらいいのか。

彼を取り戻す以外に無い。何としても彼を取り戻すのだ。長く困難な闘いであることは分かっている。でも、やらなければならぬ。

先日、荒井さんの救済会の方にお会いできたことは、大きな喜びだった。このような誠実な支援者の輪の中にいる荒井さんを羨ましくも思った。私も、これからは出来る限りのお手伝いをさせていただきたいと思っている。私もまた、これから再審闘争をしなければならぬのだが、私は、少なくとも名目上の自由の中にはいる。死刑という、人間にとり極限の苦しみ押し付けられた毎日の中にあるのではない。自分の事だけに関わっているのは許されないのだ。

死刑囚の冤罪者。その苦しみは想像を絶する。ここで必然的に、死刑廃止の問題にぶつかる。荒井さんの再審闘争を支援すると同時に

生原勇さんは、一九七七年五月、港区高輪グリーンマンションで銀座のクラブに勤める当時28歳の女性が殺された事件で、同年8月に不当逮捕された。物証が全くなく、暴行・脅迫によってウソの自白をさせられて懲役12年の判決が確定。昨年一二月満期出獄。全くの冤罪事件であり、現在再審を準備中。

に、死刑廃止を求めて闘うことも、私に課せられた事だと思ふ。

では、具体的に何をしたらいいのか？

法廷外の支援は、法廷内の活動を通じて法廷に反映してこそ意味がある、と弁護士の人と言っているが、理想がそこにあることはわかっている。そこまで支援の力を高めるには何をしたらいいのか？

私は同じ冤罪者として支援を仰ぐ立場にいるのだが、その私が敢えて言わせて貰えるなら、私が最も嬉しく思う支援は、あくまでも精神的なものである。私が一四年の獄中生活を闘い抜く事ができたのは、まったく支援してくださる方々の心を支えにしたからである。

私は貴方がたの心をもっと頂きたい。そんなものなど奴等の力の前に無意味だと思われる人もいるだろうが、獄の中にいれば、貴方がたの、「お前は無実である」という事を私は信じる」という声こそ、心の中で神を呼ぶ声のように繰り返し求め続ける、冤罪者の信仰であり酸素なのである。

荒井さんにも、どうかその酸素を送り続けて頂きたい。一人よりも二人、二人よりも三人、三人よりも四人である。支援の輪を広げ

て、奴等の機械仕掛けの傲慢な声を打ち砕いてやりたい。その上で、より具体的に再審闘争に関わりたいと思う。私は今、私のことに関心を持ってくれる人が現れたら、必ず、荒井さんのことを話す。石川さんのことを話す。袴田さん、富山さんのことを話す。死刑廃止について話す。

どうか、私の言葉が書きとめられるようにどうか、私の言葉が書物に記されるように鉄の筆と鉛とを持って長く岩に刻みつけられるようにヨブはまたこうも叫んでいる。

私たちは、荒井さんの叫びを慥でもって岩に刻み残さなければならぬ。それが、暗黒の海を漂う荒井さんの決して沈む事のない船になるのだ。やがてその岩は、必ず、奴等を打ち壊す斧となることを確信する。

「では共に闘わん」

この言葉は、荒井さんのあの顔を、声を、手紙の文字を、全てを思い出させてくれる。私もやはり、この一文の最後の言葉に、そう書くことにしよう。
「いざ、共に闘わん」

一九九一年三月三〇日

これは大變だ！ 監獄四法案を廃案に

四月一日、海部内閣は、現行監獄法の改悪案である監獄四法案を、国会に再々上程しました。

監獄四法案（刑事施設法案、留置施設法案、刑事施設法施行法案、海上保安庁留置施設法案）は、これまで二度にわたって国会に上程されました（ただし、一度目の八二年は刑事施設法案、留置施設法案のみ）が、いずれも日弁連を含む多くの人々の反対によって廃案となっています。

しかし、法務省は昨年一月の二度目の廃案直後から再々上程に動いてきました。自民党は三月十二日の総務会で今国会への提出方針を決定し、これを受けて、海部内閣は三月二十九日に閣議決定、四月一日に国会に上程しました。そして、通常国会の会期最終日である五月八日に継続審議になりました。

この法案は、代用監獄制度の存続や獄中者の人権保障において問題があるだけでなく、死刑確定者の外部交通権を完全に奪い去るという決定的な問題を持っています。この法案の成否は荒井政男さんをはじめ再審を闘う死刑確定囚にとって、まさに死活問題になっています。

◇留置施設法は冤罪をつくる

留置施設法案は、刑事施設法案第一一六条の「代用監獄存続」の規定を受けて、警察留置場を拘置所と同等の刑事拘禁施設とするための法案です。捜査・取調を行う者が被疑者・被告人の身柄まで管理するという、世界でも例を見ない代用監獄制度は、「明治」時代に制定された現行監獄法でさえあくまでも「代用」であると規定し、将来廃止することを予定していました。ところが、刑事施設法案と留置施設法案では警察留置場を刑務所・拘置所と並ぶ「留置施設」として規定し、代用監獄制度を恒久化しようとしています。

本来、勾留（未決拘禁）は逃亡防止が目的であって、捜査・取調のために身柄を拘束することは許されません。捜査・取調と身柄拘束は別々の機関が行うのが世界の常識です。取調官が被疑者の身柄を押え、食事・睡眠・排泄・医療・外部交通など一切を支配すると

き、この密室で何が行われるかは火を見るより明かです。こうして、代用監獄の中で数々の人権侵害と冤罪が生み出されてきました。荒井さんの場合はどうだったでしょうか。

逮捕直後の連行中に、交通事故で頭部を八針縫うケガを受けました。その荒井さんを、「二十四時間安静に寝るように」と医師が指示したにもかかわらず、手術した夜にも取調べているのです。また、三崎警察署は広報車で「犯人が逮捕されました」と市内にふれ回り、「三崎署前には二〇〇人が集まり、車をとりまき、荒井に向かって『バカヤロー』『殺してしまえ』と口々に叫び」（神奈川新聞一九七一年一月二七日付）というありさまでした。市民を動員しデッチ上げの状況を作り出したのです。

そして、警察は荒井さんの食事・睡眠の一切を支配し、取調中に娘さんの手紙をチラつかせたり、店をやっつけていけないくしてやると脅かして、孤立無援の状況を作り出して荒井さんを追い詰め、ウソの自供を強制したのです。

免田・財田川・松山・島田など多くの冤罪事件でも、この代用監獄をフルに使った人権

侵害と自白強要が行われてきました。この四月二十三日に無罪をかち取った小野悦男さんに対しても、半年間にわたって他に誰もいない特設の留置場に拘禁し、ウソの自白を迫っていたのです。

留置施設法案では、さらに拘束具の使用や懲罰、接見・差入の制限、強制医療など刑事施設法案の規定が、そのまま警察留置場に準用されます。したがって、警察独自の権限でこれらのことができるようになるのです。これが拷問的取調に利用されないはずがありません。



3月26日、拘禁二法反対集会

☒ 刑事施設法案と 死刑確定者の処遇

次に、刑事施設法案の問題点を見ていきましょう。

1 外部交通権の制限

刑事施設法案は、第二編第六章の「受刑者の面会、信書の発受」、第三編第二章の「被勾留者の面会、信書の発受」で外部交通権の制限を明文化し、強化しています。

「施設の規律秩序を害するおそれ」「刑事施設の状況に関して、明かな虚偽の記述がある場合」(受刑者については更に「矯正処遇の適切な実施に支障があるおそれ」と施設の長が判断すれば、面会を中止させたり、信書を塗りつぶしたり、差し止めたりできるとされています。差入の書籍・文書についても同様です。

これでは、所長の判断しだいでどんなものでも不許可にできると言っているのと同じです。獄中者にとって外部交通は社会との関わりや人間関係を維持していくために必要不可欠のものであります。獄中者の面会に一人一人立ち会ったり、ちょっとしたことでもいちいち手紙

を塗りつぶしたりしているのは、日本の監獄だけです。法案は、それを更に強化しようとしています。

2 強制医療の新設

法案は、第二三条で「医療上の特別措置」として強制医療・強制補給の規定を新設し、また第八一条では受刑者への「治療的処遇」として「障害者」に医療や訓練、差別待遇を強制する内容になっています。

「獄中で恐いのは病気になったときだ」と言われるほど、獄中医療はないに等しいのが実態です。医療放置した上に、獄外医療は受けさせない、そして獄中医療を積極的にやる場合は医療目的とは無縁の殺人行為を強制するというのが監獄の医療です。

このような獄中医療によって、
①一九六九年、横浜刑務所で12名の獄中者が懲罰目的の電気ショックで殺され、②七六年、大阪拘置所で鈴木国男さんが鎮静剤コントミンの強制注射で殺され、③八三年には東京拘置所の医療放置により高尾猶行さんが殺され、④八三年、三重刑で3名が不審死、⑤同じく新潟刑で四名が相次いで死亡、⑥八九年、医療放置によって癌の末期状態にあった

荒木虎美さんを、本人の希望に反して福岡拘置所から八王子医療刑務所に引き離して死亡させています。

また、現在、東京拘置所は永田洋子さんの脳腫瘍についても医療放置し、獄外医療を妨害し続けています。

①②の例で明かなように、「強制医療」は医療行為とは無縁の殺人行為にはかなりません。

3 規律・秩序の強化

法案は第三七条で「刑事施設の規律及び秩序は厳正に維持しなければならない」と世界でも珍しい原則規定を置き、現行監獄法にもない新たな強制手段を規定しています。

第三八条では看守の「指示・命令」権、三九条で「身体の検査」、四〇条で「隔離」拘禁、四一条で実力による「制止」を規定し、隔離拘禁以外は面会者に対してもできることになっていきます。

さらに、四二条で「捕縄・手錠・拘束台及び防声具の使用」を規定し、四三条では鈴木君を殺した「保護房」収容を新たに明文化しています。また、四四条では「武器の携帯・使用」を規定し、ここで武器使用の対象を新

たに第三者（獄外者）にまで拡大しています。このように、獄中者に対する直接の暴力的強制手段をこれまで以上に増やし、さらにそれを第三者にまで拡大したのが、刑事施設法案の特徴です。

4 個別的・段階的処遇

法案は「個別的・段階的処遇」を受刑者処遇の原則としています。四階級の累進処遇以外は全受刑者の待遇を一律としている現状に對して、受刑者個々人に応じて待遇も変えていくというのがそれです。これによって、獄中者はバラバラに分断され、当局の恣意的な分類によって待遇に差をつけられ、冤罪を主張する者や反抗的な者が今まで以上に閉鎖的・孤立的な待遇を強制されたり、獄中者の精神的・思想的な面にまで監獄当局の介入が強められます。

当初の構想にくらべると法案ではこれが「後退」したと言われていますが、それは「開放処遇」などが「後退」したということだけで、それだけに一層、分断支配の面が前面化しています。

法案の第二編第二章の「矯正処遇の実施」がその具体化ですが、その細目は法務省令に

委ねられており、予定されている法務省令案では十段階にも及ぶ待遇の細分化がなされています。

5 無賃金労働の存続・強化

法案は第七一条で「作業により生産された物品の売り払い代金、外部事業所からの収入、その他の作業の実施による収入は国庫に帰属する」と規定し、これまでの「賞与金」を「報奨金」と名前を変えただけで、監獄労働の無賃金制を維持しています。

これによって、受刑者には二―三年勤めて月数千円、十年勤めても月一万円程度の金しか支払われず、出獄したその日から衣食住にも事欠き、すぐに刑務所に舞い戻るといふ現状が維持されることとなります。

6 外国語による面会・信書・書籍の制限

法案は第三四条（書籍）、第一〇一条（面会・信書）で外国語による面会・信書・書籍について、検閲のための翻訳費用の負担を獄中者に強制しています。

これは、獄中者の一割を占める在日朝鮮人・韓国人に対する伝統的な差別待遇・同化政策を継続し、新たに増えているアジア系在日外国人労働者にも耐えがたい負担を強制す

るものです。

☒死刑囚処遇の改悪

以上のようにさまざまな問題点を持つ刑事施設法案の中でも、最も重要な転換は死刑囚処遇の改悪です。

現行監獄法は、第九条において「本法中別段ノ規定アルモノヲ除ク外刑事被告人ニ適用ス可キ規定ハ：死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ之ヲ準用シ」と規定し、死刑確定者の面会・文通も未決囚なみに誰とでもできる建前になっています。これは、死刑確定者には「死刑」という刑罰以外の刑罰は課してはならないという趣旨からです。事実、免田さんの獄中記にもあるように、以前は制限のない状態が当たり前に行われていました。

ところが、一九六三年に「法務省矯正局長通達」が出されて以来、徐々にその権利が制限され始め、今では条文とは全く逆に、親族以外とは面会・文通を認めない運用がむしろ原則になっています。

法案は、第二二一条でこの現状を居直って明文化したばかりでなく、第四編「死刑確定者等の処遇」をわざわざ特別の項目として新

設し、その冒頭第一一八条で「死刑確定者の処遇は、その収容を確保しつつ、その者が心情の安定を得られるようにすることを旨として行うものとする」と死刑確定者の待遇の原則を打ち出しています。これは、現行監獄法第九条に規定された死刑囚処遇の原則の大転換を意味するものです。

法案の言う「心情の安定」論を端的に示したものと、安島（旧姓小山）幸雄さんと養親との面会禁止処分取消訴訟で国側が出した準備書面があります。「死刑確定者の処遇においては、千々に乱れるその心情を細密に把握してこれを安定させ、安定した心情が再び攪乱されることのないように不断の努力が要求される。できうる限り正義、人道にかなった死刑の執行を行うべきである。極限の努力によって死刑確定者に受刑の意義を認識させることが死刑存置の意義を高めるために求められている。そのために拘置所当局には、死刑確定者が一人静かに罪の自覚や被害者に対するしよく罪の観念をおこし死そのものを安らかな気持ちで迎えられるように指導するという務めを負わされている。」

何という国家の思い上がり、人間性の冒瀆

でしょう。もともと死刑とは、国家が一個の人間に対して一切の抵抗のすべを奪った上で死を強制するという、ある意味で戦争よりも残酷な、最も非人間的な行為です。このような脅威にさらされている死刑囚に対して「心情の安定」を要求するなどということ自体が、人間性を全く無視した矛盾以外の何物でもありません。まさに、「心情の安定」論は死刑制度の非人間性を上塗りするものです。

法案が成立すれば、このような「心情の安定」論によって、死刑囚を二十四時間テレビカメラで監視したり、親族以外との面会・文通を禁止するというような現在の非人間的な死刑囚処遇がさらに強化され、再審のための活動さえますます妨害されるようになります。

以上のように多くの問題点を持つ監獄四法案の成否は、荒井政男さんの再審闘争はもちろん、荒井さんを含むすべての獄中者の人権の根本にかかわる重大な問題です。獄中にいる皆さんと連帯して、監獄四法案を廃案に追い込んでいきましょう。



荒政さんだより

②



下さい。

今日、一月二三日再審弁護団の弁護人が再審への面会相談に来て下さいました。弁護人さんも闘魂燃えあがっていました。再審への

コーヒーの香り満ちたる獄房に冬の冷え込みしばし忘るる獄窓をすべて閉め切り大寒のコーヒータム楽しみ生きん小春日の風冷たくて獄房に指かじかみて手袋したり大寒の冷えが身に沁む獄房に無実無念の闘魂燃ゆる買入れの小みかんうまし大寒に一ヶ腐りて我慌てたり面会に足がはずむよ大寒に小川原先生来たる嬉しさ私は、人間という動物は、どんな劣悪な処遇にも馴れて生き抜かれる、耐えられることを体験して苦笑しています。今、私の方、再審闘争へ火の玉となって燃えあがっています。暖冬の獄中において私の足も元氣印ですからご安心

闘いについては省略いたします。だがはつきりいえば、三崎事件の闘いは、始めっからまちがった裁判だから、一から闘いを新たに取組むということになります。無実勝利の再審獲得あるのみです。みなさん共に死刑廃止をがんばりましょう。

(一月二三日記)

死刑確定囚処遇にも二通りに分けられています。殺人を認めている死刑囚は二ヶ月に一回又は月に一回の東拘内での「会食」会合があります。運動は、五、六人づつ位一緒になって戸外運動をやらせています。冤罪闘争中の私や、袴田巖君や波崎事件の囚人は「会食会合」は勿論ありません。戸外運動も一人です。そして、おとなしく吊し首の処刑に服させることを目的にして、精神安定させることを名目に行っているのです。前々から聞いていた通りであることが分かりました。冤罪闘争中の死刑確定者と有実死刑囚はその他でもひどい差別処遇をされているわけです。しかし、どちらにしても死刑囚の処遇は「国家権力犯罪者集団の本姿」を暴露したものと云えます。この「不当処遇」を私は、再審への闘いの肥

しにして闘い抜きます。

(二月一日記)

一日一日と春らしく獄房内が暖かくなっていくのが分かります。私も体調良好ですからご休心下さい。

今日は、湯タンポの捨て湯で肌シャツ二枚の洗濯を朝食前にしました。まだ水は冷たいけど、春は確実にやってきましたね。腹巻を取って肌シャツを一枚減らしたけど、全然寒くないもんね。何よりも山鳩が唄い出しているもんね。

そして大地が暖まってきたのか、糸ミミズが土中から顔を出し始めてきてツグミ鳥のエサになっている様子をよく見ることができている頃です。毎日この糸ミミズをエサにしているツグミ鳥の姿を観察しています。トイレに腰をかけて毎日観察している私の心は、春の陽射しのように暖かくほころび、微笑します。そしてクスクス笑ってしまいます。

(二月一七日記)

三月に入ってから看守の制服が、前に着ていた草色した服と戦闘帽に変わりました。そ

して朝は夜勤明けの看守等が、「おはよう」とあいさつするようになりました。夕方、点検後に帰る部長看守らが「おやすみなさい」とあいさつしていきます。アメとムチです。

法務省は、監獄法改正や留置法などの二法案を今国家へ提出するというので、私らは反対です。この「二法案」を許したら、ますます獄中生活が軍隊化していきます。刑務所が銃器類所持できることが改正項目にあるからとんでもない改悪です。警察留置施設もとんでもないことです。デッチあげが、さらに強化されることになります。二法案反対です。

(三月一八日記)

みんなお元気で頑張っていることと思います。今月は足の痛みがひどくないから起きていろいろな書き物などしています。もちろん両足とも真冬なみの重装備です。ももひきは三枚重ねです。防寒ももひきのおかげでとても助かっています。

私の食器口側廊下側窓から見えるしだれ桜の蕾がずい分とふくらんで今にも開花せんばかりになってきました。つぼみはびんく色に変ってきましたよ。今度天気になったら一斉

に咲き出すでしょう。それが楽しみです。

月日のたつのが早くて驚いています。もう四月だものね。三崎事件の証人たちが生きている内に再審をやりぬきたいものです。

ゆうべの巨人対中日戦ナイト2日目も中日が4対1で連勝しました。私は読売巨人が負けさえすればそれで万歳なのです。読売新聞が大嫌いだからです。(笑)三崎事件上告棄却報道でも正当な報道のやり方をやっていないからです。だから読売巨人は絶対に負けることを期待しているのみです。

(四月一日記)



潮風にのって

◆弁護団・救援会の皆様お元気でしうか。

東京ではもう梅の便りも聞かれる此頃ですが、ここ北海道の原野はまだ深い雪に覆われています。

「潮風」送っていただき有難うございました。荒井さんの様子、再審へ向けた新たな闘

いへの決意などが手にとるように伝わってきました。更に全国の支援者の荒井さんへの熱い連帯の思いに、私も励まされました。

荒井さんとはもう十数年のおつきあいをさせていただき、東拘へも何度か接見を訪れ、高裁段階での公判にも何回か傍聴させていただきました。六年前に北海道に転勤になってからは、クリスマス・カードと暑中見舞を差し上げる程度で、具体的な支援に何の力添えもできず、恐縮しております。

昨年一二月に、クリスマス・カードと、衣類ダンボールを一函、荒井さん宛に送りましただころ、東拘所長名で、カードが返送され、衣類ダンボールの差し入れについてはこれを許可せず処分する旨の通知がありました。私はこの処置に対してはげしい憤りを感じ、すぐさま所長宛に差し入れ禁止の理由を明らかにすること、そしてこのような処置は獄中にある身の人間に対する著しい人権侵害であり、許すべからざる行為であるということを強く訴えました。衣類のダンボールには、厳寒の獄舎で、死刑の強迫をはねかえして闘いつづける荒井さんを、少しでも力づけようと集められた、毛糸の手編みの靴下、らくだのもの

ひき、セーター、綿入れなどが納められておりました。それは当「雪の聖母園」の知恵遅れの子供たちが、自分たちがもっていたもののうちから、手つかずの最も善きもの、とっておきのものを荒井さんのために差し出してくれたまごころだったので。年が明けてすぐに、衣類のダンボールは抗議のかいあって回送されてきました。しかしながら「差入れ物品返戻通知書」には、相変わらずその理由がいつさい開示されておらず、今後も差し入れはいつさい受けつけないという旨が繰り返しのべられているのみでありました。

苦しい冤罪との闘いの中で無実を叫びつづける荒井さん、孤独で冷え／＼とした獄中生活を送らざるを得ないからこそよい外部との支援者との交信が重要であり、差し入れや面会等まごころをこめた物心両面の支援が大きな励ましとなりうることを私たちは確信しています。

「ゴム長靴」、「足跡」など、「明白性」新規性」に充分なる証拠をもって、再審への重い扉を突破することができるよう、弁護団の皆様さん、そして全国の荒井さんと熱い心で支援しつづける仲間とともに頑張りたいと思

ます。冤罪を晴らし、無罪の喜びで獄門を出た荒井さんと感激の美酒に酔いしれる日がくることを、否是が非でも勝ちとってゆくために、最後まで頑張りましょう。

※ こころ形は、北海道開拓時代から長く収監所（監獄）があった町で、今でもその資料館があります。多くの政治犯がここに送り込まれ、豪雪の酷寒の地での囚人労働によって生命を落とされた方も少なくありません。昔の収監所跡地にたたくみますと、流刑の露と消えていった人々の怨念がヒシヒシと伝わってきます。そして荒政さんをはじめ全国の冤罪で苦しめられている方々への万感の思いがつのつてきます。

（北海道・樺戸郡 新海雅典）



◆3月24日に福岡で安田弁護士、免田さんを迎えて「死刑はなぜなくなるのか」という集会をしました。80名もの人が集まり、みんなとても勇気づけられました。

それだけに3月26日の田本くんの控訴棄却

は残念で仕方ありません。国家にとって死刑制度を維持する為だけに見せしめ的に彼に死刑を言い渡す。とても悔しい思いです。彼の詩集を送ります。（山崎）

「詩集『斜面は75度』 田本竜也著、三〇〇円（税込）送料一七五円。申込みは、福岡市博多区綱場町九一八七〇三山崎方「死刑廃止タンポポの会」まで」

◆いい季節になりました。荒井さんの足もよるこんでいらつしやるのではないでしょうか。日中あまり家にいないので、ほとんど開けることもない窓をあけたら、さわやかな風が入ってきました。薫風、そう東京にもまだこんな風が吹く、と気がつきました。いろんな花が咲き、小鳥が囀っています。まるで小学生の作文ですが、80歳をこえた老人の新鮮な感覚です。

春愁や濃美の空へ一工笛
銭葵野の駅暮れんとして暮れず

昼の月李下にいたちのとほけ顔

石抛るも一芸春の河原畑

待合室のみに獄舎の庭陽炎

蒲公英

◆救援会の皆様こんにちは、先日は「潮風」

をありがとうございます。

季節はめぐり潮風が匂う五月もあと幾日かでやって来ます。いよいよ「再審」に向って出帆ですね。頑張つて下さい。表紙のとびらに荒井さんの笑顔がニッコリ。もうなつかしさでいっぱいでした。ですから飛びつく思いで荒政さんだより読ませていただきました。

終始一貫して無実を訴えつづけてきたその荒井さんが十一月から確定囚処遇に変わったこと(酷い!)。猫達との出会い。そして「潮風」のぬりつぶしの件! 活字を追うことに息が詰る思いでした。しかし荒井さん自らおっしゃるように「真実を闘わずして勝利なし」です。再審請求書を提出した弁護団の志も新たに、かならずや無罪を獲得されることと祈念して居ります。

今日は小野悦男さんの判決日でした。朝からそわそわとしていましたが、「無罪」の報を聞いた時は思わず歓声をあげ、失われた十七年間の歳月の重さを思いました。そして小野さんを激励し、彼と共に歩んできた多くの人々の友情と不正に対する闘いが勝利を得たんだなと感無量でした。冤罪事件はまだまだあります。こんな理不尽なことがまかり通っ

ていいはずありません。

救援会のみなさん! 今日の判決を力に三崎事件も頑張つていきましよう。選挙一つとっても政治の腐敗が目立ちます。私達をどこまでもあざむき、落とし入れようとする権力なんでしょうか。この屈辱をはね返して生きていきたいものです。(S・U)

お知らせ

- ・小野悦男さんを囲む交流会
日時 6月1日(土)一時半より
- 場所 飯田橋セントラルプラザ
- 主催 無実の人々を救おう!連絡会
小野悦男さん救援会
- ・長編記録映画 狭山事件上映中
中野武蔵野ホール5月31日(金)まで
キネカ大森6月7日(金)まで

- ◎救援会では毎月下旬に会合をもち、荒井さんの近況の報告や、事件の研究などを行っています。参加を御希望の方はハガキで救援会までお問い合わせ下さい。案内をさしあげます。
- ◎次号潮風への投稿をお願いします。七月二〇日原稿メ切、八月二五日発行の予定です。

4月15日現在

《会計報告》

| ① 収入 | | ② 支出 | |
|------------|---------|-----------|--------|
| 前月より繰越 | 35,581 | 会場使用料 | 3,605 |
| カンパ、会費、購読料 | 48,152 | 発送費 | 5,588 |
| パンフ売上げ | 19,420 | 印刷費(潮風2号) | 26,920 |
| 家族より援助諸経費 | 40,000 | 交通費(家族宅) | 14,000 |
| 合計 | 143,153 | 合計 | 50,113 |

①143,153 - ②50,113=93,040 ……次回へ繰越

今回もカンパおよび購読料をいただきありがとうございます。感謝とともに、荒井さんの冤罪を晴らすべく再審に向って頑張つていきたいと思ひます。

◆編集後記◆

♥読者も増えていきます。読みごたえのある「潮風」をおとどけていきたいと思ひます。(S・U)

♥再審のたたかいかもこれからです。これまでに、多くの方が会合に集まり、再審のたたかひのために力を合わせて下さることを願っています。(A)

今日も元気で

目

獄中に長く居て、真先にガタついてくるのが、まず目と歯。その次が胃腸と腰が多い。今回は第一目なので目の対策について考えてみましょう。

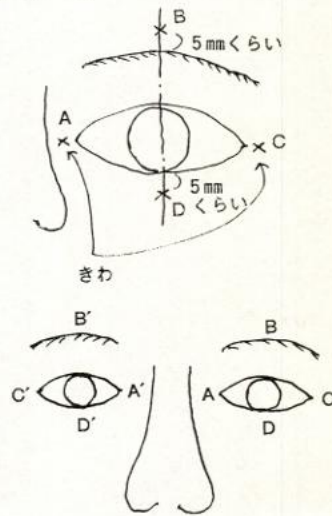
目が早くやられていくのは、やっぱり房内に24時間居て、一番酷使する——せざるをえないのが目だから(だって檻の中では、見る・読む・書く以外のことはできないから……)だし、それに、ビタミンやミネラルが不足になっていくことと、緑視・遠視効果(自然の緑を見ることができない、遠くを見ることのできないことなどから、視筋力と視神経機能が衰えていくからでしょう。

はつきりとした病症(白内障、緑内障、角膜炎、結膜炎など)に対しては、獄中で自分で対応する術はありません。しかし、獄中者に最も多い眼の疲れなどについては、獄中では良くしていくことは、まず不可能ですが、獄医に頼らないでも、なんとか悪化させない

ですむくらしいのことは自分でできるのです。

それが「目の四点(左右で八点)マッサージ」です。

(位置)



① 洗った清潔な片方の手の親指と人差指(あるいは中指)を同時に使う。

② 一回に同時に二カ所を押さえて揉む。
A—A', B—B', C—C', D—D'



C—C'を
こんな感じで!

③ A, B, C, Dの行う順序はどちらでもよい。

指で軽く押して、廻すようにして揉む。て

いねいに。

一回一カ所(二点)、二〇秒くらいする。

これをA—B—C—Dの三回繰り返す。

そして、終わったら約三〇〜四〇秒くらい目

(マブタ)を強くつむっておくこと。

④ 毎日寝る前に必ず行い、あとは、日中の時間がある時に一日に三回くらい行う(特に目を酷使した後や仕事の後は必ず行う)。

⑤ 注意

*目に痛みがある場合には、このマッサージはやってはいけません。

*眼球には指を触れないように。

*この方法のポイントは、毎日の繰り返し(習慣化)にあります。ささやかなやり方です。

この小さな努力こそが自分の身を助けるのです。自分の健康は、なるべく自分で守ろう。まず自分でできるやり方で努力してみよう。

(木田)



発行 荒井政男さん救援会

東京都千代田区神田錦町一―一―六

神田錦町ビル三階 大手町共同法律事務所気付

郵便振替 東京31546727

一九九一年五月二十五日 第三号発行

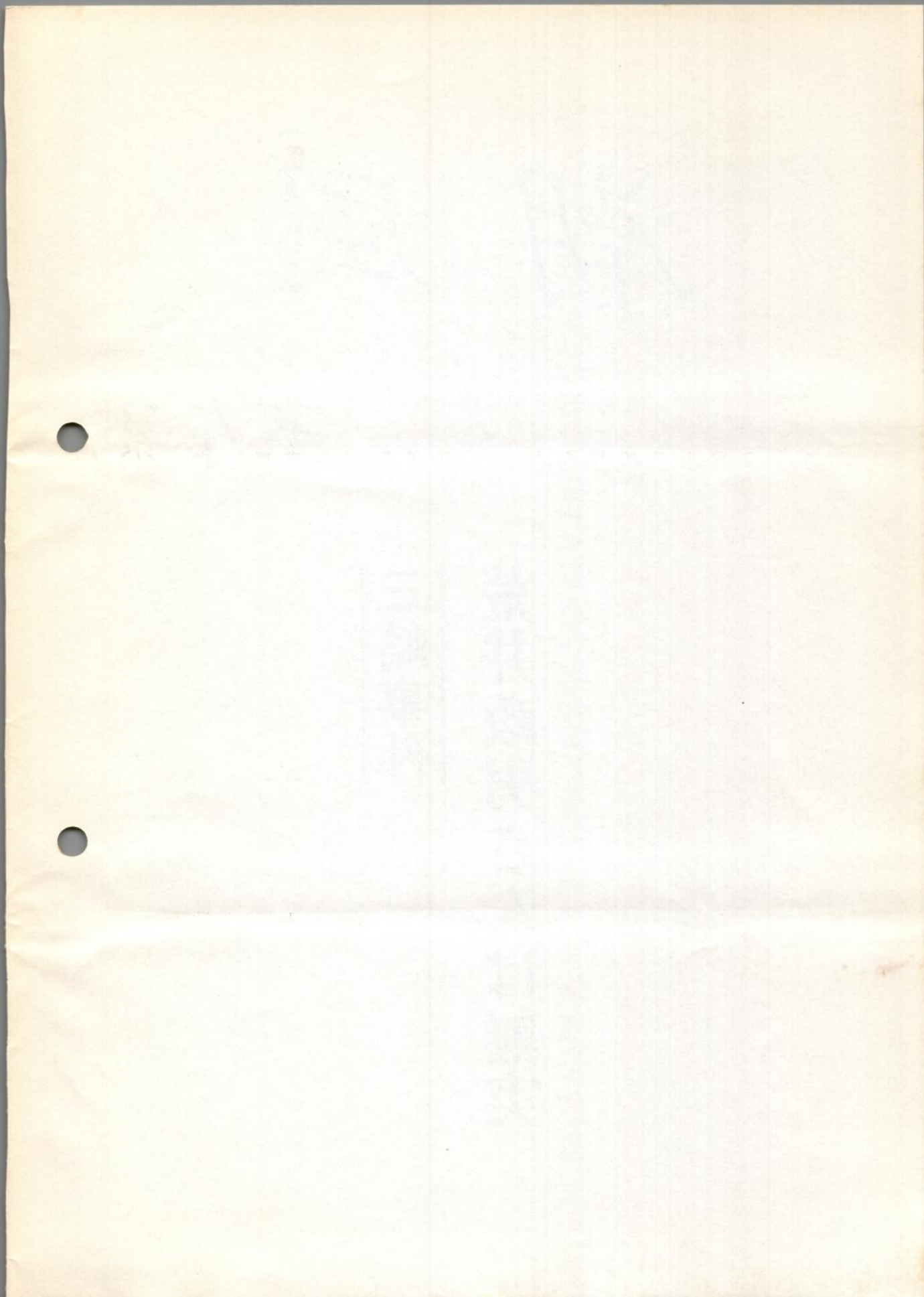
頒価 二〇〇円

潮風

第4号●

三崎事件

荒井政男さんは無実



弁護団からの報告

三崎事件弁護団 弁護士 小川原 優之

七月一六日付で、荒井政男氏に対して、横浜地方裁判所横須賀支部裁判長裁判官より求意見書が送付されたという連絡を受けて、八月六日、荒井政男氏に接見をしてきました。

この件については、「弁護団から、まず裁判所へ趣旨を問い合わせる。その上で何を書くか検討しよう」と返事をしてきました。後日弁護団会議にて至急検討することになっています。

荒井氏は、「このごろものすごく暑くてどうなることかと思つたが、ここ数日涼しくなった。糖尿病については、二、三カ月に一度拘留所の医者による定期検診がある。血糖値は、今年二月二五三までいったが、その後の四月、七月は一八〇位。タンパクは出ておらず、目にはこない、と医者に言われた。砂糖はだめだが、コーヒーは飲んでいる」とのことです。元氣そうでした。

一月三十一日に再審請求書を提出してから

約半年。現在、弁護団では事実関係をもう一度丁寧洗い直し、記録を再検討中です。荒井氏にもその旨伝えました。

事件から約二〇年を経過しており、当時の事件現場はもちろん、証人の移動もあり、保

変です、変です、おかしいぞ！

三崎事件の学習会に参加を

二月の定例会合から事件の学習をしている。警察は、事件現場をのぞいて出てきた荒井さんを犯人と決めつけた目撃証言によって、世論を形成して最初から荒井さんを犯人とした捜査を行っている。そして、裁判官の心証もここから形成されているようだ。これで勝てるという新証拠を見つかることも重要だが、ジワジワと一つ一つの問題点をつきつめていくことが大事だと実感させられる。当時の新聞記事や目撃証言を学習するにつれて、読め

存のための基礎調査も同時に行わなければなりません。当時荒井氏が履いていた長靴（捜査段階で押収、後に返還されたものを一番で弁護人が提出）を置いていた物置がある荒井氏が住んでいた家も立ち退きを要求されており、その記録を残すことも必要です。これは、八月二四日に行うことにしております。荒井氏、家族のみなさんと共にこれからも頑張る所存です。多方面での御協力をよろしくお願いいたします。（八月六日）

ば読むほどに、参加者それぞれの発想や着眼点がでてくる。警察官や検事がそれらの調査を作成する時の荒井さんを何が何でも犯人に仕立て上げようとする作爲がみえてくるにたがって、ユニークな発言も飛び出し、それが手がかりになり、新しい調査に結びついたりする。これからは判決を批判しながら真実を明らかにしていきたい。

（次回学習会は、九月二十七日、午後六時半より東京・文京区民センター）

免田栄さんが救援会の集りに参加

自覚して再審に取り組んだから現在の私がある

五月二五日、定例の救援会の会合に免田さんがひよっこりと見えられて、一同「えーっ」という声。

免田さんが、「荒井君の事件はどうなつうね」と質問されてからは、再審をどうたたくかということをめぐる免田さんからの貴重なアドバイスをまじえて出席者との討論になりました。

再審の記録の精査と同時に、自分がなぜ「自白」をしたのか、自白調書をとられていく過程は自分の恥をさらすようでつらかったが、自分の「自白調書」をみながら克明に書いていくことが大事なことだった。

そして、裁判官の心情に訴え、気持を動かすこと。弾劾していたら人は誰もが反発して聞く気にならないし、こんなこともわからないのかという態度でもだめだと思う。自分は、再審を訴えてから、毎月裁判官あてに同じ文面だったが、事件までの生い立ち六〇枚と、

訴え(上申書)三枚を書いて出していた。必死だったから。

確定して気持ちがすさんだときもあったが、旧約聖書詩篇の第二三章に「……たといわたしは死の陰の谷を歩むともわざわいを恐れませぬ。」というのがあり、それを読んでから死がこわくなくなりました。と、当時の心境や裁判をやってきたしんどかったことや、救援の姿勢に対するお話があり、出席者からも質問や相談などが続き、ささやかな交流会まで話がつきませんでした。

何よりも、じっとしているのではなく、自分ががんばることが大事だということに尽きると結ばれていました。固い握手をしてお別れしました。

免田さん、お忙しいところを本当にありがとうございました。

救援会では免田さんに報告の便りを出したところ、次の返事が届きました。

*

御便り有難うございました。

荒井君の再審に努力されて居るとのことと本当に大変ですね。

再審と一口に言いますが、大変難しい問題です。現在、私が過去をふり返り背筋がさむくなる思いがします。

荒井君にも上告中に便りを出したことがあるように思います。と申しますのは麦の会に来て居る方々の名前と住所を覚えてもらい、被告中の方には激励と方法を体験を通して書送りました。

事件の実情は弁護士とか支援者がいかにほど努力をしてもあくまでも本人の心情真実まで知ることとは出来ません。外国の裁判は民主的に証拠で割切つて処理しますが、日本の場合は感情論が入りますので裁判所に事件の真実を訴えると同時に、裁判官の心証をいかに自分に向けるかの努力を本人がいたさねばなりません。私が御会いた時に少しばかり話しましたが、「なぜ」という疑問を解くよう「はじ」も「いたみ」も投げ出して裁判

を訴えることが大切です。

私の場合三十数年の闘いに上告審まで七回上訴して八〇名からの裁判官に接して居ります。この中の二名です。訴えを取り上げてくれた裁判官は。この外の裁判官は私から言わせるなら司法犯罪者といつても過言ではないのです。

外国の記者が「日本人は公の犯罪によく私の犯罪に強い」と言ったことがありますが、まさにこの通りです。

私が再審をはじめた頃、昭和二十七年頃と現在とでは大変なかわりようです。全く支援者のない私が昭和三十一年に死刑囚で初めて再審が受理決定した例をみますと今の方は本当に幸福者です。努力されることを心から願うものです。

私の経験から再審に於いては全体をみなおす必要があります。私は裁判記録を全部とってさらに警察検察の倉庫に入っている参考調書から事件当時の現場みとり図から、提出されてない物品までよせまして調べました。

この結果上告で有罪とした確定判決と全く異なることが分かり再審を願い出ま

した。この経路には言い尽くせない問題がありますが、自分で自覚して再審に取り組んだから今日の私があります。

拘禁二法とか裁判問題とか現在話題を提して居りますが、本当に真実を求めて再審を求める者には現在でも家族や弁護士との面会は許されて居りますから本人

子供面会を禁止した

「監獄法施行規則一二〇条は無効」と最高裁判決

七月九日、最高裁第三小法廷（園部逸夫裁判長）は、十四歳未満の幼年者と獄中者の面会を一律に禁止している監獄法施行規則一二〇条（旧司法省令）を無効とする判決を行った。これを受けて、翌日から全国の拘留所で子供面会が実際にできるようになった。

この訴訟は、現在死刑が確定している益永利明さんが未決時代に東京拘留所で当時一〇歳のめいととの面会を禁止されたことに対して起こしたもので、一審・二審では「拘留所長の裁量権の逸脱」として勝訴判決が出ていた。七月九日の最高裁判決は、結論的には原告敗

の努力では道は開けてゆくと思いますが。機会があったら家族に宜しく御伝え下さい。

健康を祈ります。

六月十七日

免田

訴であるが、内容的には監獄法施行規則一二〇条を監獄法の趣旨に反するとして無効と断じたもので、獄中者の面会の自由を一步進めた実質勝訴判決である。また、規則そのものを無効とした判例は二十二年ぶりで、この面での今後の獄中訴訟に対する影響は大きい。

死刑囚は子供と面会できない?!

「十四歳未満の一律禁止は無効」という判断を最高裁は未決に限定しているわけではな

し続けている。今後は、この壁を突破して、「死刑囚処遇」に風穴を開けていくことが課題である。

今回の判決で、最高裁すら違法・無効と断ぜざるをえないような人権無視の制度・法令

が監獄でまかり通ってきたことが改めて明らかになった。また、これに対して当り前の権利を当たり前に主張していくことによって、一死刑囚が法律と制度を変えていくことができることを実証した。

幼年者の面会禁止は無効

監獄法「法の趣旨に反す」

最高裁が初判断

瀧本浩二(仮名)が、一審判決が執行停止の面会禁止を違法とする判決を不服として、最高裁に上訴した。最高裁は、瀧本の面会禁止を違法とする判決を支持し、最高裁が初めて判決した。瀧本は、一審判決を不服として、最高裁に上訴した。最高裁は、瀧本の面会禁止を違法とする判決を支持し、最高裁が初めて判決した。

住地コルフの面会禁止は、法の趣旨に反する。最高裁は、瀧本の面会禁止を違法とする判決を支持し、最高裁が初めて判決した。

川島浩一(仮名)が、一審判決が執行停止の面会禁止を違法とする判決を不服として、最高裁に上訴した。最高裁は、川島の面会禁止を違法とする判決を支持し、最高裁が初めて判決した。



判決後、会見する原告側の海渡弁護士(最高裁の記者クラブで)

1991年7月10日付日経新聞

6・1 冤罪・再審…交流会 小野悦男さんおめでとう！集会

小野さんのあいさつにつづいて、支援から裁判の経過報告と合わせて、「冤罪の人も冤罪でない人も支援を」、「情報を交換しあって一つ一つの裁判をがんばろう」と、この交流集会の趣旨が提起されました。

小野さん支援会の支援者の話、や花束贈呈のあと、出席した一七の救援会、支援者からの発言が続きました。

三崎事件からは、荒井さんの「……回覧新聞に、無罪判決が出ていました。さすがに立派な弁護団のおかげだとわかりました。良かった良かったと万歳を送ります。今日はカンヅめをあけてお祝いをしました。…」という一文を紹介して、再審請求中であること、無実の訴え、救援会への参加を呼びかけました。



再審中や再審準備中の死刑事件の報告が続くにつれて、獄中から歯ぎしりがきこえてくるようでした。三崎事件もこれから一つ一つ事実を明らかにするように結びあつてがんばっていかなくてはと思いました。

切々たる訴えのあと、弁護人からの報告や事件報道の批判につづいて小野さんと山際さんのかけ合いで、この16年間をふりかえってしみじみと、また笑顔も怒りもまじえたお話しがありました。

小野さん 本当に一審で敗けたときはがつく

がんばりましょう

小野 悦男

私は、獄中に長いこと入れられていて、獄にいた時は、荒井さんをはじめ多くの獄におられた皆さん方とは文通して、おたがいにはげましあっていました。

私は無実を晴らして、外にひと足先に出られましたが、

先日、福岡に日弁連に呼ばれて行ってきましたが、その時に、私は、まだ獄には無実をうったえている人が多くいるので、その人たちに支援の手をさしのべてほしいと

りときたが（面会にくる）みんなには話しながら、自分がすっかりしなくちやと元気にしていたが、心の中では泣いていましたよ。

二審で敗けたらどうしようと思っていたけど……。という山際さんに、小野さんが、（一審判決のあまりのひどさに）一審で敗けたあの時にもう腹は決まっていたから、結果的にはよかつたんですよ。と、受けてなくさめる場面もあり、名（迷？）コンビぶりを発揮していました。

小野さん、お体を大切に元気で！（青木）

うったえました。

そして、無実でない、罪を認めている人たちにも支援の手をさしのべてほしいとうたえました。

私は仕事をしているので、なるべく皆さん方のところへ面会に行くように心がけます。

皆さん方も、がんばって一日も早く、よい日になるようお祈りします。

荒井さんはじめ、皆さん方、お身体には気をつけて下さい。

1991・7・18

国連死刑廃止条約発効

7・11はこんな日でした

休曜日でありながらいつもの出勤時間と同じ時間に満員電車に乗りこんだ。向かうは霞が関法務省前である。

八時一五分より始まった法務省・外務省近辺での「法務省前にゆーす」には約二五名が参加。二千枚のビラ（死刑関連のニュース盛りだくさんで、受けとって歩き読みする人も多かった）は、九時二〇分にはハケていた。すでにこの段階からマスコミの取材が開始されていた。

次は、十一時から法務省交渉。五百枚の「（死刑）執行するナはがき」を渡す。紹介議員は公明党猪熊代議士。応対は総務課長。内部での撮影も許可されないし、歯切れの悪い回答も多かったけど「7・11現在死刑確定者五〇名」とわかり、「執行ゼロ」は実に一年八ヶ月に突入。しかし、いつものこととはいえこんな質問の形でしか執行状況がわからな

いとは……。ひどいもんだ。ごくかいつまんで回答の一部を。

質問 この間執行していないことについて
答 批判の手紙・電話がきている。それに対してはコメントせず受領しているのみだ。

質問 今こそ死刑について本当に議論すべきでは？法務省・政府がリードして…。

答 我々の仕事は現在ある条例・法に基づいている。——制約があるし。

午後は記者会見とシンポジウム。記者会見では、アムネスティ日本支部事務局員の岩井さんの司会で、フォーラム90の安田弁護士、死刑執行停止会議の菊田教授が死刑廃止へとむかう世界の動きと、日本での死刑の現況等について話された。マスコミの取材はTVを含め10〜11社位あつたらうか。「お願い！うーんと記事に取り上げてっ」そんな気持ちでしたね。

よかった講演とシンポ

夜は六時より講演と国会議員を中心とするシンポジウム。議員さんのほうは、期待していた自民党のIさん（法務委員会委員長）が来ず（彼は死刑廃止に賛同しているのだけ

ど）ガツクリ。どうしたんだろう。上から圧力がかったのかしら……。など思いを巡らす。しかし、講演（一ツ橋大講師・鶴飼哲さんによるフランスにおける死刑廃止のお話）もシンポもおもしろかった。講演で印象に残ったのは「湾岸戦争の事実——力による紛争解決——が、根底において死刑肯定とつながっていること」の言葉。鶴飼さんを含めたシンポの内容を詳しくは書けないが、「死刑は権力の根幹にかかわること。だから国はこれを手放さない！死刑停止の署名も形式的に継続審査になっているが、事実上握りつぶされている。が、あきらめず、更にたゆまない党・裁判官・官僚への働きかけを！」と言った社会党の小森議員（法務委員）さん。迫力ありました。では紙面上これにて。

（アムネスティ 玉田）



さまざまなかまなか動きの中で再審へ

福岡での日弁連シンポ

逆転無罪をはたした小野悦男さんといっしよに、七月十三日に福岡で開かれた日弁連の「被疑者段階の国選弁護制度—その実現に向けて—」というシンポジウムに参加してきました。

従来の国選弁護制度は、私たち冤罪と闘ってきた者にとっては、とかく問題の多い制度でした。①起訴されてからの「必要的弁護事件」という重い事件にしか適用されないこと、②国選でついた弁護士があまり熱心でないことも多く、報酬が少なすぎるため不熱心なものやむをえないと諦めざるを得ないケースが多いこと、などです。むしろ一生懸命やってくれる弁護士もありますが、どちらかと言えば、それは例外でした。

最近になって、福岡・大分・熊本・広島・大阪・静岡・横浜・東京二弁などで始まった「当番弁護士制度」は、原則として逮捕直後から、ほとんどの事件で、二十四時間いつで

も弁護士を依頼できるという制度で、現在のところは各弁護士会のボランティア的な取り組みによって始まっているとのことです。大阪では、勾留質問の時に裁判官が、こういう制度があるから希望があれば弁護士を呼べると説明することになったそうです。東京では、裁判所の同行室に弁護士会のポスターが張ってあるそうです。こうした制度を全国に拡げて、ほんらいは弁護士費用を国が負担する、つまり被疑者段階からの国選（または公選）弁護制度を作るべきだというのが今回の日弁連シンポジウムのテーマでした。まだまだ始まったばかりですが、取り組んでいる弁護士さんたちは大変に熱心で、シンポジウムも盛り上がっていました。

シンポジウムのなかでも話し合われていましたが、これまでの刑事裁判があまりにも形骸化していたこと、弁護士がたとえ熱心に弁護活動をやっても、裁判の結果は最初からきまっかけていて、ほとんどの裁判官が検察官の言うとおりに判決をしている、いくら弁護をし

ても無駄だ、刑事裁判には絶望だと考える弁護士が多かった、そうした裁判の状態を長いあいだ放置していた弁護士自身も反省しなければならぬ——という考え方が根底にあって、最近の「当番弁護士制度」の動きが始まっているとのことです。いわば、こんなにも多い冤罪をなくすためにも、弁護士は裁判官を批判しているだけでなく、弁護士自身がやることをやらなければだめだ、という問題意識が弁護士のあいだに生まれ初めているとのことでした。

こうした動きは、私たちにとっても大変興味を引かれる動きだと思いました。イギリスでは、弁護士が警察に駆けつけて立会うまで、一切供述調書を作らないことになっているそうです。

国連に日本の冤罪を訴える

この八月に、袴田巖さんを救う会が中心となって、甲山事件の山田悦子さん、横浜事件の木村亨さんたち二十数人が、日本の冤罪を国連人権小委員会に訴えるため、スイスのジュネーブにでかけることになりました。「日本には、なぜ無実事件が多いのか？」という

内容のリーフレットを作ることになり、無実連でその原稿を作りました。原稿の概要は次のとおりです。

——免田氏から始まって、谷口繁義氏、斉藤幸夫氏、赤堀政夫氏と続いた死刑囚の再審による無罪という衝撃的な事件があったにもかかわらず、日本の最高裁判所は全く反省せず、何の教訓も学びとっていない。現在日本には、死刑確定した人が五十人おり、その半分くらいの人が再審を請求し、または再審を希望している。名張事件の奥西勝氏、波崎事件の富山常喜氏、袴田事件の袴田巖氏はすでに幾つかの本や雑誌で紹介されている。その五十人のなかで、一九八八年から今年にかけて続けて六人の無実の人が上告を棄却されてしまった。その六人は、渡辺清氏、石田富蔵氏、金川一氏、晴山広元氏、荒井政男氏、諸橋昭江氏である。英井氏はすでに再審請求をした。ほかの人たちの弁護士も再審の準備をしている。死刑確定の五十人のほかにも、実に多くの人が再審請求を起し、また希望している。死刑確定の五十人のほかにも、実に多くの人が再審請求を起し、また希望している。最高裁に上告中の無実事件も多い。高裁・地裁

での無実事件は数えることが出来ないくらい多い。これらの「日本型」無実事件の問題点としては、①警察の見込み捜査、②代用監獄など「自白」獲得システム、③マスコミ報道④鑑定の不十分・間違い、⑤検察官・裁判官ともに警察を信頼しすぎる傾向、⑥裁判官の保守化・官僚化、をあげることができる。ジュネーブで、これを配ってもらうことになっていきます。

免田氏・谷口氏・斉藤氏・赤堀氏のあとにつづく死刑再審事件で再審開始となった事件は残念ながらまだありません。壁が厚いのは確かです。しかし、絶望してはいけないうのです。一人では無視されるかも知れないが、大勢なら相手も無視できないはず。私は、最近死刑確定となった六人の再審請求をはじめとして、多くの人が再審の門に向かって、必死になってぶつかっていく、そのプレッシャーが盛り上がっていく時に、必ずや再審の門は再び開く、その盛り上がりをつくりだすために、今、私たちが努力していく以外にないと考えています。(山際永三)

お知らせ

●甲山事件では、一貫して無実を訴えてきた山田悦子さんに一審神戸地裁は完全無罪判決、二審の大阪高裁は神戸地裁に差し戻すと判決。山田さんと弁護士は、最高裁に無罪判決(高裁判決破棄、一審無罪判決支持)を求めて上告してあります。六月に上告趣意書を提出してあります。甲山事件救援会では、一日も早い無罪判決を求めて署名を呼びかけています。署名に協力を!

連絡先 大阪市北区天神橋三一一
四三東邦ビル四〇二号 ☎〇六一三
五一七二七八 甲山事件救援会

●子供面会訴訟勝訴報告集会
日時 九月五日(木) 午後六時半
場所 飯田橋セントラルプラザ12階
主催 獄中訴訟ネットワーク
監獄法連続講座実行委



荒政さんだより ③



八重桜獄二十年めぐり咲く窓辺
満開重たげに揺れ

タンポポの花のじゅうたん獄庭
に身を横たえて空見上げたき

小便に「糖尿」の臭いがしなくなり
ました。甘いものは一切断つて
一ヶ月です。「糖尿」は出てい
ても、うんと薄くなっていること
はまちがいないでしょう。「糖尿
病」でもいろいろあるらしいです
が、私のは軽い方で悪性ではない
と医師がいました。でも「糖尿
尿」が出ているし、血糖値も上が
っているから薬を呑みなさいとい
われて二十年続けて呑んでいるの
です。「食事療法が一番良法なの
だ」といわれています。両親もこ
れで死亡しています。

不幸中の幸いにも私の「糖尿病」は重度で
はないと診断されています。何とか完治でき
ないものかと頑張つて甘い物を断っている次

第です。健康な体にして、生きて生きて生き
抜いて、闘つて闘つて闘い抜いて、再審勝
利しなければなりません。獄中の見事な花
見に心とられてはいられませぬね。

(四月一二日記)

きのう午後から戸外運動で一所懸命に歩き
廻り、足を鍛えました。帰房したら汗ばんで
いました。戸外運動万才でしたよ。今日みた
いにいい天気の日には戸外運動に限りますね。
無実無念に心が爆発しないよう心の空気を抜
くためにも戸外運動に出ることはいいことで
す。人間は足から弱つて老化していくと言わ
れていますからね。…風が少し出ていたけ
ど気分爽快でしたよ。

四月三〇日に弁護人面会で、小川原先生が
日弁連の再審委員会に出て三崎事件のことを
アピールしたそうです。出席していたほとん
どの弁護士が三崎事件のことを知っていて注
目しているそうです。

今お茶配当がきたのでコーヒー入れて飲み
ますよ。

(五月二日記)

面会ありがとうございました(五月二十八
日、家族面会)。元気なお顔を見てとっても
嬉しかったです…。

【潮風3号】受け取りました。四日目とい
う早目に入手したことは実に嬉しい限りです
よ。しかも一ヶ所もスミヌリもなく切り取り
窃盗などなかったのととても喜びです。今
回「心の不安の元凶」を作意しなかったのも
実に快適な受取りでした。心から万才しまし
たよ。

先づ山際さんのアピールとレポートをあり
がとうございます。

次に小野悦男さんの無罪判決と出獄を心か
らお喜び申し上げます。マスコミに対する
「声明文」も良かったです。

そして「特別寄稿」して下さった生原勇氏
が、無事去年12月に満期で出獄したことを知
り怒りを感じました。初犯扱いにすべきなの
だからです。冤罪を訴え続けていた生原さん
だから、とうとう満期出獄扱いにされたもの
と分析して怒りがこみ上げてきましたです。
無実無念の受刑12年満期出獄、どんなにか口
惜しかったことでしょう。人殺し前科者の烙

印を押されてしまったことを、汚名屈辱を、獄外から再審獲得へしつかりと闘い抜いて下さいね。こんなにうれしいことはありません。本当にご苦労様でした。

次に「これは大変だ！」監獄四法案を廃案に、これはとても良かったね。

九州のタンポポの会の山崎さん、80歳の蒲公英さんの俳句もいいですね。S・Uさんありがとう。木田さんの目を休める目の用心図面ありがとう。そして大学生時代から支援して下さっていた新海雅典神父さんの暖かい支援に涙が出ました。年をとると涙線が弱くなるんですね。皆さんの投稿文に感謝です。

(六月一日記)

今日は午後から少し強目の風が時々吹いてくれたのでマアマアしのぎやすかったですね。連日ヒナ雀をつれて親スズメがくるのでヒナ雀のかん高い声が、頭の中をかきまわしています。子雀になったのを親雀が草の芽などをとることを教えながら、たべさせていますよ。(笑)

今、入浴順を待っているところですよ。足

も心はずんでいきます。入浴は私の足に一番いいからです。気長に待っています。

『潮風三号』読み返しています。今日で何10回読返したことでしょいか。6頁から9頁までは、いい勉強資料です。まったくこれは大変だ！なのですよ。

(六月二十一日記)

今日は待ちに待った「ウチワ」が出たよ！ニコニコ。今年の「ウチワ」の絵は、盆踊りチヨウチンに花火です。そしてアミ笠かぶった女性が着物姿で赤い腰巻出して二人が踊って、向こう側に三人の女性の姿を黒い影姿で画いたお色気のある「盆踊りウチワ」です。

二日前の新聞で大道寺将司君の「再審却下」との記事がチヨコット出ていたね。さらに頑張つて再審請求出し続けていくでしょう。共に闘わん!!

(七月一日記)

四日から平塚の七夕祭りの竹飾りがにぎやかだとラジオニュースがあつたけど、ゆうべ夜中から今朝の大雨で、平塚の七夕の竹飾りがしまうのに大変だったことでしょうね。な

んで思ったりしていますよ。(七月五日記)

七夕や昔を恋いし平塚へ

一家総出の見物の夜

一九九〇年作

潮風にのって



●いつもいつもきれいでわかりやすい潮風をありがとうございます。

「潮風にのって」欄や「今日も元気で」欄は、特に熟読しています。人間のつなごりのありがたさや自分の身体は自分でまず守る等、これからも当欄を熟読します。わずかで申訳ない。

(磯江さんを支える会 丸山康男)

●夏の一時金が出たので、少ないですがカンパを送ります。

再審に勝利し、荒政さんと再会できる日を確信しています。(中川憲一)

●「潮風」三号を読むと、荒政さんは元氣

なようです。冬を無事乗り切り、再審闘争に燃えているというのは嬉しいことです。彼ははくより獄中が長いのにタフで感心しますよ。「コーヒ―の香り満ちたる獄房に冬の冷え込みしばし忘るる」というのはよくわかります。ほくもインスタントコーヒ―は農薬等で汚染されていることを知りつつ、他にないのだからと正当化して飲んでいますから。あの香りには弱い。：（六月九日 大道寺）
（キタコブシVOL35 七月号より）

◆ 荒政さん帰ろう

鉄窓に雨煙る時
荒政さんを想えば
自殺房に潮の香満ち
怒濤碎ける音がする
その香と音に
遠いあの日この日甦る
三浦三崎出港したマグロ船
星降る南太平洋
舳先に仁王立つは誰か
我等が海の男荒政さん
荒政さん

その日その時に帰ろう
再審獲得して
遠いあの日あの日に帰ろう
みんなが待つて居る
鉄窓に陽注ぐ時

荒政さんを慕えば
自殺房に小さな青い空
流れ行くちぎれ雲
その雲流れる果てに
過ぎし日々が待つて居る
樺太大泊港出港した蒸気船

氷山漂うオホーツク海
船腹で気罐^{かま}焚きするは誰か
我等が機関員荒政さん
荒政さん
その日その時に帰ろう
無罪判決勝ち取って
過ぎし日々が待つて居る
みんなが待つて居る

◆ (石田明男)

◆ どうしようもない暑さですね。
ここのところ私が面会した人たちは、茹で上っている。とか、サウナに入っているようだ、などと笑っていましたが、サウナなら気

分爽快ということもあるでしょうけど。
折山さんの判決がひどいものだったので、弁護士の方が即日、上告審を引きつぐことになったそうです。例の小野弁護士が「ひどいもんだ、ひどいもんだ」と繰り返かえしていらしたのが印象ふかつたです。

裁判官として多くの人を断罪してきた人が、弁護士の立場でものが見えてきた現在との相剋をどのように処理できているのかな、とその心境をきいてみたい気持ちがあります。

今埼玉にきています。夜明けと同時に小禽^{こちり}たちの賑やかな鳴きごえ、死んだり放したりで大分数が減ってきたものの、それがまだゴジョゴジョと異種族同居。おのが未だ巣箱をまちがえることはないようで、おかめとせきせい、文鳥と雀、鶉とチャボの混血はでないようです。

荒井さんは野鳥に詳しいし、自然について話されるとき、実に生き生きとしていました。童心ゆたかな面が、支援者の魅力になっているのでしよう。

犬を散歩させるみちで、車に撥ねられて用水におち、動けなくなっているメス犬を甚六が抱いてかえって、飼主に知らせると、捨犬

が居付いただけだ。とけんもほろろ。腰がどうかなったのでしよう。いまだに動けません。「犯罪者」をその「正義観」故に断罪する「善良」な市民たちが、その実、人間にも動物にも無責任すぎることは私たちが日常的に経験するところです。

前提がなくなりましたが、俳句をかけ、と青木さんからメイ、レイがありましたので。

地に子が泣き八月六日の赤い月
川ながれながれの果ての夏没日

鳴き合うていのちかなしむ獄の蟬
汗ながすときごらくのあまり風
幸せな貌してみよと大青嶺

(蒲公英)

◆赤堀政夫さんの

日本精神神経学会へのあいさつ

：今も荒井さん、金川さん、青山さん、その他冤罪「死刑囚」の人たちがいます。この人たちの精神鑑定をやる医者の人たちは、本人の言い分を真面目に耳を傾けて聞いてやってください。間違った鑑定は絶対しないように、医者の皆さんに願います。

私が一番言いたいことは、「精神病患者」の人達、「身体障害者」の人達、無実である冤

罪の人たちに差別と偏見をしないでください。死刑制度はとても残酷なものであるから絶対に廃止してください。これを大衆の人達に呼びかけて、訴えていきたいと思えます。私は、自分の生命がある限り、最後までがんばっていきます。：(全国「精神病」者集団ニュース六月一五日号より)



《会計報告》

7月31日現在

| A 収入 | | B 支出 | |
|------------|---------|-----------|--------|
| 前月より繰越 | 93,040 | 会場使用料 | 605 |
| カンパ、会費、講読料 | 71,372 | 発送費 | 15,275 |
| パンフ売上げ | 12,555 | 印刷費(潮風3号) | 26,780 |
| 家族より援助諸経費 | 27,000 | 荒井さんへカンパ | 10,000 |
| | | 交通費(家族宅) | 3,500 |
| 合計 | 203,967 | 合計 | 56,160 |

A 203,967 - B 56,160 = 147,807 ……次回へ繰越

ありがとうございます。皆様の力強い御支援をいただき本来なら火の車である台所もこげつくことなく嬉しい限りです。今後ともよろしくお願い致します。感謝!

◆ 編集後記 ◆

♥暑い夏です。この暑さでは獄中はさぞかし厳しかろうと、滝のように流れる汗と、アセモに赤くふくれあがった皮膚が切なく眼前に浮びます。だから「頑張ってください」なんて軽々しく言えない心境です。とにかくお体を大切に。この八月をのりきって欲しいと祈っています。

学習会もたのしい奮闘気の中で進行しています。事件を追い判決文を読み返して、ワイワイ、ガヤガヤやれば暑気もいずこへ。てなことを期待しています。是非あなたの明晰な頭脳をください。(S・U)

♥前号で、福岡の死刑廃止集会の報告の便りを下さった山崎さんが、その後、五月に事故で大ケガをされて闘病中です。今号が出るころには退院されている予定と聞いています。一日も早い再会を願っています。

今号も、みなさんの協力を得て無事に発行することができました。次号は十一月二五日発行の予定です。お便りや投稿を心よりお待ちしております。講読料のほうも…よろしく願います。(青木)

今日も元気で (二)

“ 歯 ”

~~~~~

今回は歯について。獄中で歯や歯ぐきが悪くなるケースは、やはり虫歯と歯槽膿漏が多い。もともと本人のシャバでの生活態度のツケがまわって来てるにすぎない訳ですが、それが拘禁状態からくるストレスとビタミン・ミネラルの絶対不足により、在獄二年を過ぎると目に見えて悪化していくようです。(歯が悪くなっても、金をかけて処置できる人はごく一部分。多くの獄中者は泣く泣く、あるいは問答無用に抜歯され、酷い時は痛み止めだけで後はほっとかれるはめにあう)

その直接の原因は、骨の形成に欠かせないカルシウムの不足と太陽に当たることが少ない(ビタミンDの不足)せいかと考えられます。在獄二年くらいまでの人なら、まだシャバでの栄養の蓄積があるので、比較的变化も少ないけど、三年を過ぎるとそうした養分乏乏は体の異状(私の体験では、まず歯肉が急速に減って、虫歯が悪化する。爪が薄く軟弱

になり、剥がれる。皮ふが弱くなって、皮膚病やしもやけにかり易くなる。イライラしたり、眠れなくなったり、猜疑心の虜になったりと精神の異状にまでなっていく)となって表われてくるから恐い。

はつきり言って、獄中でできる歯の健康強化法なんてものはありません。せいぜい自分でやれることは、魚がおかずで出たら骨も時間をかけてでも食べ、梅干の種も割って中身を食べる。外での運動はできる限りやり、少しでも陽に当るようにこころがける。そして歯ミガキ。食後は必ずやり、寝る前は塩(房内備付の塩でよい。ちなみに市販の練りハミガキは有害です。ただの塩のみがく方がよほどまし)をつけて、ていねいに歯ミガキをする。そんな程度です。

本質的にはカルシウムやビタミンDの欠乏は、拘禁性症状のひとつですので、獄中状況を改善しない限りなんともなりません。でもマア長い獄中生活では、痛みがでてくることもあるでしょうから、痛みを止める処置を知っておくことが、必ず役に立つものと考えます。



(手の甲左, 右同様)

親指と人差指の間の少し入った部分(この部分の真中に、東洋医学でいう「合谷」のツボがあります)

● 歯や歯ぐきの痛み、また口内炎やのどの痛みには、何はともあれ ◎ の部分を親指で(人差指と親指でつまむ様にしてもよい)痛いくらい強くグイグイと押しし

● 左・右で二〇分間以上(片手を一〇分くらい)の押圧をする。

● 大抵の場合、これで痛みは止まります。

● 注意↓発熱している時はやらないこと。

この部分にあるツボは、東洋医学で首から上の病症治療に必ず使うもので、他にどこか痛い様な時(頭痛など)にも、この同じやり方が通じます。マアやってみてください。

どうも歯なのにハッハッハ(ツ)って訳にはいきませんが、せめて塩を付けてゆつくりとていねいに、ムラなく歯ミガキをしていくことくらいの努力はやりましょう。何もしないでただ悪くなつてくの任せるより、良いのですから。(木田)

※ このコーナーへの掲載希望や問い合わせがあれば、お便り下さい。

発行 荒井政男さん救援会

東京都千代田区神田錦町一―一六

神田錦町ビル三階 大手町共同法律事務所気付

郵便振替 東京31546727

一九九一年八月二十五日 第四号発行

頒価 二〇〇円

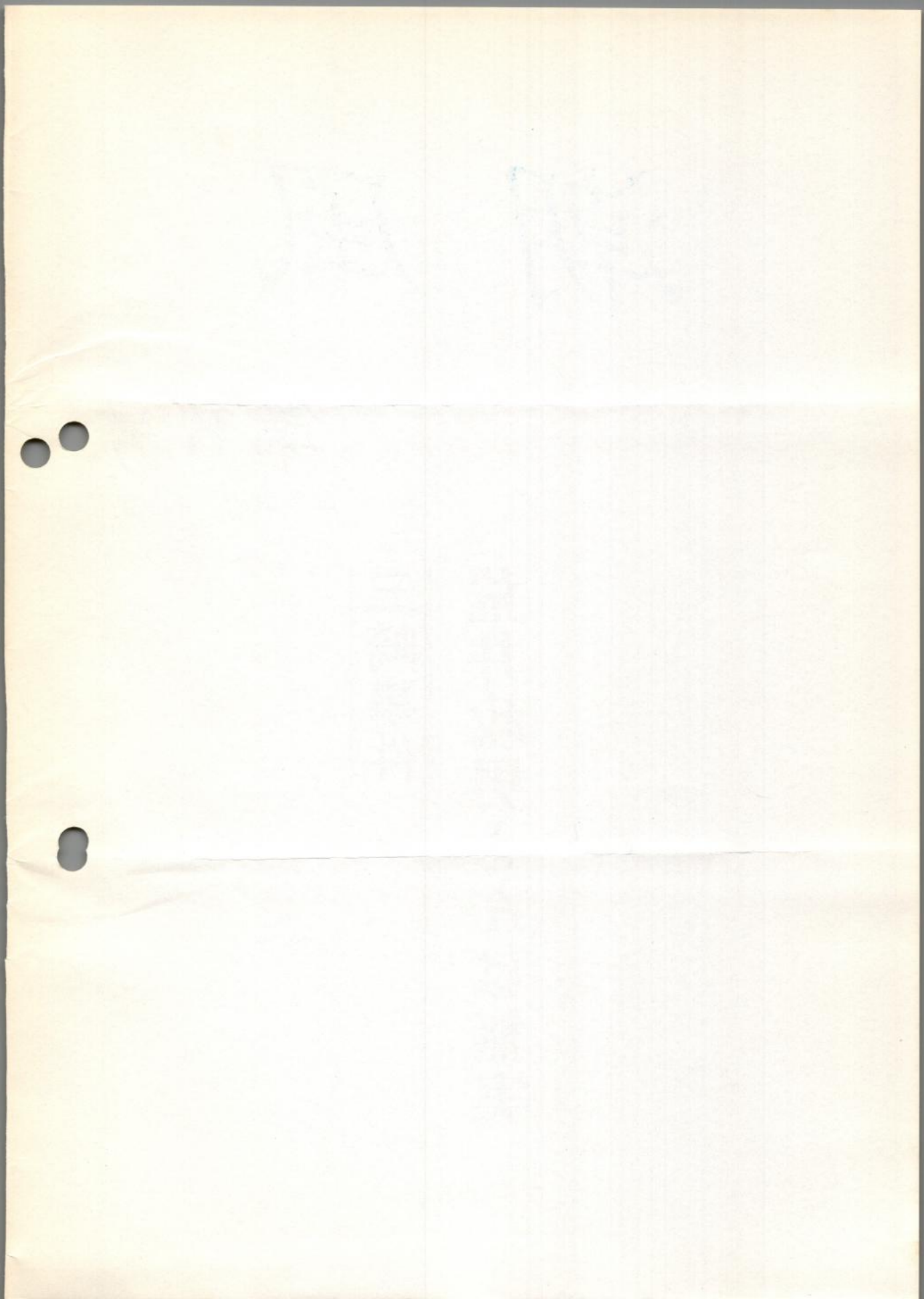
# 潮風

第5号

1991年11月25日

三崎事件

荒井政男さんは無実



## 二階にはかけ上れない！

弁護団が、八月二十四日に荒井政男さんが  
自営・居住していた建物の調査を行うことを  
潮風四号に記載した。救援会員も参加して実  
りの多い調査を行うことができた。

\* \* \*

最初に荒井さんの奥さんと二男さん（当時  
高校二年生）から、建物の沿革について説明  
を受けた。事件当時（一九七一年）は一階で  
寿司店を経営し、二階に一家が居住していた。  
一九八一年に一階を二男さんが経営するスナ  
ックとしたが、二階や外の物置は事件当時の  
ままだであるということだ。

続いて、建物の外にある物置を見せてもら  
った。荒井さんが長靴を置いていたところだ。  
長靴は魚のおいがするので寿司店の入口に  
ある下駄箱には置かずに、物置に置いていた。  
物置は、一日に何度となく材料などをとり  
出入りをしていたところ引戸を開けたこと  
ろに置いてあったという。この長靴は、警察  
が捜査段階でここから押収していったが、後

に返してきたものだ。弁護団は一審でこれを  
証拠提出した。上告審ではこの長靴の減り方  
について、荒井さんのものであることなどを、  
古澤医師が意見書を提出している（潮風二号  
三―五頁参照）。

次に二階への階段を見せてもらった。何人  
かで昇り降りしてみた。両足に障害がある  
荒井さんほどのようにして昇降していたのだ  
ろうか。一段づつ交互に足を出して昇降する  
ことはできそうにもない。荒井さんは事件現  
場の一階事務室で岸本繁を殺害し、続いて一  
階の風呂場で喜代子を、そして二階に駆け上  
つて娘の昌子を殺害し  
たことにされているが、  
荒井さんは二階への迅  
速な行動をとることが  
できないのだ。

この日の調査で、実  
際に体験してみると荒  
井さんが二階へ駆け上

れないことがますます鮮明になってきた。

現在、横浜地裁横須賀支部は、刑事訴訟法  
第二八六条（意見の聴取）「再審の請求につ  
いて決定をする場合には、請求をした者及び  
その相手方の意見を聴かなければならない。」  
という条文をもって、荒井さんに意見書の提  
出を求めてきている。

早期決定を許さないためにも、一つ一つ事  
実を明らかにして、不可能なことも「火事場  
の馬鹿力」論で可能と言いくるめている原判  
決をくつがえしていくことがより重要だ。

無実を訴え意見書を執筆している荒井さん  
と共に、あくまでも再審無罪に向けて頑張り  
たい。



↑説明を受ける参加者  
↑建物の左側が物置

# さまざまな動きのなかで再審へ ②

山際 永三

にそういうことだろうと思う。今後の海外向けの活動も、それなりの国内での運動実績と、運動体・運動家の横の連携がなければいけないと思う。

## 袴田救援会（東京）

### 国連ロビー活動の報告会

本誌前号に書いたとおり、「無実の死刑囚・元プロボクサー袴田巖さんを救う会」をはじめ甲山事件、横浜事件の関係者たち二十数人が、日本の冤罪と代用監獄制度の不当性を国連人権小委員会に訴えるため、スイスのジュネーブに出かけロビー活動（訴え・宣伝）をやってきた。その袴田さん救援会の報告会が十月六日に開かれ、参加者からの体験談が披露され、今後もこうした活動を続け、拡げていくことが提起された。

国連は、本来「国家」「政府」の連合体で、国内人民に関する個々の事件について良し悪しを議論する場ではないのだが、一九四八年に「世界人権宣言」、一九六六年に「世界人権規約」がそれぞれ採択されるなどの実績が重ねられ、世界の人権状況に関する「監視

の役割が徐々に付与されるようになった。その過程には、世界の多くの抑圧されてきた人々の血と汗による訴えの努力があったものと考えられる。そうした、国連における人権問題の委員会の動き、決議や条約などがある。いと出来ていくなかで、日本政府はとかく消極的であったり反対であったりした歴史がある。そのあたりの経緯を含めて、袴田さん救援会の白砂巖さんが詳しい資料集を作ってくれている。今後の活動のために大いに参考にするべきだ。

今回のジュネーブ行きについては、毎日新聞の九月四日付け「記者の目」（嶋谷泰典記者）が詳細な報告を書いている。その記事によると、日本の代用監獄制度や冤罪について率直な驚きの反応があったと同時に、「他国の人権に無関心でいながら、自国の問題解決を外圧に期待するのは身勝手だ」との冷たい視線にもさらされた、とのことである。当然

## アムネスティ世界大会で 免田栄氏の特別スピーチ

世界的な人権運動体であるアムネスティ・インターナショナルの世界大会が日本では初めて九月一日から七日まで横浜で開かれた。アムネスティ独自の方針や組織問題の会議日程がぎっしりと詰まっているなかで、アムネスティ日本支部死刑廃止ネットワークセンターの方々が努力してくれて、九月五日夜に免田氏の特別スピーチが実現した。

免田氏は、アムネスティのアジア太平洋地域の担当者らと話し合い、午後八時半からの講演会にのぞんだ。同じ時間帯に複数の会合が並行して開かれるなか、各国代表四百人のなかの約六十人が集まってくれた。免田氏は、自分の三十四年間の死刑囚としての獄中体験を語り、「日本型」冤罪の特性と死刑の廃止を訴えた。

無実連作成の「日本にはなぜ無実事件が多

いのか？」の英文ちらしは、大会参加者全員に配付された。

なお九月八日には、アムネスティ日本支部と日本の自由人権協会の共催による「法律家会議」が開かれた。外国人二、三十人、日本人五、六十人が参加した。四つの分科会「難民の人権」「被拘禁者の人権」「国連ロビイング」「死刑」がもたれて、活発・積極的な討議が行われた。「死刑」の分科会では、安田好弘・黒田純吉・中道武美の各弁護士が日本における死刑制度の現状・不当性を報告した。山際も発言し、現在日本には五十人の確定死刑囚がいて、その約半数が再審を希望していること、免田氏から赤堀氏まで四回の死刑再審無罪というショックな出来事があった。丁度その時期に日本の最高裁はさらに多くの冤罪死刑囚をつくりだしており、第五の死刑再審の門をどのようにして開くかが重要な課題だと訴えた。

## 死刑廃止フォーラム90

### 来年三月七日に大集会

昨年の十二月一日、日比谷公会堂に千二百人を集めて日本の死刑廃止運動に新しい展開

をもたらし「フォーラム90」（様々な死刑廃止運動の連合体）は、次なるステップとして、来年三月七日に同じ日比谷公会堂での「一九九二年集会」を予定しながら、当面、内閣の交代という時期に、「死刑の執行をしないように」との法務大臣への要請行動を強めていくため種々な努力を行っている。それは、現法務大臣左藤忠氏あての葉書を出す、新法務大臣にも葉書を出す、そして、十月十五日から十一月十二日まで毎週火曜日の朝法務省前で職員向けにピラをまく、多くの国会議員諸氏に要請を行う、などである。

来年三月七日（土曜）の大集会は、フランスの元法務大臣で死刑廃止を実現させたロベール・バダンテール氏を招いて基調講演をしていただき、併せて日本における死刑廃止への道程を探るシンポジウムとして計画されている。冤罪とたたかっている各事件の救援組織をはじめ、あらゆる人権関係の運動体も、この集会への結集を考えながら新たな運動展開を目指すべきだと思う。

「フォーラム90」では三月七日の集会まで、毎月の連続シンポジウムを行っており、その第五回として十月十九日に牟礼事件の救援運

動をずっと続けてこられ、死刑廃止運動でも死刑囚との交流・結縁などの体験を重ねてこられた牧師・向井武子さんを迎えて「死刑囚との出会い、そして今、母として」が開かれた。向井さんは、死刑囚の家族として判決の時などに実名報道がなされることが耐えられないなどの問題点を指摘され、また、自分自身の中のエゴイズムとたたかうと同時に社会のエゴイズムとのたたかいかも必要と述べ、死刑廃止を強く訴えられた。

## 桑野藤一郎さん無期懲役に減刑

十月二十七日東京高裁判事四部は桑野藤一郎さんの一審死刑を破棄して無期懲役にすると判決を言い渡した。

一審の新潟地裁は求刑通りの死刑としたが今回の判決は計画的犯行ではない、財産目当てではなく恋慕の情の犯行だとして減刑している。

東京高裁では昨年三月にも一審の死刑を破棄して無期に減刑する判決が出ている。死刑廃止の流れを裁判所にも波及させることが必要だ。さらにこの傾向が広がっていくことを願いたい。

## 監獄の歴史と現在を訪ねて

樺戸・旭川への旅（その1）

大山 武

十月二十七日、旭川刑務所の無期懲役囚・磯江洋一さんへの九年間にわたる厳正独居処遇の停止を求める初めて旭川現地集会在が、予想を大きく上回る七十余名の結集で大成功した。東京・神奈川からも十数名が参加した。

東京からの参加者は、厳正独居処遇に代表される日本監獄の非人間的待遇の源流の一つである、北海道の集治監と囚人労働の歴史を追って、樺戸集治監跡にある北海道行刑資料館を訪れた。

## 日本監獄のルーツ

ヨーロッパでも日本でも資本主義以前には「刑務所」はなかった。死刑・流刑・体刑が刑罰の中心であった封建制以前には、監獄も未決監にあたる「牢屋」しかなかった。明治になっても一八六八（明治元）年の仮刑律では徳川幕府の御定書百カ条が有効とされ、古

代の律令を復活した一八七〇（明治三）年の新律綱領では笞・杖・徒・流・死の五刑とした。このうち徒刑が懲役刑だが一年程度の短期刑で、今日の懲役刑にあたる長期徒刑・終身刑が新設されたのは一八七三（明治六）年の改定律例になってであった。懲役刑の源流は、ヨーロッパでも日本でも、資本主義の原始的蓄積期に農村から都市に流入した「食いつめ者」を強制的に働かせた新設の施設に求められる。日本では幕末以来の石川島人足寄せ場がそれであり、一八七〇（明治三）年にこれが石川島徒場となり、その後、石川島監獄署となった。ちなみに今日の禁固刑のルーツは流刑にあると思われる。

集治監が作られるまでは、東京では、①洋式の鍛冶橋監倉（未決）、②小伝馬町牢屋敷を引き継いだ市ヶ谷囚獄署（未決、明治八年に小伝馬町から移転）、③石川島懲役署という体制であり、全国的には旧藩の牢屋を引き

継いだ地方監獄であった。ちなみに鍛冶橋監倉は旧市ヶ谷刑務所↓東鴨ブリズン、市ヶ谷囚獄署は旧豊多摩刑務所↓中野刑務所、石川島懲役署は米軍に接収される前の旧東鴨刑務所↓府中刑務所と系譜をたどることができる。これに対して、現東京拘置所（旧小菅刑務所）や宮城刑務所は集治監の系譜である。北海道でも、札幌刑務所、函館少年刑務所は地方監獄の系譜、網走・帯広・釧路刑務所は集治監の系譜である。

## 監獄史を変えた集治監創設

このような明治初期の監獄制度に転換をもたらしたのは集治監の創設である。一八七七（明治一〇）年の元老院決議「全国の罪囚を特定の島嶼に流し給懲治監とする」に基づき一八七九（明治一二）年に東京と宮城に集治監が作られ、ついで一八八一（明治一四）年の樺戸を手始めに空知・釧路・網走・十勝と北海道に次々に集治監が作られ、一九〇三（明治三六）年に集治監制度が廃止されるまで続いた。集治監創設の目的は、西南戦争・自由民権運動の国事犯を含む重罪囚を集禁し開拓にあたらせることであり、このためにナ

ポレオン法典の大流徒刑監獄に学んだ内務省直轄の洋式大監獄を建設したのであった。これによって日本の監獄は内務省直轄の集治監と地方監獄（警視庁・道府県監獄）の二本立てとなる。

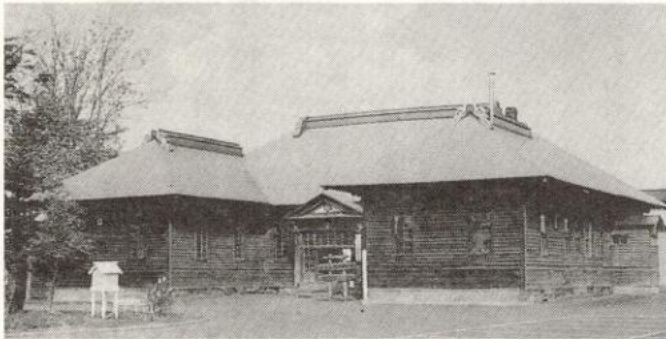
### 樺戸集治監跡に建つ 北海道行刑資料館

樺戸集治監本庁舎の建物をそのまま使った



↑10月27日『人権と監獄旭川集会』。会場左に原寸大の独居房。

↓月形にある行刑資料館。



北海道行刑資料館は月形町役場の敷地内にあり、町が管理している。月形の町名自体、樺戸集治監の初代典獄（今日の刑務所長にあたる）月形潔の名を取ったものであり、一九一九（大正八）年にいったん廃監になった樺戸監獄を、住民の誘致によって一九八三年に月形刑務所として復活させた町柄である。それというのも、石狩国カパトのスペツプトと呼ばれるこの地を開墾し、入植を可能にしたの

は集治監の囚人であったからである。

行刑資料館自体には当時の集治監の写真や、実物の房、歴代典獄の写真、看守の制服の変遷、囚人服の変遷、囚人の制作した作品などが展示されているだけで、集治監の歴史の本質に迫る資料はほとんどない。わずかに、悪名高い赤色の囚人服や手かせ足かせの実物、囚人墓地の写真、石川島監獄の図などが見られたのが収穫であった。

ただ一つ感心したのは、展示されていた地元の小学校副読本に北海道囚人労働の悲惨な歴史の一端が紹介されていたことであった。行刑資料館に着いたときには降るとも見えなかった空が急に真っ暗になったかと思うと、土砂降りの雨になり、古い小学校の校舎のような薄ぐらい資料館に雨音が響きわたった。一時間ほどして資料館を出たときには、雨も上がり夕日が月形の小さな町にさしていた。この樺戸に始まる北海道の集治監制度のもとで、日本の監獄史に残る残虐な北海道囚人労働の歴史が展開されるのである。

(つづく)



## 荒政さんだより ④



### ●受刑者は盆休み

一三、一四、一五日の三日間受刑者がお仕事が全休連休だという告知放送がありました。尚未決者は平常通りだし、面会などや運動入浴も、買入れも一切変わらず（自弁食と、パンとナットウと、バナナが業者が休みなので買えないというだけです）。私は未決扱い（編集部＝懲役囚ではないということ？）になっているのです。だが本当の未決囚よりきびしい処遇であることは、すでにお話している通りです。面会とか発受信や、差入れ人とかの規制などです。受刑者のお盆休みは初めてのことでしょうと思いますよ。

今夜も冷え込みがあるそうです。スボンパジャマを着て寝ますよ。ゆうべもそうして寝たのですよ。ではグーナイ!!

（八月十三日記）

### ●スズメとネコジャラシ

今日の獄庭も野鳥たちの楽園でした。山鳩一族が四羽きて楽しげでしたよ。獄鳩一族は八羽きて、ムクドリが一四羽きて、スズメ一族二五〇羽きて、それはにぎやかでしたよ。スズメたちは窓下のネコジャラシ草の実を食べにくるのです。そのにぎやかにおしやべりしながら食べている様子は何ともいえないほほえましいものです。

私の座ったままの位置から庭の桜の木が半分以上丸見えです。その桜の枝々にスズメや山鳩が来て遊ぶのですよ。そんなときは、座ったままスズメたちの遊びの様子を観察できます。桜の木の枝葉にカクレンボしてふざけ合っている様子がよく見えるのですよ。太目の枝で山鳩が羽根づくろいしているのが見えます。スズメは腹が空いているのか、私の窓下のネコジャラシ草の実を食べにきています。雨なんか平気のようですよ。子雀たちまでできています。羽根が濡れるのに平気のようですよ。

ネコジャラシ草



（八月十九日記）

### ●孫娘との面会が許可

きのう午後潮風四号ありがとう。今回もヌリツブシはありません。二十五日の消印だったから検閲もスムーズだったことがわかります。

子供面会を禁止した「監獄法施行規則一二〇条は無効」と最高裁判決の記事には、死刑囚は子供と面会できない? 「一四歳未満の一律禁止は無効」という判断を最高裁は未決に限定しているわけではないが、法務省は「死刑囚処遇」をタテにとって、いまだに益永（利明）さんと「めい」との面会を禁止し続けている。……（以下略）。この記事を見ると死刑囚益永君は未だに「めい」と面会許可できていないことになっているね。

だから今日、私は改めて孫娘たちとの面会と発受信の「外部交通許可申請書」を提出しました。孫娘たちとは文通できるが、面会不能許可に前回はなっているから、面会と発受信の「外部交通許可申請書」を出したのです。備考のところには具体的に書くことになっているので、その理由として「私の再審裁判長期化が予測されるので、今後の支援関係を強

化永続していく為、面会と文通していききたいのです。」と書いて出しました。前回は、面会が不許可にされているのですから、監獄法一二〇条が削除されたのですが、改めて許可申請書を出して確認しておく必要があるのです。回答は来週になるでしょう。

(八月二十九日記)

※(九月三日に孫娘たちとの面会が許可になった。)

### ●かんたんに押されてたまるか

殺人事件で殺人証拠のない死刑囚で再審を闘いつづけている確定死刑囚には、法務大臣が死刑執行のハンコをなかなか押さないようになった。と谷口繁義氏のことを書いた「死刑台からの生還」の本に書いてありました。カンタンに押されてたまるか。今、この本を読んでいるところです。(九月十七日記)



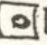
### ●「のれん」に腕押し


六月二十六日の法務省巡閲官との面接の回答があり、呼び出されて会議室へ連行されて回答されました。すべて不許可とか、却下とか、棄却とか言われました。二年に一回ある

この巡閲官面接ですが、いつもすべて聴き入れてくれたことは一回もありません。そもそも法務省管下の東拘なのですから、東拘内処遇の不当不平を巡閲官にいくら訴えても、いつもきき入れてくれたことはありません。だからこそ法務省巡閲官と東拘がグルになってやるこの巡閲制度のアリバイ面接に、気晴らしに出ていることにして私は処遇の不当不平を訴えつづけるのです。正に「のれん」に腕押しですがね。(九月二十二日記)

※面接の項目は十三項目あり、発信制限や弁護士への発信の下書き提出をやめる、発信予定の確認をやめる、面会の制限の撤廃、ウチワの貸与の期間延長、食品買入れ制限の緩和、独居運動場に障害者用の輪投げの設置要求、独居運動場前に花の木を、死刑の廃止を、拘禁二法(改悪)の撤回などです。

### ●風呂のイスが座りやすくなった

今日は楽しい入浴日でした。今までのポリエチレン製腰かけは  こんなものでした。上から見ると  なんです。新しい腰かけは上から見ると  こんな腰かけです安定した腰かけです。四角の箱を裏返しにしたような

 ものです。下側がやや広がっている箱型です。こんな形です。四角の角は丸みがあって腰かけると「上がわ」がややヘコムのですから、腰かける安定感があるのです。今までは石ケン使っているとよく転がりましたので、腰かけは全然使わないで、タイルの洗し場にペタンと座って洗っていたんですよ。お尻が滑ってころげることもないし、老人向きだし障害者向きだからいいことです。十八日の入浴日から入浴日が今まで以上にうれしいですよ。(九月二十四日)

### ●意見書執筆中

十月二日からは、運動も出ないで、食事の時間も惜しんでね。眼がものもらいが出来たりして(夜も惜しんで書いてた故です)。一月十五日に完成して、発信許可も取って無しに完成して弁護士さんあてに出しましたよ。やっとのんびりですよ。そんな訳ですから、もうものもらいも治ったし、心にも余裕もできましたよ。ヤレヤレといったところで。(十月一七日記)



(はじめに)

無実である荒井政男さんが死刑確定囚にされてはや一年が経ちました。そして長い事文通を通して心を交え、度々面会してきた私も都会を離れて長野県へ移りました。今年で二年。三回目の晩秋を迎えます。東京を去る時は都会育ちの私に山の生活ができるだろうかと、胃が痛くなる程心配してくださったのですが大自然の懐に抱れて元気に暮らしています。美しい高原の風景は四季折々の顔を呈し、厳しさと優しさをもって私達の胸に感動の泉を宿してくれます。この数限りない感動と情豊かな空気を自然を愛しながら触れることさえ出来ない友へ届けたいと思います。

ここ奈良原は浅間山の西側、湯の丸高原の中腹(標高一〇〇メートル)にある住民五〇軒ほどの小さな部落ですが、別荘が百軒以上あり、その別荘も毎年増えているようです。なにしろ自然環境は素晴らしく、晴れた日には南前方に八ツ岳連峰から蓼科山、美ヶ原に霧ヶ峰と一望出来ます。また山間を走る風は樹木の匂いを含み山のさわやかなスタッフです。さて、奈良原に来てまだ二年しか経っていない

ませんのにもう十年も住んでいるような気がします。のどかな高原ですが何かと一日中動きまわっているせいでしょうか?とても不思議に思います。

そうそうこの山小屋は「witch's House(ウィッチズハウス)」といます。「魔女の家」。「魔女」と聞いて心が踊り夢が拡っていく方



ウイッチ  
麗しき紅葉の奈良原より

もいらっしやると思えますが実際楽しい毎日です。なにせ、近くにお店屋さんが全然ありませんから、「あっ、マヨネーズがない」「ジャムが欲しいな!」と思っただけで買わず作ることから始まります。勿論町まで買に行けば済むことですが、都合のいいバスがないといった具合です。「プウブラ・プウブラ」と呪文を唱えて「ポイツ」と目の前に出せたらほんとうに嬉しいのですが、修業中の私。「早く魔

女になれますように」と作っています。

ストーブやお風呂も薪なので、一年目は枯木探しに頭をかかえ肉体を苦使して集めたが、今年之余裕綽々。たのしくやっています。畑は自然農法、つまり取り残した野菜に花が咲き、その種がこぼれて又芽を出して大きくなるんです。その生命力の偉大さといったらまさしく宇宙の神秘で、人間が如何に自然を冒瀆しているかを知ります。

それからハーブ(香りのある草花)達!その可憐な花と個性的な香りにすっかり魅了されて今では私の恋人として一緒に暮らしています(その数五十種近くになりました)。それぞれ力を持っていて、病いを癒してくれるのです。話はつきませんが、晩秋の奈良原は美しく紅葉し、何処をみても赤く燃えて大きなパノラマです。十一月ともなりますと朝夕は冷えて、東京の真冬です。今朝も空がしらむ頃、霧に包まれた周辺は霜で真白(氷が張りました)。やがて太陽が昇りダイヤモンドのように光り輝やく霜の下でガラスのように凍っている草達。新しいのちが蘇える春までいよいよみんな冬眠です。それではみんなゆっくりおやすみなさい。

## 潮風にのって



◆こんにちは。すっかりご無沙汰しております。お正月に生まれた知野は、今つかまり立ちと何でもひろって口に入れる時期で少しも目を離せず、上の悠樹は三歳になりましたが、いたずら盛りのわんぱく坊主で、このところ二人の子供に追いまくられ、ハガキ一枚書けない日が続いています。

今朝方、荒政さんの夢を見ました。

山あいのとうとうと流れる緑の水をたたえた大きな川のほとりに荒政さんの家があった、なぜか私の実家もその近くにあるらしいのです。今度里帰りする時に一緒に帰りましょうと話して新幹線の切符を買うことになったら、荒政さんが「四万円あれば往復の切符が買えるだろう」と言い、私が「とんでもない、おじさん。四万円じゃ片道にだって足りないわよ」と言っているのです。

外に出たばかりの頃、今の物価の感覚がつかめず、私がそんなふうだったものですから、晴

れて外に出た荒政さんが、金銭感覚のズレに苦労されているのです。そんな苦労話に苦笑できる日が一日でも早くきますように。

(東京・荒井まり子)

◆潮風第四号届きました。子供面会訴訟の判決のページもつくって下さって本当に有難うございました。もし第四号に余分がございましたら(友人にアピールしたので、荒政さんのこと)一〇〜一五部ほど御送り下さいませندしようか。振込みますのでよろしく願います。荒政さんに残暑見舞状出しましたが、すべての囚人に外部交通権が認められるように願っています。

(群馬・益永陽子)

### ◆ らちもない感傷

一難去って又一難、なにもこの頃の台風のことを言っている訳ではありませんが、先日の「潮風」の例会に出席したばかりに、紙面のつらよごしを引きうけてしまった、ということ。書くことが嫌なのです。無器用と怠け者を自認する私が漸く一つの責任を果たしたあとでしたから、この感はみなさんには大げさでも私には実感なのです。

台風に次ぐ台風、雨又雨、秋雨ちゃ濡れて行

こう、などと風流なゆとりなんかある訳もありません。荒井さんの足が痛んでいるのではありませんか。夜の冷たさにギョツとする日もあります。酷暑から酷寒へ、これからの獄中には快適な秋の日など望めそうもありません。

荒川の水は増水をかきねて、濁水を冠った岸の葦は白っぽく汚れて、風情はまったく失われてしまいました。が、不必要なまでに高くなった土手に表面にはその分だけやわらかい秋草が緑を保って、ここを通らねばならない人の心をなごませてくれています。

上流、下流に架る鉄橋には電車が軋みながら行き交っておりますが、この軋みのなかに私はいつもにんげんの哀しみを感じとってしまうのです。幸せばかりを運んでいるとはどうしても考えられません。

小菅の駅のたかいホームに佇ってそれを聞いているのは寂しいものです。昨今の暗い空の下では尚更。

けさは裁判で、午後植垣さんに会ってきました。植垣さんいつものように屈託のなさそうな顔してましたが、二十年ちかい拘禁生活に屈託のないはずはありません。

この頃は獄中の人たちに面会する人があまり

ないようです。なかの人もなにかと不便でしょう。支援の運動が高揚しているときには外の皆さんも元気がいいですが、この頃はとても低調です。とはいうものの私も近頃怠けています。年のせいもありますし、もろもろの事情も抱えていますので。

運動が大切であって、獄中者への面会は二義的なものにすぎない、と思っている人がいるかもしれません。

虫の音が聴えています。雨の夜にはたくさん虫が鳴く、と覚えていたのは小さいときの記憶にすぎないのかも知れません。まったくの無月、星の光も遠い日のことになりました。

それでは又、次号の「潮風」でお日にかかりましょう。

一九九一年十月二十五日 (東京・蒲公英)

(追記) 台風一過、午前五時まえ、外が薄明るくなったので窓を開けると星の光がみえました。外にとび出して見上げた空はくろがね色に澄みきって白雲がうかんだ、東南の方向に明けの明星が大きく輝いています。

大気を覆っていた一切の不純物が吹き払われ、洗い流されて本来の自然の姿が戻ってきたのです。人の世もこんな風に一気に浄化されないも

のかな、と考えてしまいました。

子供の部屋の戸を叩いて「外に出てごらん、星がいちめん」とこえをかけると、「ねむいわ、いい加減にして」と怒られてしまいました。

そうそうゆうべ埼玉からかえってくるとき、研ぎたての鎌のような三ヶ月が天上に懸っていましたが、三ヶ月がこんなに明るいのとは驚きでした。昔のままの空。

今日はいいいことがありますように。



●潮風第四号は九月三日に拝掌しました。荒政さんもお元気の様子でなによりですね。なつかしく思っております。再審申請に対し、裁判所の動きも少しあったようですね。弁護団と救済会の動きも知ることができました。無罪目指して頑張っていただきたいと思えます。心から応援致しております。

私の方の上告審は特に動きはなく、あと三年くらいはかかると推測しているところです。補充書作成の準備をしております。なんだかんだと(国賠訴訟などもあって)相変わりませず、忙しい日々を過していますが元気で頑張ってい

ます。健康を祈ります。

(大阪拘・山野静二郎)

●ごぶさたしています。福井の島田丑之助さんから、ビックリお便りをいただきました。

確定で奥の院に入ってしまった三崎事件の荒井政男さんが、出した封筒が入っていましたが、私はあの人と偶然にも同じ職場に居ったんですよ。鮪遠洋漁船でネ。少しの間でしたが、東京築地魚市場に本社のある第一東水丸と云う船でコック長をしていました。私達は大西洋のカナリヤ群島のスペイン領の島でラスパルマスを基地とする大西洋操業の為に全員宝幸水産の三一宝幸丸と云う新造船に全員乗船したんですが、彼は残ったか陸(オカ)の仕事に変わってあの冤罪に巻き込まれたんです。私達と一緒に大西洋新漁場に一年八ヶ月行つて居れば彼はあの冤罪にタッチしていなかったね。(9/9)

「ウッソー!」と思つてしまいました。実はもつたないからと、古い荒井さんからの封筒を裏返しにして、絶対に知り合いじゃないと信じ切っていた島田さんへの郵送に使ったのです。荒井さん、済みません。と、一応あやまつておこう。

(神奈川・鈴木正美)

◆荒政さんの二審判決を送って下さりありがとうございます。

いろいろと学習していると、質問や疑問が次々と出てきて困ります。手紙では聞きづらいし、……歯がゆいかぎりです。離れていても御役に立てることがあるでしょうか（「荒政さん、ちょっと待っててネ」）。（大阪・佐藤友彦）

◆いつも「潮風」をありがとうございます。荒政さんの無実の叫びが伝わって「確定」後も、お元気な様子がうかがえ喜んでおります。荒政さんのこの気持ちはきつと無実を晴らすことができますと信じております。皆さんも頑張ってください。（千葉・藤栄）

◆……荒政さんは、ますます元気そうですね。巨人が負ければ嬉しい、とのことですが、それから今年は全く快調そのものはずだし、これからは、その状態は保証されたようなものではないでしょうか。（笑）

（木村修治・大きな手の中で三三号より）

◆通信ありがとうございます。荒井さんはあついで大変だった事でしょう。「くじけないで」と通天閣から応援しています。

（大阪・石橋義之）

11月1日現在

### 《会計報告》

| ① 収入       |         | ② 支出      |        |
|------------|---------|-----------|--------|
| 前月より繰越     | 147,807 | 荒井さんへ差入   | 20,000 |
| カンパ、会費、講読料 | 63,930  | 発送費       | 12,687 |
| パンフ売上げ     | 6,500   | 印刷費（潮風4号） | 28,800 |
| 家族より援助諸経費  | 20,000  | 交通費（家族宅）  | 7,000  |
| 合計         | 238,237 | 合計        | 68,487 |

① 238,237 - ② 68,487 = 169,750 ……次回へ繰越

### ◆編集後記◆

十月二十七日、フォーラム90実行委員会主催の灰谷健次郎さんの講演に行きました。灰谷さんは、沖繩を通して国家の犯罪（戦争）と個人の犯罪を語られました。また償っていない、否償おうともしない国家が犯した大きな犯罪に憤りながら、死刑制度の撤廃を訴えられました。一九九一年もあとわずか。新しい年もやっぱり死刑廃止でエイエイオー。（S・U）

九月十五、十六日と姫路で死刑廃止合宿が開かれました。その二日前の夢の中で、「連休なので出てくることになった」と、荒井さんが言うのです。インドネシアでは受刑者の一時帰休制度があると報道されていました。獄中の死刑囚が、シャバで過ごせるようにするのも死刑廃止にしてからだと思っていました。

●お願い  
振替用紙で振込まれる際には、会費、「潮風」購読料、カンパを明記してお書き下さい。会費として振込まれた方は、購読料は無料です。なお、「潮風」の購読料は、一号分二〇〇円プラス郵送料七二円です。

荒井政男さんの救援に協力していただいていた救援連絡センターの、庄司宏さんが先日亡くなられました。生前の、自分自身の無罪とたたかわれ、その後も広く暖く救援にたずさわってこられたその姿を思いながら、人が共に生きる社会をつくる、その一助となるよう残された者として、生きていくことを約束してお礼と追悼にかえさせていただきます。（青木）

# 今日も元気で (三) “糖尿病”

このシリーズで次は“腰”を予定していましたが、リクエストがありましたので“糖尿病”について考えてみたいと思います。

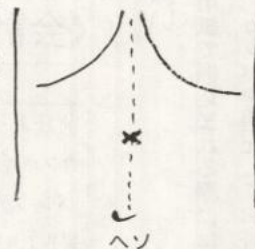
糖尿病は糖分解に必要な、すい臓から出るインシュリンというホルモンの分泌が不足し、その為血液中の糖分が処理しきれず過剰になり、そのことから様々な自覚症状が出て来(のどの渇き、疲れダルさ、皮ふのかゆみ、尿量の増加、尿が臭い、空腹感など)て、体の抵抗力をなくし、結果的に他の重い合併症を起していく、という恐い病気です。

獄中生活が原因で糖尿病になるなんてことはまずないでしょう(かつて田中角栄が東拘にいた時の様な殿様生活を続けられましたが)。原因は遺伝の要素もありますが、やはり一番多いのはシャバにいた時の本人の不節制がたまったものというべきです。

マア報いは報いとして、じゃ在獄中に血糖値

の高い人、比較的高い人はどうするかでことです。本人にできる処置としては、まず長期戦を覚悟しなければなりません、指圧法を励行

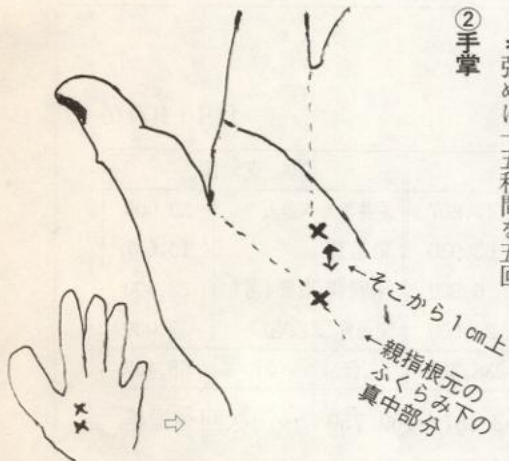
## ① 腹



中間点、すい臓機能を促す  
インシュリン分泌を促す  
おちの刺激、(ここへのかんを促す)

\*片手の親指か両手の親指を重ねてか指圧する。

## ② 手掌



左右同様

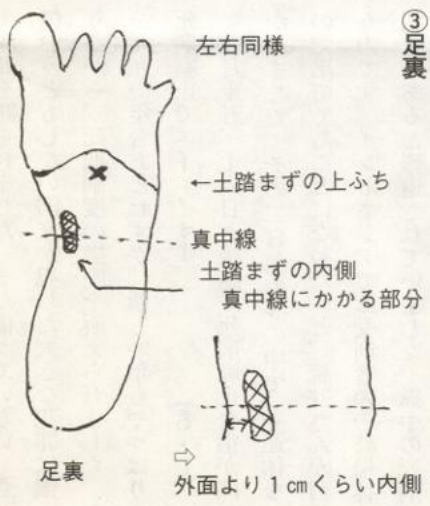
\*強めに一五秒間を五回。

し、運動を心掛け、食べ物に注意しながら、衰えていくすい臓の機能を回復させていくことがポイントになります。

\*この二点を親指でやや力を入れるよう、指を廻しながら押圧する(けつして強く押しではない)

\*一回各点に一〇分間はかける。一分づつ交互に押圧して、二点で二〇分くらい。左右同様に。

## ③ 足裏



足裏

\*親指で強めに押圧する。●部分は親指で上下に押し揉みする。  
\*片方の足に二〇分くらいかける。左右同様に。

●必ず朝と夜（就寝タイムに手と腹はやればよいと思います）に毎日やる。自然に時間があれば手足のそこを揉んでいるようにまで、クセをつけることです。しんぼう強くやり続けることだけが、獄中での頼みの綱だと思ってください。

●①③全部を一度にやろうと思うと、けっこう時間もかかります（できる人はよいですが）。朝は足、夜は手掌と腹というふうに分けてやってもよいと思います。たとえ時間がなくても、数分間づつでもよいので、毎日やり始めたらその部分への指圧はやってください。

●手足で押圧点が判らない場合は、自分が確かにこの辺だと思うところを、ていねいに揉み押圧する。別にツボ指圧じゃないので大丈夫。但し①はツボですので、決めて下さい。

.....  
運動不足も糖尿に至らせた原因のひとつです。から、房内外での運動はせいぜいやりましょう。無理な運動ではなく、必ず体をリラックスさせるような運動から始めること（ラジオ体操とか）。

次に食べ物についてですが、これはもう判ると思います。甘味物と果物は、すい臓機能が良くなるまでは禁止すべきです。他にも禁じる食

物がありますけど、とりあえず獄中生活ということを考えて一番悪いものを止めること。確かにたまに配食される甘味物はもっと欲しいくらいで、これを食べれないなんて酷い話だと思わんですが、そこはマア死神からの手みやげだと思つて、自分は我慢すべきです。特に甘味物が沢山配食される年末年始には、糖尿の気がある人はくれぐれも自覚してください。

糖尿病は軽くみないこと。そりゃ、尿に糖が出てくるくらいで人は死にはしません。でも糖尿は一度なるとなかなか治りませんし、進行します。そのままだと、必ず動脈硬化や慢性腎炎、いろんな心臓疾患になり、ハイソレマーデーヨです。前記の自覚症状が今出ている人で太り過ぎみの人は是非尿検などをしてもらい、体調をチェックしてください。

糖尿病も自覚して対応すれば、重症でない限り自分で治せるものです。獄中でも、自分でなんとかできそうなことは、獄医なんか任せずあてにせず、積極的に自分で治すよう努力してみよう。

（追記、血糖の正常値は七〇〜一一〇です。一四〇以上が高血糖。六〇以下なら低血糖。普段から一六〇以上なら間違いなく糖尿病です。

血糖値一八〇ならば明らかに重傷。重傷の人は、きちんと自覚した生活をしないと本当にヤバイ。これひとつくらいなら大丈夫だろうと思つてみると、シャバの空気を吸えなくなるオツレもできます。たとえばイワシ缶も砂糖分と塩気は多いのです。せめて毎日なら納豆くらいにしておくべきでしょう。永遠にそうせよというのじゃなくて、体が健康をとり戻すまでのしんぼうなのだから！

※ このコーナーへの掲載希望や問い合わせがあれば、お便り下さい。

木田



新しく法務大臣が変わりました。新法務大臣の田原隆宛てに死刑の執行をしないように八ガきの集中を！

宛先 千代田区霞が関一の一の一

法務省

法務大臣 田原隆 殿

発行 荒井政男さん救援会

東京都千代田区神田錦町一―一六

神田錦町ビル三階 大手町共同法律事務所気付

郵便振替 東京3―546727

一九九一年十一月二十五日 第五号発行

頒価 二〇〇円

# 潮風

第6号

1992年2月25日

三崎事件

荒井政男さんは無実

❖ 自己紹介 ❖



・私(荒政)は、妻との間に「三男一女」の四人の子供がいます。妻との結婚は一九四六年(昭和二十一年)十月三日です。  
・一九二七年(昭和二年)二月四日生まれ。

十三歳 家庭の事情により金沢市内絹織物問屋にデッチ小僧にださる。

十六歳 樺太庁大泊港吉川商会蒸気船に機関員見習いで乗船。

十九歳 横須賀機関学校入学、三月卒業、一級取得。

十九歳 八月十五日日本敗戦。下船する。

二十歳 十月三日、下関市にて結婚。

二八歳 三浦市三崎港に出て、マグロ船乗船。

三六歳 マグロ船下船。三崎にて魚屋開店。

三七歳 知人の車に乗せてもらって事故にあう。身体障害者二種四級者となる。

四四歳 魚屋四店、寿司屋一店自営。一九七一年(昭和四六年)十

二月二一日家出した一人娘を探す中、三崎事件と出会う。

同二六日、現場を目撃して立ち去ったため犯人とされ逮捕。

六三歳 一九九〇年(平成二年)六月十九日、最高裁で口頭弁論。

同、十月十六日判決棄却さる。現在、六五歳。

私は犯人ではありません。再審を断固闘い抜きます。

二月一八日

## 荒井さん、意見書を提出

横浜地裁横須賀支部は、昨年七月に荒井政男さんに対して求意見書を送ってきた。荒井さんは、二月一八日に完成して提出した。

意見書は、罫紙一〇一枚に小さい文字でビッシリと書かれている。紙面に制限があるので全文を紹介できないが、事件に出会う時まで毎日／＼家出中の娘さんを探すために一生懸命だったこと、借金をことわられたから殺害したという動機はまったくなく、などが日付を追って詳細に書かれている。

どんなに娘さんを愛していたか、まして殺された娘さんを自分が殺したりできないことが事実認定の批判もおりませて書かれたものだ。「誓って私は無実です」と、力強く訴えている。

裁判所の早期決定策動を許さず、荒井さんと共に再審に向けてがんばろう。

## 死刑執行をしないように

### 弁護団、要請書を送付

法務大臣田原隆 殿

#### 要 請

ご承知のとおり、一昨年末に国連総会で採択された「死刑廃止をめざす市民的及び政治的権利に関する国際規約・第二選択議定書」(いわゆる死刑廃止条約)は、本年七月十一日に発効しました。

わが国は、残念ながらその条約に未だ加盟せず、むしろ反対をした経緯があります。これは、世界の多くの国が死刑制度を廃止することにより「人間の尊厳を高め、人権を一層増進させる」(同条約前文)方向に大きく一歩を踏み出そうとする動きに反することであります。

わが国政府は、さまざまな分野で「国連中心」の政策を掲げながら、人権の分野ではとかく世界の潮流に遅れをとっているとしか考えられません。

昭和五八年の免田栄氏をはじめとして死刑確定者の誤判決が明らかとなり、再審によつ

て無罪となる事例が、谷口繁義氏、斎藤幸夫氏、赤堀政夫氏と四例にもわたったことは、わが国司法制度上の画期的な出来事であったと考えます。ところが、その四例の「死刑再審無罪」の時期と並行して、あるいはその後、多くの冤罪者の死刑が確定しております。この事実はまさに常軌を逸したものであるを得ません。

我々が弁護人となっている、荒井政男氏もその一人です。荒井氏は今から二十年前のいわゆる「三崎事件」で起訴され死刑を宣告され、昨年十月に上告を棄却されましたが、全くの冤罪です。荒井氏は本年一月三十一日に横浜地裁横須賀支部に再審請求を提出しました。我々弁護人としては、荒井氏の無罪を得るまで努力を尽くす所存です。

法務大臣である貴殿は、死刑廃止が世界的な潮流となっていることを認識され、また、多くの冤罪死刑囚の存在にも留意された上で、せめて死刑執行の手続きをとられることないよう、切に要請いたします。

一九九一年二月二四日

荒井政男氏弁護団

# さまざまな動きのなかで再審へ

③

山際 永三

## 死刑廃止フォーラムで

### 免田栄さん講演

昨年十二月十四日に「死刑廃止フォーラム連続シンポジウム第7回」として免田栄さんの講演会が開かれ、明治大学の会議室に約五十人が集まった。

いまだ説明するまでもないが、免田さんは死刑再審の門を最初にこじ開けた人。免田さんに続く六年間に谷口繁義さん、斎藤幸夫さん、赤堀政夫さんが死刑再審無罪を果たし、日本の、と言うより世界の近代司法の歴史上画期的な出来事となった。このことは、本来日本の裁判官が全員丸坊主になって辞職してもよいくらいの重大な出来事であるはずだが、喉元過ぎれば熱さを忘れ、その重大さが司法界ではあまり深刻には受け止められていないようである。

その証拠には、赤堀さんが再審無罪を獲得する前の年（一九八八年）から現在までに、最高裁判所はさらに多くの無実の死刑囚の上

告を棄却し死刑を確定させているのである。

それは、渡辺清さんであり、石田富蔵さんであり、金川一さんであり、晴山広元さんであり、荒井政男さんであり、そして諸橋昭江さんである（あとで報告する通りこの一月三十日に佐々木哲也さんの上告が棄却され無実の死刑囚の確定はさらに増え続けている）。

荒井さん、石田さん、諸橋さんはすでに再審請求の手続きを行った。渡辺さん、金川さん、晴山さんは再審請求の準備を着々と進めている。

このほか、獄中二十数年にもなる名張事件の奥西勝さん、波崎事件の富山常喜さん、袴田事件の袴田巖さん、そして尾田事件の尾田信夫さんなど死刑囚で再審を請求している人は実に多い。確定死刑囚のうち約半分の人が再審を請求し、あるいは再審を希望しているのだ。日本では、これほどまでに誤判決が多いのである。

なんとしてでも、第五、第六、第七……の死刑再審の門を開かせなければならぬ。

そういう我々の置かれた状況の中で、免田さんの体験を聞き、免田さんが三十四年の苦しみの中で六次に及ぶ再審請求をたたかい抜いた、その経緯と免田さん自身の思想性がどういうものなのか少しでも学びとすることは非常に重要である。

免田さんの講演は、免田さん自身の事件のことから始まり、連行・逮捕、取調べ、酷い拷問、自白、そして弁護士のこと、裁判になって否認したこと、しかし判決は死刑、控訴も上告も棄却されて死刑が確定し、最初は全く孤立無援で再審を始め、第三次再審で開始決定が出るが、検察官の抗告によって潰され、やがて日弁連の支援を得て、第六次の抗告審でやっと再び開始決定を獲得し再審裁判が始まったことなど、その時々さまざまな人との出会い、考えたこと、宗教のこと、文化のことを交えながら、約二時間にわたって行われ、その後若干の質疑応答があった。

免田さんについては、すでに免田さん自身の『獄中記』（社会思想社刊）、『死刑囚からあなたへ②』（インパクト出版会刊）の序文、熊本日日新聞の「検証免田事件」（日本評論社刊）が出ていますが、今回の講演では、それらの本には書かれていなかった感動的なエピソードも紹介され、免田さんの思想性の

がったという。

## 再審事件交流会開く 十数事件関係者で

暮も押し迫った十二月二十七日に、「再審事件交流会」が開かれた。この会合は、波崎事件など長期にわたって再審に取り組んでこられた篠原道夫さんが山際に、「再審事件関係者でいちど集まって話し合いをしよう」と提案されたことから企画されたもの。二か月ばかりの準備・連絡を経て実現した。

当日はめずらしく雪が降るあいにくの天気だったが、十数事件の関係者が各事件二人、三人と集まってくれて三十人の熱気ある集会となった。

まず各事件の現状を報告してもらったが、十数もの事件があるため一事件十分程度で、せっかくなら来てもらったのに申し訳けないような状態となった。それでも、それぞれうまくまとめてもらい、本人の健康状態・接見の状況、再審請求・準備の状況、弁護人の状況を簡単に報告してもらった。

今回出席して報告のあった事件（獄中者）は次のとおり。

帝銀事件（故・平沢貞通さん）  
名張事件（奥西勝さん）

波崎事件（富山常喜さん）

袴田事件（袴田巖さん）

渡辺清さん

石田富蔵さん

金川一さん

晴山広元さん

荒井政男さん

諸橋昭江さん

横浜事件（木村亨さん）

狭山事件（石川一雄さん）

生原勇さん

無尽蔵事件（笹川龍則さん）

大道寺将司さん・益永利明さん

この中で、名張事件は宮原哲朗弁護士、諸橋さん事件は桜井光政弁護士、帝銀事件は平沢武彦さん、そして出獄後ちょうど一年になる生原勇さん本人が出席してくれた。

事件報告に続き、死刑廃止運動の現状として最近の死刑執行ゼロ三年目突入の緊張した状況が報告された。世界の潮流が死刑廃止ないし執行停止に向かって動いており、国会議員にも超党派で支持してくれる人が増えていくこと、法務省との交渉の経緯、十二月十五日の中津での集会の様子、三月七日の大集会の計画などが説明された。

残りの少ない時間で、今後一緒にやれるこ

とはいかない話になり、山際の方から提案の「死刑再審要求キャンペーン」(各事件の支援者が同じデザインのピラを作って盛り上げる)のほか、国連人権委に出される政府の人権状況報告書に対する反対報告書を作るなど、接見交通権の問題、証拠開示要求の問題などが当面一緒にやれること、またやらねばならないことではないかと指摘された。

## 佐々木哲也さん上告棄却 また増えた冤罪死刑囚

一月三十日、最高裁は佐々木哲也さんの上告を棄却した。この日は死刑廃止の会など十人程度の傍聴者にまじって山際も最高裁の長い階段を登った。いつもながら裁判長が「本件上告を棄却する」と言うだけのそっけない判決。

佐々木さんの事件は一九七四年十月で、小野悦男さんが逮捕された直後だった。小野さんと同じ千葉県警捜査一課がやった事件で、佐々木さんを取調べた刑事が翌年になってからは小野さんの取調官になり、「佐々木はハンストなどやって否認していたが、俺たちが自白させた。お前も早く自白しろ」と小野さんを脅かした。小野さん、佐々木さんを「自白」に追いつめた刑事グループは、その八年

前には「千葉大学腸チフス菌事件」で冤罪づくりを行い、同じグループが一九七九年には「野田事件・青山正さん」、八一年には「柏・少女殺人事件」の冤罪を造っている。

この十七年以上にわたって、佐々木さんの弁護を担当された大塚喜一弁護士は、並行していた小野さんの裁判にも注目され、ずっと小野さんを励ましてくださった。また、大塚弁護士が「千葉大事件」の第一審で無罪を取られたにもかかわらず、二審では逆転有罪になったという残念な経緯がある。千葉県で多発した冤罪の一つとして、佐々木さんの裁判も何とかなって勝ってほしかったが、上告棄却となり残念でならない。佐々木さん本人も弁護団も再審でさらに頑張るとしている。この四年間で、無実の死刑確定者は七人となった。最高裁はどこまで誤判決を追認し、無実の死刑囚を大量生産すれば気がすむのか？

## 第二回再審事件交流会 三月七日に向けて

二月一日に第二回再審事件交流会が開かれた。この日も雪で、再審の厳しさを象徴しているような会合だった。

前回に引き続き、この一月二十日に上告を棄却された石田明男さん(無期懲役)の事件、

三十日に上告棄却された佐々木哲也さん(死刑)の事件、一九七四年の富山保信さん(一審無罪・二審懲役十年確定)の事件についての報告がなされた。

三月七日の大集会をめぐり、死刑再審要求キャンペーン(宣伝活動)を始めることを決めた。これだけ多くの死刑再審希望者がいるのに、良心的な弁護士や新聞記者のあいだでさえはつきりとは知られていない現状を打破しなければならぬ。そのためにはじめに、多くの死刑再審事件を紹介するピラを統一のデザインで各事件ごとに作り、「死刑再審要求キャンペーン参加」と刷りこむ。握手する手のイラストをあしらったピラで横に張り合わせると手と手がつながる仕組みになっている。「死刑囚〇〇〇〇さんに再審を！」というような大きな見出しを付け、簡単な事件解説を入れる。綴じて活用することもできる。

また、最近日本政府が国連の人権委員会に提出した報告書に対するカウンターレポートを作成して国連に出すことを決めた。政府の報告には、これだけ多い日本の冤罪のことなど全く書いてないので、我々が判っているだけの冤罪事件について具体的に訴える文書を英文で作成し、五月には完成するよう努力することになった。

寄稿

## 監獄の歴史と現在を訪ねて2

樺戸・旭川への旅（その二）

大山 武

「ル・ペシ・ベの墓標」という小冊子がある。一九九〇年五月の刊行で、編集・発行は

中央道路開削犠牲者追悼碑建設期成会とある。

今度の旅では、北海道囚人労働の歴史の跡を見て回ることはできなかったが、地元の友人からこの一冊を手に入れることができた。

一八八六（明治一九）年から一八九一（明治二四）年にかけて、札幌―旭川―網走を結ぶ幹線道路（通称「中央道路」）が、集治監の囚人の手によって開削された。全くの原始林を切り進むこの工事は困難をきわめ、その上に「囚人が死ねば一挙両得」という残酷な行刑思想によって、数百人もの囚人が犠牲となった。死亡し路傍に埋葬された囚人の遺体が、現在までに六十体発掘されている。中には鎖をつけられたままの遺体もあり、土地の人はこれを「鎖塚」と呼んできた。

「ル・ペシ・ベの墓標」と題するこの小冊子は、その六十体目の遺体の発掘と追悼碑建

設の記録であった。

### 網走囚人道路の悲劇

中央道路開削工事の中でも最も悲惨をきわめたのは、網走―石北峠間の通称「網走道路」の開削であった。月形の行刑資料館に展示されていた小学校副読本に紹介されていたのも、実はこの網走囚人道路の悲劇であった。一八九一（明治二四）年四月から同年二月にかけて行われたこの工事の前半は釧路集治監の一三〇〇名、後半は網走集治監の一五名が動員されたが、そのうち実に二二二名の囚人が死亡している。

当時、屯田兵本部長官と道庁長官を兼ねていた永山武四郎は、ロシアの東進を恐れ「北海道の開拓が一日おくるる時は、すなわち国威に関すること一日なり」（一八八八年一月永山具申書）として、全長四十五里の工事開始にあたって「是非本年以内の竣工

を要す」と厳命した。それまでの道路開削計画では一年間に十里が最大であったから、年間四十五里というのは無謀であった。しかし、工事は囚人の犠牲の上に計画通り実行され、その年の一月二十七日には完成した。

### 「逃走せる者は斬殺、

### 倒れた病囚は風雨にさらわれ」

工事のやり方は、囚人を一組二百名の四組に編成し、担当区間を早く仕上げた組に次の区間の選択権（すなわち楽な区間の選択権）を与えるというものだった。当時の看守の証言によれば「工事を早くせよというので、松明をつけて夜の十二時や一時ごろまでも競争的に労働させて、くたくたになるまでやらしたものです。」というのであるから、病死者の発生は必然であった。それだけではない。このような過酷な労働の結果「一組から毎日一人くらいは逃走者が出ました。」とあり、「網走分監沿革史」に「逃走せる者は斬殺、病囚はたおれてその屍は風雨にさらされた。」とある通り、逃走して看守に斬り殺された者も含まれているのである。これを「拒捕斬殺」といい、看守の権限とされていた。



幌内外役所囚徒事業上外傷者年別表

| 年次 | 明治16年 | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 | 21年 | 22年 | 23年 | 24年   | 25年 | 計     |
|----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-------|
| ガス | 死     |     |     |     | 6   | 10  | 1   | 8   | 20    | 5   | 50    |
|    | 瘞治    | 4   | 57  | 51  | 34  | 70  | 116 | 8   | 61    | 90  | 563   |
| 落盤 | 死     |     |     |     | 12  | 2   | 7   | 9   | 5     |     | 35    |
|    | 瘞治    |     |     |     | 4   |     | 2   | 12  |       |     | 18    |
| 落炭 | 死     | 12  | 11  | 36  | 73  | 34  | 44  | 152 | 170   | 99  | 826   |
|    | 瘞治    |     |     |     |     | 4   | 3   | 5   |       |     | 12    |
| 運搬 | 死     |     |     |     | 22  | 28  | 4   | 7   | 125   | 184 | 373   |
|    | 瘞治    |     |     |     | 2   | 3   |     | 2   |       | 2   | 9     |
| 雑役 | 死     | 31  | 89  | 186 | 598 | 7   | 22  | 54  | 43    | 92  | 1,294 |
|    | 瘞治    |     |     |     |     |     | 1   |     | 1     |     | 2     |
| 種及 | 死     |     |     |     |     |     |     |     |       |     |       |
| 種  | 瘞治    |     |     |     |     | 3   | 21  | 272 | 711   | 101 | 245   |
| 眼疾 | 死     |     |     |     |     |     |     |     |       |     |       |
|    | 瘞治    |     |     |     | 1   | 1   |     | 10  |       |     | 14    |
| 合計 | 死     | 29  | 76  | 122 | 264 | 298 | 554 | 154 | 794   | 380 | 4,932 |
|    | 瘞治    |     |     |     | 24  | 19  | 13  | 20  | 25    | 7   | 108   |
| 合計 | 死     |     | 2   |     |     | 5   | 1   | 3   | 22    |     | 34    |
|    | 瘞治    | 79  | 232 | 395 | 969 | 463 | 805 | 660 | 1,828 | 912 | 1,369 |
| 総計 |       | 79  | 234 | 395 | 969 | 492 | 825 | 676 | 1,870 | 937 | 1,377 |

内務省「北海道集治監復命書」より

の身近でつまずき倒れただけで「こら反抗する気か」と抜刀、一撃されるありさまで、毎日次から次へと看守による斬殺、囚人同士の殺傷事件が起きた。看守の証言によれば、墓の遺体五百数十のうち三〇〇体くらいは鎖・縄がついていたという。

一八八七（明治二〇）年四月、それまで内務省管轄下の空知集治監から幌内炭坑に出役していたが、道庁所属の空知監獄署（この年から集治監の名称は廃された）に炭坑経営が任された。監獄が企業になったので

ある。この時から幌内の囚人労働は本格化し、それまで平均二〇〇人が出役していたが、この年は七九一人が出役し、囚人七五%に對し民間人二五%の比率になった。翌年十一月には北海道炭坑鉄道会社が設立され、幌内炭坑は囚人労働つきで払い下げられた。

その労働環境を詳しく述べる紙数はもはやないが、一八九三（明治二六）年夏に幌内炭坑を視察した東大の岡田朝太郎博士が、「日本刑法論」に「旧北海道幌内炭坑の外役」として公表しており、「誰かよく酸鼻の情に堪えんや」「かくのごとく有害危険なる坑内に入るものは、好んで死地に進むものと云わざるべからず」と述べている通りの状況であった。

死者・負傷者は別表の通りであるが、明治一九年まではなかった死者が二〇年以降激増していることは、労働の質が激変したことを示している。まさに「死の囚人労働」である。

北海道の囚人外役労働は一八九四（明治二七）年をもってほぼ廃止されるに至ったが、裸検身・正座点検・軍隊式行進などをいまだに当然のごとく行っている日本の監獄は、山県や金子の行刑思想からどれほど変わったのであるか。

容とは、開拓使以来の本土貧民の植民による開拓から、本土大資本の導入による開発への転換であった。その一環として、金子は山県の「苦役本分論」の上に非情な「資本の論理」を付け加え、囚人を資本の毒牙に委ねることを主張したのである。それは直ちに、アトサヌプリ硫黄鉱山と幌内炭坑の死の囚人労働をもたらした。そもそも「空知集治監の幌内炭坑、釧路集治監の硫黄鉱山に囚人を使役するため、これらの土地が選定せられたことは明か」（『標茶町史考』）標茶は釧路集治監のあった町）なのである。

金融資本家・安田善次郎はすでに一八八五（明治一八）年にアトサヌプリ硫黄事業に融資していたが、一八八七（明治二〇）年には直接経営に乗り出し、二年間に実に十倍増の生産を実現した。安田の経営を支えたものは囚人労働だった。釧路集治監から五〇〇人が出役するまでになった。硫黄の粉と亜硫酸ガスによる失明、栄養失調が相次ぎ、開設からこの年六月までのわずか半年で囚人三〇〇名中の一四五名が罹患、四二名が死亡している。看守囚人とももうろうとしていらだち、看守

の身近でつまずき倒れただけで「こら反抗する気か」と抜刀、一撃されるありさまで、毎日次から次へと看守による斬殺、囚人同士の殺傷事件が起きた。看守の証言によれば、墓の遺体五百数十のうち三〇〇体くらいは鎖・縄がついていたという。

一八八七（明治二〇）年四月、それまで内務省管轄下の空知集治監から幌内炭坑に出役していたが、道庁所属の空知監獄署（この年から集治監の名称は廃された）に炭坑経営が任された。監獄が企業になったので

## ⑤ 荒政さんだより



### ●人間愛があふれる 裁判官がふえてほしい

晴山さん救援ニュース第25号を  
読み、「札幌弁護士会晴山さん支  
援を決定」ニュースに万歳を叫ん  
でいます。清水・袴田通信58号を  
読みました。いずれもガンバツて  
下さい。ともにガンバローノ

先日の新聞で元最高裁判官だ  
った団藤重光氏（七十八歳）が誕  
生日だったことと、死刑廃止運動  
に賛成していることが出ていて、  
大きく「死刑囚と言えども人間  
だ」と、新聞に出ていました。そ  
して今「死刑制度に対する反対の  
著書を書いているという風なこ  
とも記事になっていましたよ。こ  
の人の人間愛が溢れる（裁判官上  
がりだが）裁判官がもっと日本人  
にふえて欲しいと思いました。現職裁判官に  
もふえて欲しいと思ったよ。

（十一月二二日記）

### ●防寒ズボンが暖かい

フォーラム90のパンフで各地の死刑廃止活  
動や、署名活動を再び、そしてシンポジュー  
ムの様子が写真入りで語られています。死刑  
執行二年間ゼロの嬉しいニュースに万歳して  
います。

甲山裁判支援通信十一月号の一〇万人署名  
を目指している、すごい闘いに賛成感動して  
います。国連に訴えのツアー報告第二弾もう  
れしく拝見しましたよ。

ねつとわあく死刑廃止全国合宿報告の「姫  
路淳心の家」表紙の写真と各人の写真入りも  
大変なつかしい人も写っているので良かった  
です。

ナルドの香油、藤波芳夫さんが体をこわし  
ていること知りました。体を大事にガンバツ  
てね。生きて生き抜いて下さい。祈っていま  
す。

新聞切抜きコピー、「死刑囚との面会に通  
達壁」「裁判では勝ったのに義理のめい会え  
ず」「心情の安定害するおそれ」「人権侵害と  
警告も」。益水利明さんが未だにめいと面会  
できていないことを知り、私は怒りで一杯で

す。

「かたずをのむ死刑廃止運動団体」「執行ゼ  
ロ間もなく二年（戦後初めて）」……「フラ  
ンス元法相バダンデル氏迎えて三月七日」  
が嬉しく楽しみです。皆々様獄中獄外共にガ  
ンバロー!!

ばじとうふうNo126号石橋あけみさんの、故  
梅木コナツさんの思い出を書いているのを讀  
んで涙が出て本当に困ったよ。心からコナツ  
さんのご冥福をお祈りいたしました。目が涙  
でこすって痛くなりました。

潮風五号の荒井政男自宅の全景写真と、そ  
して入口写真が載っていましたのでとてもな  
つかしく見ました。「二階にはかけ上がれな  
い」説明も第三者にもきくと分かっていただ  
けることと思います。この真実を裁判官たち  
が分かるうとしないから、何としても分から  
せていきましょう。

桑野藤一郎さん無期に減刑はよかったです  
ね。

「今日も元気で（三）糖尿病」大いに参考  
になります。私の糖尿病を気長に完治にガン  
バツていきますよ。

防寒ズボン、軽くて暖かくてかさばらなく

て、こんなズボンが欲しかったので、もう嬉しくて涙が出ました。ゆうべ寝る時はいて寝たら夜中の小便に起きなくても朝迄ぐっすりでしたよ。多分膀胱も保温されたのでしょうか。それに湯タンポの故もあるのでしょうかね。そして房内窓閉めきつているので暖かいのでしょうかと思ったりもしています。

(二月六日)

湯タンポの湯を捨てる音おもしろや無実地獄の冬はたのしき

靴下を三枚重ねなお冷えし曲らぬ足の湯タンポうれし

差入れの花に涙が落ちる時愛する友の姿浮びぬ

(二月二〇日記)

### ●手を取り合って死刑廃止へ

きのう朝刊で、法務省が死刑制度で世論調査をやると発表したと出ていたよ。それは内外の情勢を考慮して検討する。つまり死刑執行が丸丸二年間実行されていないことや、国内的流れの中で前向きに検討せざるを得なくなった為ということらしいですよ。日本国内の死刑廃止運動が「大きな原動力」となって

いることの表われですね。法務省の石頭が人類的に少し人間を見る気ができたのでしょうか。さて、獄中獄外共に楽観せずに。死刑廃止の日まで共に手を取り合って断固闘い抜こう！そして三崎事件の再審を勝ちとろう！！

毎日ツグミドリが一羽来て獄庭で虫さがししている姿の面白さを私はヒマヒマに観察しては窓辺で楽しんでます(笑)。ツグミドリは一所懸命虫探しして、食べる餌さがしに一日中根気よく獄庭で仕事している訳です。虫探しはツグミドリの生きる為の生命がかかっている「餌探し」なのです。さて、人間である私は傲慢にもツグミドリの餌さがし作業を眺めながらその姿の面白さに笑ったり、感動したりしています。ツグミドリの生きる為の必死な仕事ぶりを、感動して見ているのは仕方がないとしても、面白がったり、笑ったりしてはいけないなあ。と、思っています。でもツグミドリの餌さがしその姿の様子は何ともユニークで、とつても微笑まずには居られないのです。

人間という動物は、他の仕事ぶりを見ると面白がるものですね。マ、野鳥だから批判されることもないだろうと、私は割切ってツグミドリの必死な仕事ぶりを観察している毎日です。

(二月二〇日記)

早起きは魚屋の癖雀よりいつも早くて夜明け前

獄庭の寒さ喜ぶヒヨドリのおさえずり長く冬の夕暮れ

早起きし雀唄声楽しくていつも待つ身の地獄極楽

腹這いて腹の運動獄夜明け体一つが闘いの武器

ベランダに獄猫きたりその姿ひと声鳴いてなんといらし

獄運動不自由足を鍛えんと欠かさず出てはハダシで歩く

熱い酒好きではないが呑みたいと思う獄夜の冬の足痛

獄庭の木々の名知らぬ青葉燃ゆ冬近づきてさらに青かり

死刑囚確定下獄その日からなぜかヒゲンリ電気カミソリ

(一九九一年十一月から)

温暖化のせいか奈良原の師走は暖かく、タ  
ンポポや春一番に咲く花（桜草の一種）が黄  
色い花びらを広げて日向ほっこをしています。  
それでもやはり高原です。朝夕はグリーンと気  
温も下り零下三度から一〇度とまちまち。晴  
天の日の夜は冷え込みがきつい程、月も冴え  
冬の星座がりんりと輝いて、みとれる私は  
「あれがカシオペア」「これがオリオン座」と  
夢中になって知っている星座を探し捲ります。  
そうそう何時だったかMさんから「星にみと  
れて凍死しないでくださいね」って、御親切  
な注意をいただきましたっけ。

一二月一二日に初雪が降りました。ひとひ  
ら、ふたひら黙々と舞い降りる雪の精は美し  
く絵になる風景です。そんな雪の日が続きま  
すといよいよ厳寒の季節到来と、身が引きし  
まる思いです。そして幾重にもひろがる想い  
にふともらす吐息……。これもひとり暮らしの  
侘しさからでしょうか。それでも一夜明けけ  
ればケロケロケロの蛙になって、軒下に並ぶつ  
ららに歓声をあげ、白い雪の上のうさぎや狐  
の可愛らしい足跡を見つけては「声をかけて  
くれればいいのに……」って、ひとりではしゃ  
いでいます。

また、すぐ近くに別荘が建ちます。お正月  
をこちらで過すのか、突貫工事さながらに寒  
風吹きまくる中を、休日もなく夜遅くまでト  
ントンやっっている大工さん。さぞ寒かろうと  
私の方がふるえてしまいます。奈良原は年々  
別荘が増えて、地下水や河川の汚染が目だち

## 山小屋だより



ます。合成洗剤の多用とか聞きますが、先だ  
つても今まで見たこともない残飯が河川に流  
れていてギョッとしました。その上、犬や猫  
まで捨てられる有様ですから人間ほど恐しい  
ものはないと改めて人間をやっている私を睨  
んだり嘆いたりしています。

山も小春日和のおだやかな新年を迎えまし  
た。お正月の三ヶ日はいつものように年賀状  
書き。出遅れ組の冷や汗ですが自己主張はし

っかりやっています。セッセとポストに通う  
道すがら、出会う村人に「お茶を飲みに寄っ  
てくんのおー」と嬉しい声をかけられて、嬉  
し十倍。人恋しさ百倍でいそいそと出かけ  
る私。炬燵に足をすべらせていたただくあつた  
かいお茶に美味しい数々の漬物（奈良漬、大  
根の酢漬、野沢菜……）や干柿。どちらのお宅  
も心尽しのお手製ですが、同じ素材でも微妙  
に違う味に、奥さんの出身地の習慣や伝統が  
偲ばれてもう感動の連続です。畑を借りてい  
るお宅を訪ねた時、茶の間に「誰にどう世話  
になったか。誰にどう迷惑をかけたか。誰に  
どう報いたか」と記された半紙の白さのこと  
ばが印象的で、思わず私も、今年一年、誰に  
どう世話になり迷惑をかけるかと……。皆様  
どうぞよろしくお願い致します。

山の春は、湯の丸の雪が消える四月下旬で  
すけれど、近頃は陽も伸びて庭のブルーベ  
リーや雪柳が日ごとにふくらんで息づいてい  
ます。

“冬来たりなば春遠からじ”と睦月のカー  
ンと張りつめた冷気に背筋をのぼす今日この  
頃です。

奈良原のウィッチより  
(一月三十日)

# 新年を迎えて

・今年もお互い頑張りましょう。再審獲得なるを祈っております。(東拘 石田明男)

・軍国主義が台頭している現在、再審を獲得することは大変な困難ですが今年もお体に気をつけて頑張ってください。こちらは今年も刑確定の年になりますが、気合いを入れて少しでも成果をあげていこうと思います。

(東拘 植垣康博)

・世界は人権重視の方向へどんどん進んでいます。希望をもって今年も頑張りましょう。

(東拘 折山敏夫)

・再審請求の方、すすんでいることと思います。荒井さんも頑張ってみえることでしょうか。初日の出を見て得意の俳句でも作っているかな。

(札幌拘 大森勝久)

・荒井さんとご家族の皆様とご支援の皆様のご健康、そして荒井さんの再審が開始されますようお祈り申し上げます。

(名古屋拘 山根一郎)

・獄中から解放されて三年目に近づきました。

暮には落つける住居が決り、また新たな出発となります。今後も「障害者」の闘いの輪を広げながら「障害者」として歩みつづけます。

(赤堀政夫)

・荒井政男さんとは私が中にいる時文通をしていましたので荒井さんが無実であることはよく知っています。救済会の皆様方そして荒井さんのご家族の皆様本年もがんばって一日も早く政男さんを獄中からとりもどしてほしいです。私もおうえんします。(小野悦男)



・荒政さん熱いお茶をどうぞ。ヤダヨ、すし食いてえノ、ホーントお魚の好きな政男さんにイキのよい魚料理か握りずしをさし入れたいですねえ。

(荒井幹夫・智子)

・荒井政男さんの力強い姿勢。その怨念を体験し、そこでまけないねばり、ゆえと力づけられます。

(赤松晶子)

・一刻も早く、再審の日を迎えんことを。(井野博満)

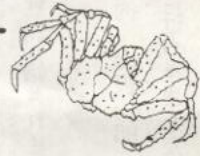
・荒井政男さんの力強い年賀状をありがとうございます。ございました。久しぶりに荒井さんの息吹き

を感じました。海の男は強くそしてやさしいんですよね。荒波を乗り切れるよう私たちも力の限り応援しなくては。そして船が無事港に着く日を、あの笑声と共に――。

(大道寺幸子)

・この他にも、東京拘の猪熊武夫さん、大阪拘の山野静二郎さん、愛媛拘の田中勝久さん、名古屋拘の宮脇喬さん、生原勇さん、荒井彰・まり子・知野・悠樹さん、山田悦子・由芽さん、足立玲子さん、上野延代さん、大野萌子さん、大森恭子さん、片岡道男さん、木下達雄さん、木村京子さん、今村高五郎さん、大道寺ちはるさん、玉田雪江さん、筒井忍さん、中川憲一さん、中村則子さん、西巻信行さん、福富弘美さん、畑健次郎さん、堀秀夫さん、益永陽子・スミコさん、益永美幸さん、森修さん、丸山康男さん、山崎博之・平山まゆみさん、吉沢稔さん、アムネスティ・インターナショナル日本支部イーデスハンソンさん、絆社ニュース発行所、晴山さん救援会、全障連関西ブロック、死刑廃止の会、関充明さん……以上の方から沢山の年賀状やお年玉をいただきました。ありがとうございます。本年も共に頑張りましょう。

## 潮風にのって



◆王のいのり もう降誕節がきました。荒井さんお元気でしようか。本当にこの冬はあたたかいですね。朝早くは冷えたり又夕方早く陽が落ちるので、朝早くは冷えたり又夕方早く陽が落ちるので、もうすぐ冬至かと思いますが。『潮風』の『今日も元気で』いつも感心して読んでいます。いろいろ外でも役に立ちます。どうかお体を大切になさって下さいね（近いうちに購読料はらわないといけないですね。スママセン）

（東京 足立玲子）

◆こんにちは。いつも『潮風』をありがとうございます。

荒井さんから親しみのこもったあつたかい、しかも絶対に冤罪を晴らすんだ!!という闘志のみなきったおたよりをいただけなくなつてからもう一年がたつてしまつたんですね。犬の好きな荒井さんはいつもうちのチコ君のことを心配していろいろ教えていただいています。

さて12月中旬に入りますと霜に氷、みぞれ

に雪とめぐるしく冬景色の強まっているこちらの山ですが、寒さが厳しくなればなるほど、荒井さんの足の痛みを思わずにはいられません。横臥許可をもらつて横にならなければならぬ日も多くなっているのではないのでしょうか？

12月に入ると町はクリスマスツリーの装飾があちこちにほどこされ、まもなくイエス・キリストの誕生日、メリークリスマス!!世界中から死刑のなくなる日の近いことを祈りましょう。ああ、その前に年賀状書きに追われる日々、荒井さんにももちろん書きます。直接届かないのはおかしなことですが、届いたことを心の目で確認していただければ幸いです。一九九二年こそ、荒井さんが外の土を踏みしめて、ご家族・友人のみなさまと手を取り合えますように、と祈ります。

（愛媛 山本利恵）

◆「潮風」で荒政さんの元気な様子が伝わってきます。ちよつと病気が心配ですが（小生も血糖値が高い）。ポータスが何とか出ましたので、少額ですがカンパを送ります。では頑張つて下さい。

（東京 中川憲一）

◆いつも通信をありがとうございます。荒井さんもこの冬を元気でのりきつて下さい。ご健闘

をお祈りします。（神奈川 小笠原秀子）

◆面会した折「よしわかった」ときつぷのいい返事をした荒政さんが忘れられません。無実ぜひはらして下さい。（神奈川 新美）

◆昨年末、二歳九か月の下の子どもが怪我（フラスチックの物差を折つた際、破片が目に入つてしまった）をして一週間入院をしました。幸い破片は自然にとれて手術にはいりませんでした。したが、検査のため全身麻酔をかけました。二十四時間、飲食物は口にはいけないということで親子共々、大変な試練でした。

子どもは「おなががすいた」と「水がかわいた（喉が乾いた）」を繰り返して、水の音がすると点滴をつけた体で水道のところへ近寄っていました。話してわかる年令ではないので、私自身の意志との戦いでもありました。麻酔から覚めて水を飲み、ぶどうパンを食るように食べた子どもをみて、イラクや民族戦争の国の子どもたちのことを考えました。そして「ひもじさ」を知らない日本の子どもたちの未来はどうなるのか？など考えさせられました。（中略）

というわけで変化にとんだ一九九一年でしたが、『あごら』一六八号で「女性と冤罪・女性と人権」を企画し、女性の視点からの冤罪・人

権問題を集めました。この問題は私のライフワークでもあり、今後も取り組んでいきたいと思っています。同時に甲山裁判の山田悦子さんの無罪確定にむけて今年は無罪張らねばと思っています。

みなさんもお元気で。(東京 中村則子)

#### ◆ とりとめもなく

まだお正月だとばかり思っていましたのに気がついたら立春がもうその入口に佇っていました。

節分冬中与昔の人は言います。

地球の温暖化とか、オゾン層がこわれるとか難しいことが問題になってきていますが、季節は間違いなくやってきて、やっぱり寒い時は寒いですね。

それでも春ときけばなに程かの希望に心がはずみます。

昨日は街に白梅が咲いていました。日の色も隠やかになって、日脚も延びてきております。

寒さも小休止。今日は植垣さんに会ってきました。半纏を羽織って面会室にあらわれた植垣さんは開口一番「あたたかいですね」と、こちらの挨拶を先取りされていました。

いつものように、というか相変わらずというか植垣さんは「悠揚迫らず」の格好で、まるで我が家の応接間に客を迎えるような態度で入ってきます。少し頭が薄くなったようです。まだそんな年令でもないのですが、環境というものは怖しいですね。

八一歳に足を踏み入れてすっかり老碌してしまっている私に、植垣さんは、この一年はげしい変動にさらされてきたソ連の「お国事情」を克明に分析してみせてくれるのでした。スターリン時代に粛静されたキーロフという人物の名が出たのですが、聞きとれません。カキケコのキ、のばして、ラリレロの口、まるで小学生の学習です。あ、そういえば、出獄後の方針を聞いてみたとき、学習塾の教師でも何でもやる、と言っていました。

ところで私の方ですが、やっぱり日曜日百姓に精を出しています。荒井さんがお父さんの果樹園を手伝っていた時のお話は本当に楽しかったです。それで私も書きましょう。

小鳥の声を聞きながら、今はもつぱら畑や庭の手入れです。

枯れ一色の風景の中に福寿草がうこん色に輝きはじめました。地上に噴きでた黄金の花が暗

緑色のはっぱを従えて咲いている様は、やっぱりお正月です。

このあいだ例によって東上線の人となりました。小春日の暖かい車中でウツラウツラと目を閉じていると、いつしか心は故郷に遊んでいます。

次兄と山を歩いていました。谷の両側の樹に這いのぼった藤蔓が頂上で絡み会って、私たちは藤房の垂れ下る深いトンネルの中を通っているのです。六月のお日さまは天に白いし、蜜蜂の懶い羽音が眠気をさそいます。気の遠くなるような鶯のさえずりも聞えて、さながらこの世の楽園です。

茂みのなかのスカンポを折りとりとポカッと瑞々しい音がして水が滴ります。太い茎は蛇が入っているとおどかさされたものですが、若い茎は皮を剥いで胃の腑の中に即、成仏です。

東京から嫁入りしてきた人がスカンポの料理法を教えてくださいましたが、東京人って変なものを食べるのだなあ、と妙に感心したことがあります。

スカンポを一〇センチあまりに切って両端にナイフの刃を入れ、空洞の芯に篠竹を通して谷川の流れに渡すと、両端がみるみる反り返って

水車のように廻り出します。鉛筆削り、風の骨のヒゴ、竹トンボ、懐にしのばせたナイフは子供たちにとって必要不可欠の工作道具だったのです。

肥後守と銘打ったこのナイフはよく切れました。今はどうでしょう。忽ち烙印を押されて童心の芽を摘みとられてしまいます。

山を歩きながら次兄は何でもござれの即興詩人でした。ハーモニカは素人ばなれしてしましたし。

朝の池袋駅を歩いている時、どこからかダニューブの曲が流れてくることあります。あの曲は兄がよく吹いてくれたものです。

長兄からは、山草、野草の名といっしょに当時あまり知られていなかった植物学者、南方熊楠や、牧野富太郎の名もおぼえました。

春のものと相場がきまっていた牡丹雪が十二月に降って、大雪になりそうだったので、うちの嫁さん、あわてて金物屋に走りました。若い店員さんが「スコップ二丁も何にするのですか」と問の抜けたことを聞いたそうです。店の主人が「きまつてら、雪を掻くんじゃねえか」と一喝したそうです。この話おもしろく聞きました。静かな戸外になにか心配がしています。窓を

あけると夜の空から粉雪がサラサラと落ちていました。

今年立春と旧正月が重なるのだそうです。長くなりますので今日はこれで。

くれぐれもお大事に。 (蒲公英)

◆救援会の皆さん、こんにちは。ぼくはしっかりと家庭科のセンスをやっています。だから、縫いものには自信があります。それで、最近、藤井芳子さんが御主人(註 東京拘置所の死刑確定者の藤井政安さん)の下着を繕っているという話を聞き、ぼくに任せて下さいといはかりに「やらせて下さい」と名乗りでたのでした。

それから何日かたつて、芳子さんからTELがあり「ホントに送っていいの?」と言うから「ええ、お願いします」と胸を張って答えました。

それから又何日かたつて郵便が届きました。開けてみると見事にボロボロのパンツ等。話に聞いてイメージしていた下着と現実の下着の大きい違いに、ぼくはガクゼンとしたのでした。

これまでの裁判官は、「犯人」として荒井政男さんをイメージしてきたわけですが、これからの裁判官が現実の荒井さんを知る日も意外と早く来るのではないかと思います。頑張りましょ

う。

### ◆ 吹けよ潮風

(神奈川 鈴木正美)

そりや 雨の日も風の日もあるさ  
何だいきなり それがどうした?  
だからさ くよくよするなつて  
別にくよくよなんかしてないぞ  
頭痛い尻痛い言ってるじゃないか  
嘘こけ そんな事言っているか!  
そうかな 尻が痛いつて顔だぜ  
嘘こくな そんな顔しているか!  
彼の宮沢賢治も言っている  
何だつて?

雨の日もあれば風の日もあると  
そんな事言っているか!  
ふん じゃ何て言っている?  
雨ニモマケズ風ニモマケズ  
それみる 言っているじゃないか  
言っている事が違う!  
とにかくだ 思い悩むのはよせよ  
別に思い悩んでなんかいないぞ  
政府死廃条約批准しないと泣いてる  
泣いてなんかいるか!  
そうかな じゃそう嘆いてはいる

うん まあ そうは言っているな  
だからさ 雨の日も風の日もある  
だから 何だ？

雨降りだったから批准しなかった  
そうなのか？

そうさ 風吹きだつたら批准した  
そうなのか？

そう 政府見解なんて雨風任せさ  
うーん 言えている

政府今日雨降りだから死廃反対  
うん

政府明日風吹けば死廃賛成  
そうか 嘆く事はないか

そうだよ 況して再審勝取る人は  
そうだ 再審勝取るまでは……

徒らに嘆いてなんかいられない！  
そうさ まあ見ていろ！

そうその意気！ 頑張れ荒政さん！  
よし！ 潮風吹かして再審獲得だ！

(東拘 石田明男)

\*石田さんは、一月二十日に上告棄却無期懲役  
が確定しました。今後は再審を準備して闘うと  
伝えられています。

2月5日現在

### 《会計報告》

| ① 収入       |         | ② 支出      |        |
|------------|---------|-----------|--------|
| 前月より繰越     | 169,750 | 発送費       | 21,100 |
| カンパ、会費、講読料 | 94,000  | 年賀ハガキ     | 6,150  |
| パンフ売上げ     | 2,400   | 印刷費(潮風5号) | 33,000 |
| 家族より援助諸経費  | 20,000  | 交通費(家族宅)  | 7,000  |
| 合計         | 169,750 | 合計        | 67,250 |

① 286,150 - ② 67,250 = 218,900 ……次回へ繰越

### フォーラム90Ⅱ 死刑廃止集会

- ・日時 三月七日(土) 一時半開場
- ・場所 東京日比谷公会堂
- ・講演 ロベール・バダンデル氏(フ  
ランス元法務大臣) ・シンポジウム 加賀乙  
彦、志賀節、団藤重光、土井たか子
- ・その他に、ひとくちアピールや音楽など

### ❖ 編集後記 ❖

♥今年こそスキーをやろうと張り切ってしまし  
たが、講習会その日は猛吹雪。外へ出た私も  
あつさり「ヤーメタ！」と後向き進めで家の中。  
しかしやめられないのが三崎事件！ 今年も明  
るい未来を信じて進みます。(S・U)

♥新年早々に体をこわして絶体安静の生活を送  
るはめになりました。もう元気になったものの、  
今号は増ページとなり、うれしい悲鳴をあげま  
した。これからも増ページになる位、原稿が集  
まればいいけど……。みなさんにずいぶんおん  
ぶしてしまいました。ありがとう。

潮風はみなさんから荒井さんへの励ましの声  
で発行しています。手紙や原稿を寄せて下さい。  
待っています。次号は五月二五日発行の予定で  
す。(青木)

\* 救援会では 荒井さんに再審開  
始を というチラシを作成しまし  
た。

\* 希望枚数を知らせて下さい。

\* 各地で活用を！

## 今日も元気で(四)

# 腰

今回は「腰」について。腰は文字通り体の上半身を支え、下半身との繋ぎとなる要の部分です。だから体調の良い時は別に気にもとめませんが、いったん不調状態になると起きてもらえなくなるほど体に一番こたえるところです。

腰痛といっても、専門的には10以上の病症原因があるので、一概には言えませんけれど、マア大別すれば骨、関節に原因するもの(椎間板ヘルニア、カリエス、関節炎など) 筋肉に原因するもの(筋肉疲労、リユーマチ、ぎっくり腰など) 内臓疾患に原因するもの(腎臓病、胃腸病、婦人病など) があります。

獄中生活で問題になるのは筋肉に原因する腰痛と椎間板ヘルニアだと思います。

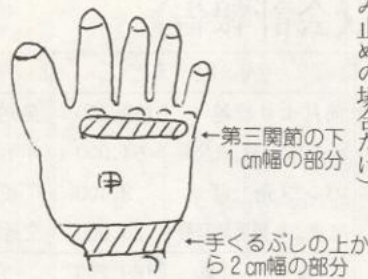
狭い空間で安座、正座にしろイスに座るにしろ一定姿勢を強いられ、その上に運動も少いし、ビタミン・ミネラル分の補給も不十分、たっぷりあるのはストレスくらい。こんな状態が長く

続けば腰背の筋力が弱っていくのも当り前というもの。弱った腰に急な運動、力を入れる、無理な姿勢、寒さなどの条件が重なると、容易に骨や筋肉を痛めてしまいます。長期獄中者に腰を痛めている人が多いのも、うなずけるところです。

### 腰痛対策

#### ①痛み止め

現に痛みがありこの痛みを早くなんとかしたい場合、次の様にしてみてください(ただし、これは痛み止めの場合だけ)。



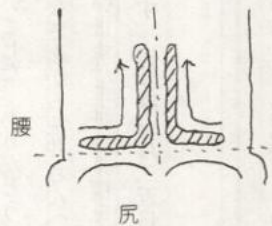
(右)

左右同様

\*この斜線部分を他方の手の握りこぶしの尖った骨の方で(親指の先でもよい)強くグリグリと押してやる。今腰に痛みがある人はこのポイントの中の何ヶ所かが特に痛はず。痛くても片手に7分、左右で15分は続けてグリグリや

ること。ここをせき椎強化の治療に使う場合は、同様ヶ所を親指の腹(指紋部分)で、少し力を入れて上下にマッサージしてください。一回に右5分、左5分づつ。一旦一回以上。

#### ②腰背筋へのマッサージ(筋力を正常に戻す)。

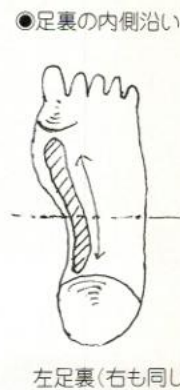


\*親指の指紋部分(やり方に馴れがいらいます)が親指がとどかず無理なら他の四本の指先を使ってもよい)で押揉み。最初は弱く、少しずつ力を入れて。ただし痛むまでの力は絶対に入れないこと。

\*矢印のように、腰の横から始めて直角上方に背骨に沿い、手がのぼせるところまでやる。座ってでも、横になってでもよい。

\*毎日朝夕の二回(二回が一番よいけれど、できない人は就寝前に二回でもよい)。一回に左側5分、右側5分づつ。

③せき椎骨の強化マッサージ（骨の代謝作用を促進し、ひきしめる）。



●親指の第一関節から手首までの骨沿いの内側



\*手掌、足裏共に手の親指で力を入れ（手掌より足裏の方に力を入れる）、上下に押揉みする。  
\*毎日手足共に一回。左手5分右手5分、左足10分、右足10分ずつ。

腰痛でも体を動かすことは、大いにやりましょう。痛いからといって安静にしてばかりいるのは間違いです。とかく体をかばい、慎重になりすぎて運動もしなくなりがちですが、かえって体全体を萎縮させ硬化させるので、悪いので

す。獄中で消極的になることはたんに体の衰えを自ら招くだけでなく、退化のスピードも早くなり精神的にも奴隷のようになってしまいます。痛いのを我慢して、ドツタンバツタンやれというではありません。出来る範囲で例えば、痛みが出る手前まで軽く動いてみるとか、痛みの出ない他の体の部分を動かしてみるとかして、積極的に体の失調と対決し克服していくよう、自分の体を活発にしておくことです。

その点歩くことは一番基礎的な運動ですし、リハビリにもなりますから、歩けるならば房内でも運動時でもゆっくり手足を上げて、歩き廻ってみてください。

獄中では腰痛は結局自分との闘いです。本人に異状が判っても獄医には判らないことが多いもの。特に多い不定愁訴な痛み（激しく痛む訳じゃないけど、時に痛い、なんとなく痛い）などは、原因病状がはっきりしないだけに余計判りづらい。

腰痛だと言え、獄医はまずレントゲンを撮り、その結果を見てあれこれ処置するのですが、でもレントゲンで異状が判るのは骨や関節の状態であって、微妙な筋肉の異状まではなかなか判らないのです。「痛いからなんとかして」と言

っても、原因がはっきり判らない以上（マア仮りに判ってもきちんとした治療法、手当てのない獄中では治せませんが）、良くて一時しのぎに鎮痛剤を与えて横臥許可、安静にといった具合で、へたすると仮病扱いにもされかねません。どう転んでも獄医には処置しようがないのです（別に獄医の肩を持つ訳じゃないですが）から、あとは本人自身が持っている自然回復力に頼るしかありません。

腰痛は焦っては治りません。場所が場所だけに、回復にはすこく時間がかかります。今焦ったってどうしようもないのなら、将来の健康回復を考え毎日地道に努力していくことです。氣長に治していこうと氣を楽に構え、毎日のやる時間を工夫して①③をやり続けてください。

（追記）

椎間板ヘルニアはせき椎間の軟骨が飛び出し、変形しているので痛いものです。シャバでもこれを治すには長いことせき椎矯正の努力がいりますが、獄中では残念ながら痛み止めとマッサージくらいで、有効な自己処置法はありません。（木田）

\*このコーナーへの相談や掲載希望は、救援会まで手紙で寄せて下さい。

発行 荒井政男さん救援会

東京都千代田区神田錦町一―一―六

神田錦町ビル三階 大手町共同法律事務所気付

郵便振替 東京31546727

一九九二年二月二十五日 第六号発行

頒価 二〇〇円



死刑囚

荒井政男さんに。



再審を!

### 三崎事件・荒井政男さんは無実

荒井さんは1971年12月、神奈川県三浦市三崎で起きた一家三人殺人事件の「犯人」として逮捕されました。裁判所は、荒井さんの無実の訴えを無視し、強制による「自白」、目撃者証言などを根拠として死刑を判決しました。1990年10月に上告棄却となり死刑が確定し、現在東京拘置所に収容されています。

荒井さんは、その事件の犯人では決してありません。偶然現場の近くに車を駐車させて中で眠っていた荒井さんが事件に気づき、立ち去ったに過ぎません。

目撃者証言は、現場から立ち去ったもう一人の男（真犯人）と荒井さんを混同したものです。荒井さんを犯人とする物的証拠は何もありません。だいいち、荒井さんは過去の交通事故により足に重い障害を負っており、三人もの人を殺したり、家の中を走り廻ったり、2階に駆け上がったたりす

ることが出来ません。また犯人が現場に残した足跡(25.5or26)が荒井さんの履いていた靴(27)と一致しません。さらに凶器とされた刃物が特定されていません。犯人であれば当然浴びたはずの大量の返り血が荒井さんの衣服や車に全くありませんでした。荒井さんが取られた「自白」と客観的な事実のあいだに多くの矛盾があります。

1983年の免田さん以来、死刑から再審によって無罪となった人が谷口さん、斎藤さん、赤堀さんと4人も続いた事実によっても明らかのように日本には冤罪が多いのですが、最高裁は相変わらず冤罪者の死刑を確定させる誤判決を繰り返しています。

荒井さんは、1991年1月に横浜地裁横須賀支部に再審の申立てをしました。裁判所は、一日も早く再審の開始を決定すべきです。

荒井政男さん救援会

郵便振替 東京3-546727

会報「潮風」季刊1部200円送料72円

東京都千代田区神田錦町1-1-6 神田錦町ビル  
大手町共同法律事務所気付

死刑再審要求キャンペーン参加



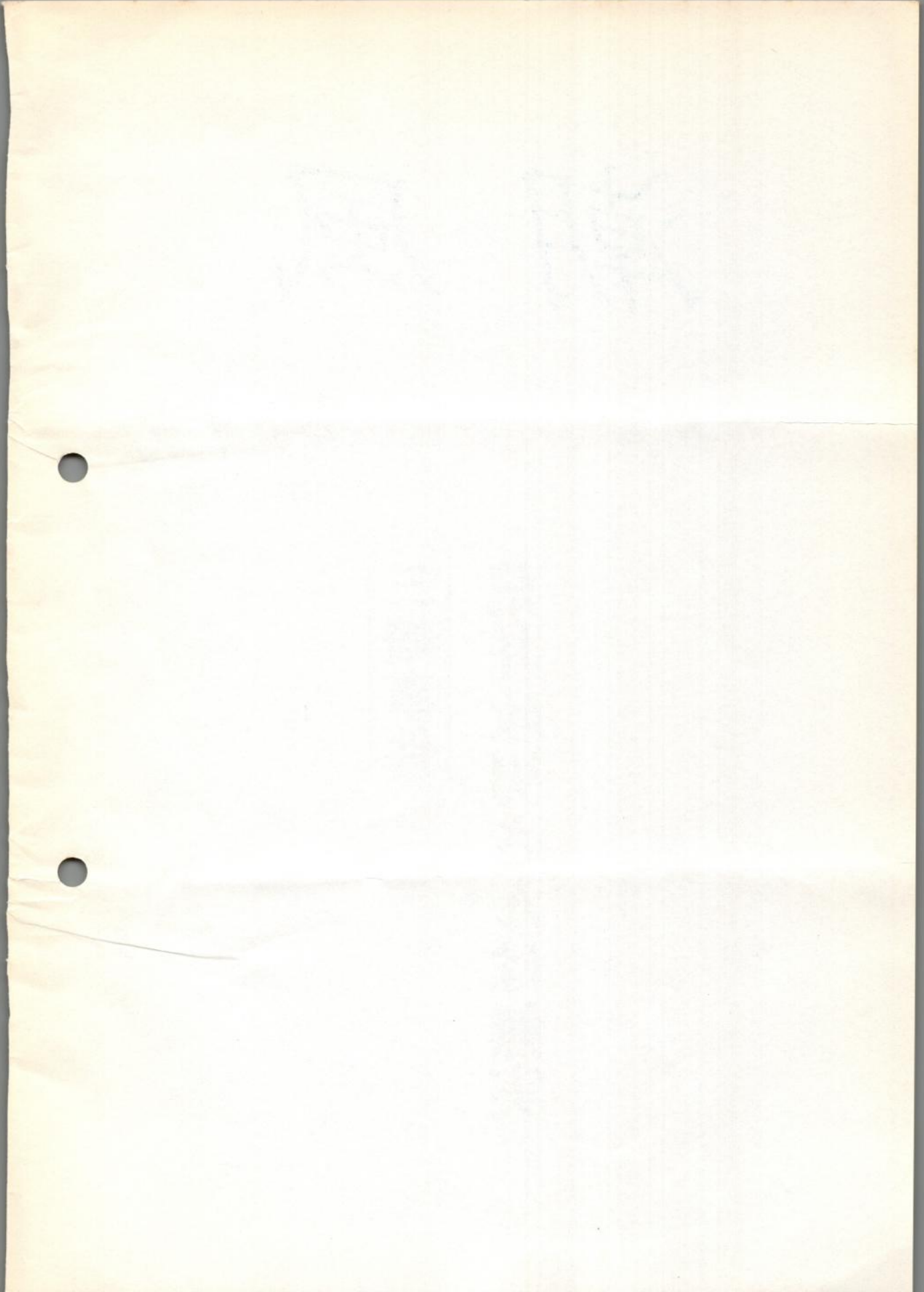
# 潮風

第7号

1992年5月25日

三崎事件

荒井政男さんは無実



## 国連人権委員会へ

### カウンターレポート提出の予定

日本政府が今年の国連人権委員会に提出する報告書では、死刑の適用が慎重に行われ、公正な裁判が行われ、死刑囚は未決拘禁者に準じた処遇を受けているなどと嘘八百を並べています。

救援会では「再審事件交流会」に合流してカウンターレポートを提出することにし、事例報告のレポートを分担しました。以下は、その日本語です。

一、荒井政男さんは、一九七一年十二月、神奈川県三浦市三崎で起きた一家三人殺人事件の「犯人」として逮捕されました。

逮捕当日、頭に負傷した荒井さんに対して医師が安静にするようにと指示をしたにもかかわらず、警察官は取調を行い自白を強要しています。捜査期間中代用監獄に勾留されました。弁護活動はありませんでした。

裁判所は、荒井さんの無実の訴えを無視し、強制による「自白」や目撃証言などを根拠として死刑を判決しました。一九九〇年十月上告棄却となり死刑が確定しました。荒井さ

んは、現在東京拘置所に収容されています。

荒井さんは、一九九一年一月に横浜地方裁判所横須賀支部に再審の申立てをしています。

二、荒井さんは、その事件の犯人ではありません。偶然現場の近くに車を駐車させており、車の中で眠っていて事件に気付き立ち去ったにすぎません。目撃証言は、現場から立ち去ったもう一人の男（真犯人）と荒井さんを混同したものです。荒井さんを犯人とする物的証拠は何もありません。

第一に、荒井さんは過去の交通事故により両足に重い障害があり、三人もの人を殺したり、二階に駆け上がったことができません。

また、犯人が現場に残した足跡（二五、五または二六センチメートル）は荒井さんの履いていた長靴（二七センチメートル）と一致しません。さらに凶器とされた刃物が特定されていません。犯人であれば当然浴びたはずの大量の返り血が荒井さんの衣服や車に全くありません。指紋もありません。荒井さんが取られた「自白」と客観的な事実のあいだには多くの矛盾があります。

裁判所は、一日も早く再審開始の決定を下

すべきです。

三、荒井さんの現在の処遇について

死刑確定囚になってからは、外部交通が弁護士と家族に限られました。再審弁護人との接見は、看守の立合いの下でなされ、時間も三十分以内に制限されています。弁護人あての信書についてもあらかじめ下書きを提出しなければなりません。弁護人あての信書でもヌリツプシをされたり、書き直しを命じられ、許可が出たもの以外は発信できません。

荒井さんは、東京拘置所長に対して、再審裁判上必要という理由で、救援会の会員との外部交通の許可申請を出しましたが、理由も告げられず不許可にされています。

外部交通は、再審裁判を進める上で必要不可欠なものです。不当に制限を行っている東京拘置所はただちに制限を解除すべきです。

私達は、無実の荒井さんが死刑の重圧から解放され、一日も早く再審無罪を勝ちとり、家族のもとで暮らせる日が来ることを望みとしています。

荒井政男さん救援会

# さまざまなきのなかで再審へ

⑤

山際 永三

## 三月七日の死刑廃止

### フォーラム90-II成功

一昨年(90年)に引き続き開催された「死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム90-II」は、三月七日東京日比谷公会堂に約千百人の参加者を得て成功した。

死刑執行ゼロの三年目突入という緊張の中、フランスが死刑を廃止した時の法務大臣であったロベール・バダンテール氏(現・フランス憲法審議会議長)を迎えて、熱気あふれる集会となった。バダンテール氏の言葉にはひとつひとつ重みがあり、参加者の多くはさらに死刑廃止運動を強めていくことに自信を深めた。

バダンテール氏は、謙虚でありながらも自信を込めて「私は、フランスにあったギロチン(首切り装置)七台を博物館におさめた」「国会議員が、死刑廃止を心の中で思いながら、それを堂々と主張しないのはおかしい」「死刑廃止は世論の問題ではない。フランス

でも死刑存置論の方が多数をしめていたが、ミッテラン氏は公約として死刑廃止をかかげて大統領に当選し、実行した」「たとえば、所得税について世論調査を行えば、反対の人が多いのではないか。世論調査の結果に頼るべき問題ではない」「死刑は拷問の延長線上にある。拷問を禁止しながら死刑を存続しているのはおかしい」などと述べた。

拷問を死刑と共通の問題としてとらえる考へ方は、今まで日本にはなかった考へ方だと思ふ。ナチスドイツがフランスを占領していた時代に、ナチスは多くのフランスの人々を拷問にかけ、殺した。その体験が、バダンテール氏の考へ方の根っこにあり、氏の死刑廃止についての強い確信となっているのだと思うことがうかがえた。ナチスに協力した日本で、氏のような考へ方が根づくためには、まだまだ多くの努力を積み重ねる必要があると思つた。

三月七日の集会では、われわれ「再審事件交流会」が企画して、日本の死刑確定者の現

状をアピールするためのパフォーマンス(生の人間の身体・行為による表現)が舞台の上で行われた。まず、われわれの代表がマイクを持って舞台に出て、「これから死刑確定者五十四人の現状を紹介したいと思います」と言うとき幕が開き、舞台の上いっぱい五十四人(男五十二人・女二人)が背中を向けて腰をおろしている。その人々は、死刑確定者の代理の役をつとめるわけだ。全員が背中に大きなボール紙をぶらさげており、「70・11」「92・2」などと、それぞれ死刑確定した年と月を示す数字が書いてある。その中に「90・10」と書いた人がいたのはむろんである。

代表が「札幌拘留所にいる人?」と言うと、四人が立ち上がる。「東京拘留所にいる人?」と言うと、二十八人が立ち上がる、というぐあい次々と紹介し、量刑の基準が曖昧であること、処遇の問題、無実の人々が再審を訴えていることなどを質問して行き、五十四人が立ったり座ったりする。死刑の再審要求がいかに多いのが、眼で見えるかたちで明瞭に示された。最後に全員が立ち上がり、正面に向き直ると、その五十四人の中に死刑台から生きて帰った、免田栄さん、赤堀政夫さん、石井健治郎さんがあり、各死刑囚・獄中者の支援をしている人々や昨年無罪となった小野

悦男さんがいる。このパフォーマンスは、具体的に死刑廃止を訴えるものとして、とても良かったと多くの人からほめられた。

そのあと、加賀乙彦氏（作家）、志賀節氏（衆議院議員・元環境庁長官・自民党）、団藤重光氏（東大名誉教授・元最高裁判事）、土井たか子氏（衆議院議員・前社会党委員長）とバダンテール氏によるシンポジウム「死刑廃止への道程をさぐる」が、死刑を考える弁護士会の安田好弘氏の司会で行われた。

この集会で日本における死刑廃止の運動は新しい段階に入ったと言える。



三月七日の集会に参加した元無実の死刑囚赤堀政夫さんは、自分で書いた「訴え」を多くの人に配付した。この「訴え」はすばらしいものだった（別のページに紹介）。

#### 国連人権委員会に

##### カウンタールレポート

日本政府は、いわゆる「国際人権規約」に賛成・加入しているために、国際連合（国連）の規約人権委員会に対して、自国の人権の状況を定期的に報告する義務を負っている。今年がその報告の年で、日本は「市民的及び政治的権利に関する国際規約第40条1（b）」に基づく第3回報告を提出した。この文書はすでに公開されている。それを見ると、あいかわらずたてまえばかり良く書いてあり、実態・制度の運用において、いかに人権が侵害されている事例が多いかについては全く触れられていない。たとえばその報告書は、日本では拷問または残虐な刑罰は存在せず、いわゆる別件逮捕は認められておらず、代用監獄は適正に運用されており、公正な裁判が保障され、死刑の適用が厳格・慎重に行われ、死刑確定者は未決拘禁者に準じた処遇を受けている……などときれいごとを並べている。こうした政府報告に対抗して、日本の人権の

実態を国連規約人権委員会に訴えるため、いくつかの市民運動グループがカウンタールレポート（対抗報告）を英語で作ることを計画し、その作業に入っている。われわれ「再審事件交流会」としては四月七日に第四回目の会合を開き、この問題を話し合った。

われわれが作るレポートは、日本ではいかに冤罪が多いかについて、なるべく具体的な事例を集めたものにするべきだとの前提で、まず前文として日本での冤罪の概要をまとめたものを書き、その中には主な冤罪の事例（死刑再審・その他の再審・最高裁に上告中の冤罪事件等）をあげ、その事例の中で連絡がとれる事件の救援会・支援者（一部被害者本人・弁護士）にそれぞれ事件の特徴に沿って、政府報告と実態が違うことをわかりやすく書いてもらい、それを添付するかたちにしてしようということになった。その各事件の添付資料は十いくつかなるだろう（三崎事件についての原稿は本誌1ページ目）。

完成はなるべく早い方がいいのだが、日本語の原稿もまだ全部集まっていない。また、いざ英語に翻訳するとなると、実にめんどろな言葉の問題がでてくるので、いまのところどうしても五月いっぱいはいはかかってしまう状態だ。

私は元、無実の「死刑囚」赤堀政夫です。

「死刑囚」は実行犯であれ、私のように冤罪事件に巻き込まれた者であれ、死刑が確定すれば、前にすすむことが出来ない終点にいます。これは実社会（シヤバ）にいる人のように自由に物事が考えられない立場です。私はこうして解放されていますが、現在も囚われている、戦友であった「死刑囚」のことが心配でなりません。そこで「死刑囚」といわれている人々の代弁として、いろいろお伝えしたいと思います。

獄中の「死刑囚」がどんな生活か、ご存知でしょうか。「死刑囚」のほとんどは救済組織もなく、家族から見放され、考えられないくらい貧しいものです。一銭もない人が居ります。

ときには被害者の家族にわびるため一枚のハガキを求めます。そのために請願作業といわれる仕事を必死に行なっています。封筒作りや白袋の処理作業、また紙の買

物袋を作って小遣いかせぎをして何とかやっています。こうした不自由な生活と、終点にいることを皆さんは解ってほしいと思います。

以上のべたように「生活」も「考える」ことも自由ではありません。無実を訴えている人々は裁判所が事実しらべをしてくれたら「何らかの方向が見いだせるだろう」と期待しています。その力になるのは家族、弁護人、救済組織です。力となる救済組織が断ち切られると、獄中者も再審の闘いの力を失います。

ところが国会でも、たびたび拘禁二法が問題となっています。一番問題なのは「死刑囚」に逢わせないことです。終点にいる人と外

部の人と逢わせないのは残酷です。もっての他です。

また、私は死刑制度を廃止させたいと思っています。私の獄中体験から死刑執行の日のことをのべます。

第一にその日刑務官の足音が異様です。大勢がです。誰かやられたなと思うと、面会や風呂、または運動場にゆくとき舎房の一つ一つをそっとみます。第二に空房の札が掛けてあればその人です。

第三に運動場に出て戦友たちの数をしらべます。一人かけていることを知ります。誰一人としてそのことを話題に出来ないのは規則ですが、話題にできるほどの神経を誰一人として持ち合わせていません。ながい沈黙だけがただよいます。「死刑囚」もまた、人間だからです。

### 3.7 死刑廃止フォーラム90-IIに寄せた 赤堀政夫さんの訴え

それでも人々は死刑にせよと言われませんが、私はそれらを身体で感じた一人として死刑制度の廃止を強く訴えます。死刑制度は被害者の気持を修めるでしょうが、それ以外何も生みだしません。人命は地球より重いこと、死刑制度の廃止をすれば、国も死刑という殺人を犯さなくて済みます。私は元「死刑囚」として、まず手はじめに国は死刑制度に関するあらゆる資料を公開して下さるよう希望しています。それにもとづいて国民に議論するよう呼びかけて下さい。そして議論するあいだ、法務大臣は如何なる理由があるかと、死刑執行命令書に印かんを押さないで下さい。

そして最後に、こうした私の考えに皆さんが賛同して下さいとを望みます。

一九九二年三月七日

赤堀 政夫

## 荒政さんだより ⑥



### ●花たちと 語りあった冬の獄

今日の新聞で大阪拘置所在監中の一、二審死刑囚の私の友人で上告中の山野静二郎氏(五十二歳)が大拘側が本の閲読不許可処分処遇に対して、民訴していたが、これに対する判決記事が出ていましたよ。裁判所は山野氏に対して勝訴判決出しましたね。大拘側の本の閲読不許可処分処遇は、違法だとして、山野氏に三五万円を慰謝料として支払えという判決を出しましたね。小さい記事でしたが、読売新聞に出ていました。大拘側がどうせ控訴して、さらに上告迄闘ってくるだろうと思えますから、今回の一審判決勝利で決着はつかないだろうから、勝訴金の入手は、まだまだ先のことになるでしょう。この山野さんの獄中処遇訴訟勝利は高く評価されますし、金額も三五万円と近年にない多目なので、すから万歳ですね。荒政から山野さんへ勝利

万歳を言っていると伝えてくれれば望外の喜びです。私も東拘から本やパンフのスマスリや、閲読不許可処分処遇をやられていますから、東拘相手に民事訴訟裁判をやってやれないことはないけど、私としては、三崎事件の再審開始目指して、全力投球体制で闘い抜かねばなりません。だから、東拘相手に民事訴訟闘争に心を割くのはやめにした訳ですから、ご理解下さいね。(一月二十五日記)

### 愛の花

いろいろ花が届きました。黄色いのや、真白いフリージアよ。ピンクのカーネーションの花よ。名も知らない小さい白い花よ。名も知らない白い花の連なりよ。名も知らない黄色い花よ。真赤なカーネーションの花よ。真紅のチューリップの花よ。真紅のバラの花よ。水色のアヤメの花よ。活花用の芝たちよ。大寒の自殺房内の壁に映えているよ。私の無実闘争二年目の再審闘争に

花たちは私を激励して咲いていますよ。私の闘魂火の玉と燃えてるよ。花たちも紅蓮の炎の如く燃えてるよ。事件現場の真実を闘わずして勝利なしよ。花たちが、私の身も心もなぐさめるよ。

花たちの愛の共闘が見えますよ。花の声が私を包みます。共に闘わん。

一月三十日

切花と語り明かした年始め  
切花の差入れうれし年の暮れ  
切花と語れば温くし冬知らず  
切花と語りて君の冬想う  
切花に想いかさねて寒の入り  
切花に無実打明け獄の冬  
切花になぐさめられて冬燃える  
切花が獄房映えて冬忘る  
切花と朝昼夜を冬語り  
切花は物言わねども冬の愛  
切花と共に闘う冬の獄

一月三十日作



## ● 戸外運動で見つけた春

一日一日春の香りて不自由足は万歳を叫んでいます。

きのうパンフ全部読みました。冤罪通信の編集(抜粋コピーつき)これがすばらしい資料ですよ。(略) オリーブ通信第七号、キタコブシ、七夕通信を読んで死刑囚の個々人の闘いの様子が見えて思わずガンバローと叫んでしまったよ。またアムネステイインターナショナルの死刑廃止ニュースは世界の死刑廃止の活動も見えてきますので嬉しいですね。アムネステイの大きな運動に感謝感激しています。

戸外運動に出た。大イヌフグリの青い小さい花が一ヶ咲いてたのを見つけてましたよ。毎年今月中頃に見付けるのですよ。春一番に咲く草花です。(二月十九日記)

## ● 電気ヒゲソリを貸与された

今日、突然午前中に転房させられました。別に違反するようなことはしていませんからご休心下さいね。何故私だけが今日突然転房させられたのか。何せ半年に一回転房するこ

とが監獄法にあるけども、私は十二月十二日

に転房したばかりですから、まだ三カ月もたないのに突然です。不思議です。今、新聞をにぎわしているカントリークラブの元社長の水野健ボスらが入房しているのが私の近くだったからかと分析していますよ。転房した窓から高速道路壁がはるかに遠望できるのですから、目のためにも仲々宜しいですし、心理的にも大変よしですが、しかし、風呂場がすごく遠くなったのが少々残念ですね。何せ風呂場へ行くのに全員パンツ一枚で歩くのですから全房全員の目に丸見せにして不自由足の不格好な足をさらして公開することになります。だから明日の入浴日は、うすピンクのTシャツ(中川さんからもらったもの)と赤いズボンをはいていくことにして準備しています。服着ての入浴場往復OKでしたよ。(三月六日記)

獄の寸前でしたよ。

私は東拘からの官品電気ヒゲソリ器を専用品で貸与されている。これは長さ一〇、五センチ、幅は四、五センチ、厚さ二、二センチで官品高級品と同質で、充電用ソケット付きで、仲々いい品物だといえるものです。東拘にもエイズ患者がいるのでしょうか。それで法務省も慌てて電気カミソリを死刑確定囚のみに「専用かみそり」として貸与したものと分析しています。そして未決囚には、三千四百円の電気カミソリを購入許可した訳ですね。いよいよ厚生省では本格的にエイズ対策の見直しに乗り出しましたね。エイズ死亡者がふえてきたので法務省も慌てたのですね。死刑囚がエイズで死んでたまたまならないということでしょうか。(三月二十一日記)

私も変らず元気ですから(足以外は)ご安心下さいね。糖尿病からくる足指先のしびれはもう少し残っていますので、「糖尿病のバロメーターのつもりで」完治へ向けて食べ物一切に気をつけています。「甘い物」「塩辛い物」をほとんど断つようになっています。「アメ玉」「イカの塩辛」「コーヒーのサトウ」などです。でも官食の「お汁粉」などはウツカ

りたべてしまうことがあります。私は「お汁粉」大好き人間なので、弱いです(笑)。一週間に一回出る土曜日の「お汁粉」に負けるんです。あとは(出)の「お汁粉」をトイレに捨てることの闘いですよ。ガンバリます。

きのうの新聞で福島いわき宿直員殺人強盗事件で受刑期間丸二十年という無期懲役を務め終え仮出獄した斉藤嘉照さん(五一歳)の再審開始決定ニュースが出ていましたよ。本当に良かったと万歳叫びました。次に幣原弁護士さんが、浦和警察で接見禁止されたことで、訴えていた判決で二〇万円支払命令を国に命じたこのこと、接見禁止した検事側が負けたこともうれしいニュースでした。

(三月二十五日記)

きのうの朝刊で、青山正さんの野田事件で弁護団が女の子殺人事件の証拠物、唯一の少女のカバンがスリ替えられていたことを写真で発見し(カンテイした)て上告審で新証拠として提出することを決めたニュースが出てましたね。マスコミが当時写した写真カバンと警察検察側が写した写真カバンがちがっていることを弁護団が発見したのです。唯一の

証拠物カバンをスリ替えてデッチあげていたことが、バクロされたのです。何という権力犯罪でしょう。全く許せない犯罪です。共に闘わん。

(三月二十七日記)

### ●共に白髪の生え抜けるまで

私の獄中花見情報です。戸外運動場前に桜の木が並んで吉野桜の花が満開四月一日から、今その花が散りはじめています。散る花ビラの風情を楽しみつつありますが、今、「しだれ桜」の花が満開です。そして桜科の「海藤」といっしだれ桜の花と同じく「びんく色」の花が満開です。吉野桜の木の下は「白いジュウタン」を敷いたように花ビラが散っています。そして今、八重桜のハッパがアメ色に芽吹きましたよ。そして草花の大イヌフグリの花が小さく、水色の花を満開させています。そして急に黄色いタンポポの花が一斉に満開ですから、運動に出るのが楽しみです。

(四月八日記)

ゆうべのラジオニュースで、甲山事件山田悦子さんの上告棄却判決が最高裁第三小法廷から出たことのニュースがあり、午後からの回覧読売を見た所、大きく出ていましたよ。

最高裁判所は、全く許しがたいことに二審判決に右ならえをしてみました。今までの署名提出もふみにじり、一審裁判からやりなおしとなりました。

今後山田悦子さんの裁判が何年かかるか? 何十年かかるか? 全く不明となりました。長期裁判への恐るべき棄却判決を下しました。山田悦子さんはじめ救援会皆様ご一同様の苦闘をお察しいたします。共に白髪の生え抜ける迄、無罪勝利迄ガンバリとお伝え下さい。悦子さんは、私に一度面会に来て下さり、「風の旅」詩集を差入れて下さいました。今でも大事に持っています。では真実を闘い抜きましょう。

(四月九日記)



こんにちは、お元気ですか？

二月のカレンダーを捲ると、上田城の梅が外気の冷たさをよそに、ほいと春を部屋に運んでくれました。今日から弥生三月。ひな祭りです。これで寒い冬も終わるんだなあーと思うと嬉しさがこみあげて来て、すり寄るように窓辺から射し込む光を「春の女神」として私は心から歓迎しました。外は快晴、時と共に気温もぐんぐん上って動いていると汗ばむほどです。お昼過ぎ、私はいつものようにポストへと急ぎます。するとどうでしょう。

行き交う道に小さな土の小山が一つ二つ三つと出来ているではありませんか！ 昨日まではなかったのに……もぐら？ そうなんです。もぐらくんです。彼等は一年中暗くて冷たい土の中で生活していますけれど、時々地上に這い出て自分の影を計るんですって。そして春の気配をいち早く感じると、それっ”とばかりにそこらじゅうを駆け廻り、地中で眠っている虫達に「春が来たぞおー」と起して廻るそうです。ですからもぐらのことを「万物の目覚まし時計」だと虫達、いえ人間は呼んでいるようです。こんなもぐらの可愛い話を聞いて、私はどんな顔をしてもぐらが

自分の影を計るのか見たくなりました。さつと大きな帽子を被りサングラスをしっかりかけてソロリと見るんでしょね。

ところで話と言えばここ東部町にも幾つかの物語があります。その一つにかの有名な天下無双の大関雷電為衛門の故郷が東部町大石

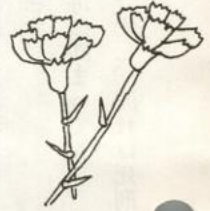
## 山小屋だより



なのです。丁度奈良原に向うバスの途中に生家やお墓があります。そしてこのバスの路線上には百体の観音石仏が路傍に立っています（気をつけてみるとバスの車窓から見えます）。これは新張から地藏峠を越えて孺恋村鹿沢温泉まで約百十メートルごとに、道しるべとしてあり、湯治客の安全と安産を祈願して一番から百番まで、つまり十一面観音、馬頭観音、十手観音等の石仏が百体あるのです。ウィッチハウスは丁度二十九番目の馬頭観音がある所に位置しています。この観音様はいつも眉間にしわを寄せてとって怖い顔をしています。

何処かの誰れかさみみたいに……。二十九番からさらに四十番、五十番と登っていくと、いよいよ高山植物の宝庫と言われる湯の丸高原です。冬はパウダースノーのスキー場として生まれ、スキーヤーのちよっとした穴場です。私も何度か行きましたが二〇九八メートルの湯の丸高原の春は五月。カラ松新緑（素晴らしくきれいです）から始まり、次から次へとその色を競って高山植物が咲き続きます。その数はとても覚えきれませんが霧の中に見えるコマクサやシャクナゲそして秋のマツムシ草は幻想的な美しさで山の精を思わせます。まるでガイドブックのようになってしまいましたが、時には都会の雑踏を離れてチルチルミチルになるのも大切なことだと考えます。植物は決して他者を犯しません。むしろ汚い空気をきれいにしてくれまますし、若や木はそこにあるだけで心ませ華やかな気分にもしてくれまます。ところが人間が動くと、きまっ”てそこに破壊と悲惨な光景が写ります。地球にとって人間こそ最大の悪です。こうして色々考えますと、五月病にかかりそうです。それでは又、三ヶ月後にお逢いしましょう。それまでお元気です！奈良原のウィッチより

## 潮風にのって



◆潮風受取りました。

本当に大変と思います。同じ苦しみを受けて来た者には本人のいたみが分ります。又その本人の真実の訴えを貫いてやろうと努力されて居る弁護士及び支援者の方に感動のほかございません。

荒井君に負わされて居る問題はよく理解して居ませんでした。潮風ではじめて分りました。

再審請求に対して求意見が求められてすでに提出されて居るとのこと経験から重要な時に入って居ることが伺えます。

日本人の司法制度は三権分立で外国の眼からみるとゆるぎなく確立して運用されて居るとみられて居ます。然しそういえないのが日本の場合です。

裁判所も検察庁も同じく天皇から公職を拝命されてこの思想のなかに育成されて居るか

らです。今日までの裁判官が明日は検察官になれる、そしてその公務になんの反省もいたみもなく前進あるのみですから真に悲しい社会であり制度である訳です。

この社会から「なぜ疑われたか」「なぜ認め自白したか」をおしつけに迫られ、この故一般社会の方々からも差視されますと冤罪問題は容易に生れてまいり、良心・良識が弱いために長期に渡って放置され、解決に苦慮します。

私の場合三一年西辻決定を得た時は警察の取り調べの状況を問答的に詳しく綴り心情を手紙に訴え、この結果が確定者に前例未聞の再審決定でした。

この決定は司法界に波紋を投げ免田をつぶせということと裁判官と検察官が一体となり高裁が取り消し、その理由に「一度調べた証拠を再度調べて新証拠とするのは司法の安定をかく」ときめつけました。

この決定に不服で上告しますと、最高裁は「司法の安定の為に国民の一人二人は犠牲にしてもやむをえない」と棄却しました。

この二つの決定は憲法で定めて居る条文を根本から否定し天皇から公職を拝命した、こ

の選はれた者の特権に有頂点になり国民のいたみを全く知らない者のやり方です。

その後最高裁は、五〇年に「疑しきは罰しない」の判例を出しましたが、これは外国に向けたアピールに類して実現不可能な判例と言っても過言ではありません。

いや、お前達四名は白鳥判例で援助したという声を聞きます。然しこの判例の前に「敗戦当時の事件は再審を適用してみようではないか」という声がある、この西辻決定後に四〇年代に出て居る噂を日弁連の人権課の弁護士から聞いて居ります。

荒井君をはじめ確定者のなかに多くの方が再審を求めておられます。これを成功させることは大変至難のわざで、ゆきつく場は力には力で団結して取組むことが大切と思っております。

荒井君が健在の様子ですから幸いです。宜しく御伝え下さい。弁護士方はじめ支援者の健康を祈ります。

三月三日

免田栄

荒井政男さん救済会ご一同さま

◆潮風第六号とチラシは三月五日に拝受しました。どうもありがとうございます。荒政さんがお元氣の様子でうれいす。再審申請請求してから、もう一年以上になると思いますが、一日も早く再審が開始されることを心から念っております。荒政さんは絶対に無実です。証拠上もそれは明白ですし、荒政さんのような良い人が犯人であるわけがないです。三月七日のフォーラム90パートIIはさぞかし盛大であったことだろうと推察しております。私の方も個人パンフ『オーリーブ通信』でア

ピール参加しました。私の個人会の事務局さんが参加してくれました。荒政さんの救援会に『オーリーブ通信』を送っています。荒政さんに届いていますか？三月発行の『オーリーブ通信』第八号を見てもええば私の方の近況も判ると思ひます。

図書抹消訴訟の国賠に完勝しました（一月二四日判決）。あと三件続けて係争中です。私も上告審、国賠訴訟、死刑廃止運動等で相変わらず多忙です。事実誤認死刑判決冤罪を晴らすまでとことん闘います。

死刑廃止への世論は日毎に高まっており、今年には法務省も動くようすし、流れは死刑

廃止に加速されつつあります。

荒政さんと直接交流が出来ませんが、お互いの友情は固く、共に頑張りたひものです。私の家族も変わりありません。御安心下さい。それではまた。どうぞお元氣で！

（大阪拘 山野静二郎）

◆「春」という字についてです。まず、言ひますのは、長かつた冬はようやく終わり、草木がいつせいに芽吹く季節となつたねえ。

「春」という字は地下に埋もれてた草の芽が吹き出す姿を写した象形字が字源だそうですが、植物の芽というものは、実に不思議な力を秘めて居るのではないでしようか。たとえば早春に白い可憐な花で青空を彩る辛夷（こぶし）ですが、その芽は春になつてからいきなり枯枝から吹き出すわけではありません。晩秋の頃から少しづつ芽をふくらませてゆき、長い冬を耐えて、春、花開く時をむかえるのです。これは木蓮も、桃や桜も例外ではありません。

草木にも花開くまでの長い雌伏の時があるのだと思つと、私は少なからず勇氣づけられるのです。

「春」は「張る、みなぎる」にも通ずる生命横溢の季節、どうぞ益々お元氣でお過ごし下さい。

カンパ同封しておく。

（東京 鉄腹剣次）

◆暖冬とはいえやはり寒さ身にしむこの季節。育兒中とはいえ基本的に在宅生活。獄中の寒さを想像すると申し訳ないようなぬく、い生活をして居ます。かと言つて身動きいまいちままならず、ヒマがありそでない生活。救援会にもごぶさたで、うーん……ジレンマ。

一月末で生後まる三カ月となつた野萌（のもい）といひます。早です。ノモイはギリシア語で法律、とかの意味だそう。それに私が漢字を美しくあてはめたのだ。）の寝静まつたあと午前零時ぐらいからやつと完全フリーの時間がとれるんですが、この貴重さよ。というわけでこれも丑（うし）みつ時の執筆です。

年賀状もいただきました。今年には日本の死刑廃止も正念場となるかもしれませぬ。フォーラム90やその他、死刑廃止運動の展開ぶりもすごいですよ。この間、荒井さんも田原法務大臣の出身地大分での集会や、そのあとのフォーラム90の東京メンバーと当法務大

臣の帰路の飛行機内での邂逅の話とかは聞いていらつしやるでしょう。現法務大臣へ死刑廃止の要望を直訴できたんですね。偶然をとらえてすっかりアピールしてくれた人達のおかげでござい！(九州の免田さんはこの話を聞いて感動して、涙こぼしたんだよ。あっごめん免田さん、書いちゃった。許して)

私、八九年の赤堀さんの再審無罪判決のときに静岡に行つたんです。判決のあとごはんを食べた中華料理店のおじさんが「冤罪はいかんが死刑は必要だ」ということを言ったので私なりの反対の思いを伝えたくて。そうしたら「あんたももつと世間を知らば……」「自分のことを持てばわかる」とおじさんは私をあわれんだのだ!

おじさん、私はますます死刑反対だぞ。なぜならますます人の命を断つことを憎むようになったから。

今朝の朝日新聞に、波崎事件の救援をしている人達が、小菅の河原でタコ上げをした、という記事が出ていましたよ。けっこう大きい記事でした。

一日も早く、荒政さん(なれなれしく呼んですみません)も、他の皆さんも無実を晴ら

して帰れる日の来ることを!

からだにはくれぐれも気をつけて下さい。巷ではカゼが猛威をふるっています。

——では、また!

(東京 玉田雪江)

※ごめんなさい。前号のために書いて下さったのに、遅くなりました。赤ちゃんと三月七日に会えたのですが、ねんねこをめくつたときに、野萌ちゃんは泣きそうになってしま

## 《会計報告》

4月30日現在

| ① 収入       |         | ② 支出      |        |
|------------|---------|-----------|--------|
| 前月より繰越     | 218,900 | 潮風(6号)印刷費 | 39,500 |
| カンパ、会費、講読料 | 26,000  | 事務用品      | 1,317  |
| パンフ売上げ     | 4,200   | 再審要求ビラ印刷費 | 13,000 |
| 家族より援助諸経費  | 10,000  | 交通費(家族宅)  | 3,500  |
|            |         | 発送費(切手)   | 7,200  |
| 合計         | 259,100 | 合計        | 64,517 |

① 259,100 - ② 64,517 = 194,583 ……次回へ繰越

って……。しかとお顔を見ることができませんでした。今度また。(編)

### ❖ 編集後記 ❖

●風邪にはめつぼう強い私が、四月から風邪に捕って今だにゴホンゴホンと、眠れない夜を送っています。「風薫る」ときめきの五月というのに、雪が降ったり氷が張ったりの異常気象では何もかもおかしくなりますね。

今、多くの人々の反対を尻目にPKOの制度化が黙々と進んでいます。これは絶対に許せませんからこれ以上おかしくならないよう頑張りましょう。(S・U)

●今号は、荒政さんだよりが一頁多くなりました。冬の間ひたすら頑張られてこられた荒井さんに、春のたよりが届くといいいのです。次号ではまた再審の報告ができる予定です。次号ではまた再審の報告ができる予定です。次号ではまた再審の報告ができる予定です。

甲山事件に対する上告棄却判決をはじめ、死刑廃止の流れに対しても最高裁長官が憲法記念日を前にして「死刑は残虐な刑ではない」と言ったりしています。最近怒っていることが多い私です。(青木)

## 今日も元気で(五)

# 便秘

便秘にはいろいろの原因が考えられます。

大腸の長さや形の異常によるもの、腸の緊張が強すぎたり弱すぎたりするものもあります。が、何といても最も多いのは生活習慣に起因するものです。

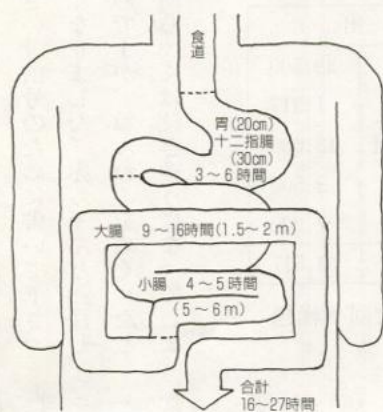
これは、まず便意をガマンするクセから始まります。せっかくのチャンスを逃がすと、腸の壁が圧力の変化に鈍感になって便意が消え、そのまま一日二日とたつうちに直腸が水分を吸収しすぎて、ますます便が固く出にくくなってしまいます。ふつう健康な人なら、一日一回。起きてすぐや朝食後などに自然に便意をもよおすはずですが、これを逃がさないで、何はさておきトイレへ直行するのが、快便の秘訣。

加えて食事の点でもおなかの中を掃除してくれる植物繊維の多いものをとるよう心がけましょう。

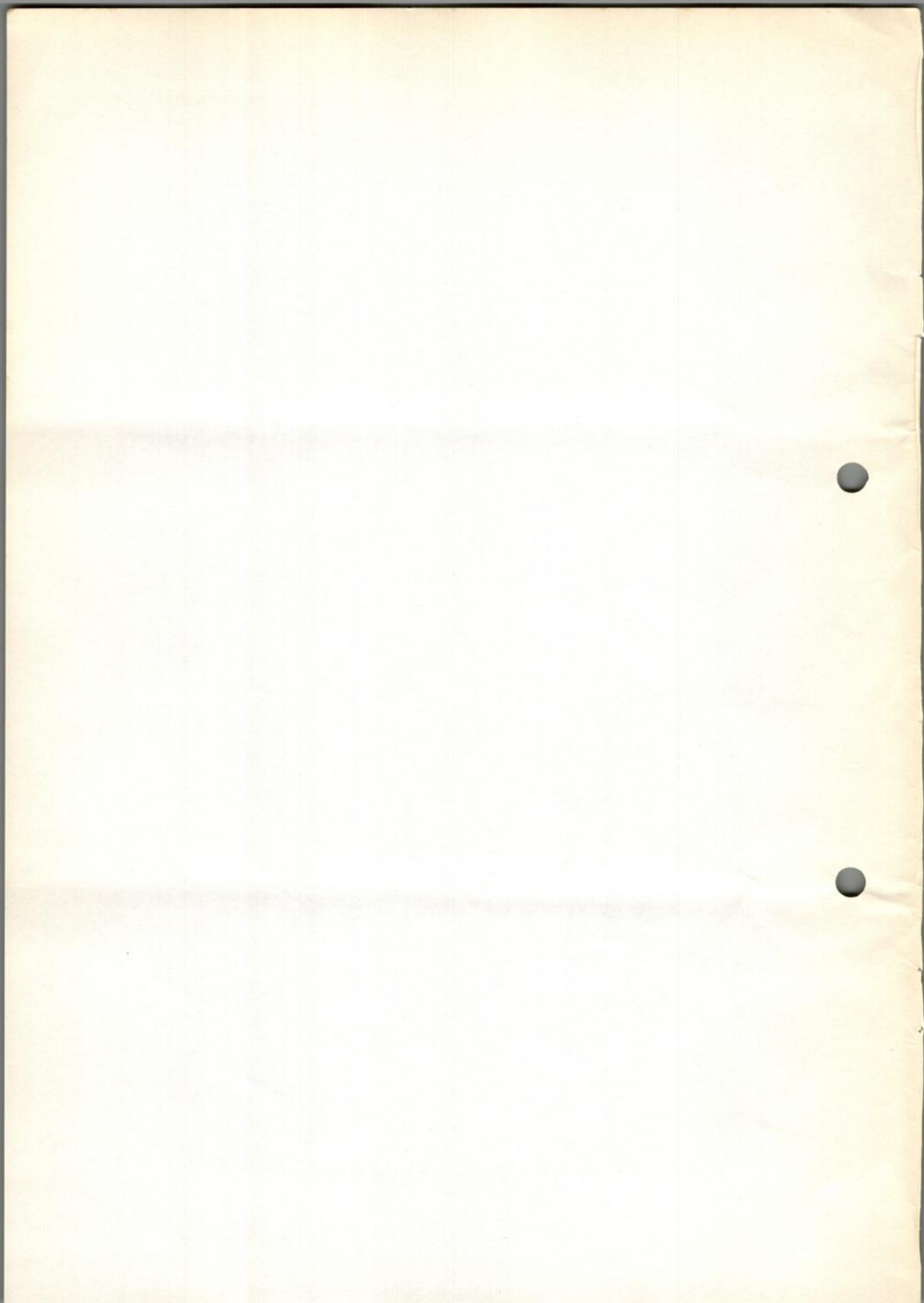
若い人にはサラダが人気がありますが、野菜は見た目のカサが高くても意外に量は少ないもの。おひたしや煮た野菜、それにコンニャクなどをたっぷり食べることとよいようです。しかし、野菜が多い食事というのは獄中ではあまりのぞめないかも。朝起きて

すぐにコップ一杯の水をのんで排便の習慣が  
ついたらやめるといふのもよいようです。  
(健康カレンダーより)  
※いつもこのコーナーで体験を生かした記事  
を書いてくださっている木田さんは都合によ  
り今回お休み。次回が楽しみです。(編)

## 食物の通過時間と距離



口から入った食物が通過して排泄されるまでにかかる時間はちょうどほぼ1日。こんな所にも、私たちのカラダの仕組とこの地球のサイクルとの間の不思議な関係を見つけて驚かされます。胃での滞在時間は、ゴハンやパンでは約3時間、脂肪では約六時間とかなり差があります5~6mもある長い小腸では栄養分が吸収され、ここを通過するのに4~5時間かかります。大腸では水分が吸収されるだけです、出口の所で一定量の便がたまるのを待つため、2m弱の距離に9~16時間もかかるのです。



発行 荒井政男さん救援会

東京都千代田区神田錦町一―一六

神田錦町ビル三階 大手町共同法律事務所気付

郵便振替 東京3-546727

一九九二年五月二十五日 第七号発行

頒価 二〇〇円